

新・さっぽろ子ども未来プラン  
計画素案

平成 27 年度～平成 31 年度



## 【目次】

第1章 計画の策定について	1
1 計画策定の背景及び趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
■ 子ども・子育て支援新制度とは	4
第2章 札幌市の現状	5
1 「推進計画(第1次)」及び「未来プラン(後期計画)」の評価	6
1 計画の概要	6
2 計画の主な取組	6
3 計画における成果指標の達成状況	9
2 札幌市の子ども・子育ての現状	12
1 子どもの現状	12
1 子どもの育ちに関すること	12
2 子どもの権利に関すること	18
2 子育て家庭の現状	27
1 世帯構成に関すること	27
2 就労に関すること	28
3 保育サービスに関すること	30
4 子育ての悩みに関すること	31
3 少子化の現状	35
1 出生に関すること	35
2 婚姻等に関すること	37
3 市民意見に関すること	39
第3章 計画の施策体系	40
1 基本理念	41
2 基本的な視点	41
3 基本目標	42
【施策体系】	43
第4章 具体的な施策の展開	44
基本目標1：子どもの権利を大切にする環境の充実	45
基本施策1：子どもの権利を大切にする意識の向上	47
基本施策2：子どもの意見表明・参加の促進	49
基本施策3：子どもを受け止め、育む環境づくり	52
基本施策4：子どもの権利の侵害からの救済	57

基本目標 2 : 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	6 2
基本施策 1 : 働きながら子育てしやすい環境の充実	6 4
基本施策 2 : 親子の健康を支える相談・支援の充実	6 6
基本施策 3 : 子育て家庭に対する相談・支援の充実	6 9
基本施策 4 : 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実	7 1
基本目標 3 : 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	7 3
基本施策 1 : 幼児期の学校教育・保育の質の向上	7 4
基本施策 2 : 充実した学校教育等の推進	7 5
基本施策 3 : 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実	7 6
基本施策 4 : 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実	7 9
基本目標 4 : 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	8 1
基本施策 1 : 社会的養護の取組の充実	8 3
基本施策 2 : 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実	8 4
基本施策 3 : ひとり親家庭への支援の充実	8 7

## 第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

.....	8 8
1 需給計画策定に関する基本方針等	8 9
2 需給計画	9 3

## 第 6 章 計画の推進体制

.....	1 2 8
1 計画の推進体制	1 2 9
2 計画の評価と見直し	1 2 9
3 成果指標の設定について	1 3 0

## 参考資料

.....	1 3 1
1 計画の策定体制	1 3 2
2 計画の策定経過	1 3 3
3 附属機関について	1 3 4
4 札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査結果	1 3 7
5 札幌市子どもに関する実態・意識調査結果	1 3 8
6 市民ワークショップの結果	1 3 9
7 子どもワークショップの結果	1 4 1

## 第1章 計画の策定について

本章では、計画策定に関する背景及び趣旨、計画の位置付けなどについてまとめています。

- 1 計画策定の背景及び趣旨
  - 2 計画の位置づけ
  - 3 計画の対象
  - 4 計画期間
- 子ども・子育て支援新制度とは

## 1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」を制定し、平成 21 年 4 月に施行しました。

権利条例では、生まれた子どもが、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくために必要な基本的な考えを明らかにするとともに、条例に基づく「札幌市子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」という。）」（平成 23 年度～平成 26 年度）を策定し具体的な取組を進めてきました。

一方、急速な少子化の進行を受けて、「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年に制定され、次代の社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援などの施策に関する平成 26 年度までの行動計画の策定が、すべての市町村に義務付けられました。

これを受け、札幌市においても札幌市次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン（以下「未来プラン」という。）」（前期計画：平成 16 年度～平成 21 年度、後期計画：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を進めてきたところです。

しかしながら、依然として、児童虐待やいじめ・不登校など子どもの権利侵害が顕在化しており、さらに、札幌市の合計特殊出生率<sup>1</sup>については、平成 17 年を下限に増加傾向に転じているものの、全国と同様に今なお低い水準で推移しており、社会経済の仕組みなどに直接的な影響を及ぼすことが予測されます。

また、国においては、子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を制定し、この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度から開始します。なお、子ども・子育て支援法の制定に伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は任意となりました。

こうした状況の中、札幌市においても、子ども・子育て支援をめぐる課題や国の動向に対応するため、「推進計画」の第 2 次計画と、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」を新たに策定することとし、平成 27 年度以降に取り組むべき子どもの権利の保障や子ども・子育て支援の方向性と具体的方策を示すこととしました。

新計画では、権利条例の理念の実現のため、なによりも子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減を図るなど、子どもが豊かに育つ環境を総合的に整えることを目指します。

そして、このような環境整備の結果として、市民の生み育てたいという意識が高まり、出生率が長期的に向上していくことで少子化への対策にも寄与するものと考えます。

<sup>1</sup>【合計特殊出生率】15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第 46 条第 1 項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 1 項に基づく「市町村整備計画（保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画）」も本計画に含みます。

### ＜札幌市の関連する計画との関係＞

札幌市のまちづくり<sup>2</sup>に関する最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（平成 25 年度～平成 34 年度）では、基本理念として「札幌の未来をつなぐ子どもたちのために」を掲げ、札幌の明日をつくる子どもたちが、笑顔で生き生きと暮らすことができるまちづくりの推進を目指しています。本計画は、まちづくり戦略ビジョンを上位計画とする子ども施策分野の個別計画であり、この基本理念を実現するうえで重要な計画となります。

また、本計画は、その他の関連する各施策分野の個別計画の考え方や方向性などの整合性に配慮しています。

#### （主な関連計画）

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画、第 3 次男女共同参画さっぽろプラン、健康さっぽろ 21（第 2 次）、札幌市地域福祉社会計画、さっぽろ障がい者プラン、札幌市教育振興基本計画 など

## 3 計画の対象

本計画は、すべての子ども（おおむね 18 歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）はもちろんのこと、社会的自立が困難な若者（おおむね 18 歳～39 歳まで）を対象とします。

また、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体も対象としています。

## 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間です。

<sup>2</sup> 【まちづくり】ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

## ■ 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度とは、消費税率の引上げによる財源を活用して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、子育て世帯の多様なニーズにこたえる体制を作るとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質と量の両方を充実させようとするもので、平成27年4月1日に制度が開始します。

# 制度の概要

## 子育て世帯のニーズの把握

### 「教育・保育」に関するニーズ

主に幼稚園等の利用ニーズ

#### 【1号認定】

- ・満3歳以上
- ・保育利用なし

主に保育所等の利用ニーズ

#### 【2号認定】

- ・満3歳以上
- ・保育利用あり

#### 【3号認定】

- ・満3歳未満
- ・保育利用あり

### 「地域子ども・子育て支援事業」に関するニーズ

一時預かり事業（保育所等における一時保育事業・幼稚園における預かり保育）

病児保育事業（病後児デイサービス事業、こども緊急サポートネットワーク等）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

など13事業

## ニーズ調査の実施

未就学児童8.7万人から1.5万人を抽出して調査

## 子ども・子育て支援事業計画(本計画第5章を中心として策定)の策定

札幌市子ども・子育て会議による審議

## 計画に従ってニーズに見合うだけの施設・事業を整備

既存幼稚園等の認定こども園への移行

地域型保育事業の新設、既存認可外保育施設からの移行等

#### 家庭的保育事業

保育ママ。定員5人以下で  
きめ細やかな保育

#### 小規模保育事業

定員6人～19人で保育ママ  
に近い環境でできめ細やかな  
保育

#### 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設な  
どで従業員の子どもと地域の  
子どもと一緒に保育

## 施設・事業に対する金銭給付等の実施

認定こども園、幼稚園、保育所⇒市から事業者に対する「施設型給付」の支払

地域型保育事業⇒市から事業者に対する「地域型保育給付」の支払

地域子ども・子育て支援事業⇒市が事業者に対し予算の範囲で補助・委託等を実施

## 「教育・保育」と子育て支援の質・量の向上

## 第2章 札幌市の現状

本章では、計画期間が平成26年度までとなる、札幌市の子ども施策に係る計画「札幌市子ども権利に関する推進計画（第1次）」及び「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」の計画を評価するとともに、新計画の策定に当たり実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」や「子どもに関する実態・意識調査」の結果など、札幌市の子ども・子育ての現状を整理しています。

- 1 「推進計画（第1次）」及び「未来プラン(後期計画)」の評価
- 2 札幌市の子ども・子育ての現状

# 1 「推進計画（第1次）」及び「未来プラン（後期計画）」の評価

## 1 計画の概要

### <推進計画（第1次）>

推進計画は、権利条例に基づく総合的な計画として、平成22年度に第1期推進計画を策定しました。第1期計画では、平成26年度までを計画期間とし、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を基本理念として掲げ、「子どもの意見表明・参加の促進」をはじめとした4つの基本目標のもと、個別の事業や取組など総合的な施策を展開してきたところです。

- 基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進
- 基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり
- 基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済
- 基本目標4 子どもの権利を大切にす意識の向上

### <未来プラン（後期計画）>

未来プランは、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、平成16年度から平成21年度までを前期、平成22年度から平成26年度までを後期と、計画を2期に分け策定し、「子育て支援」「子育て支援」を総合的に進めてきました。

後期計画では、「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」の基本理念と「子どもの視点」「次世代を育成する長期的な視点」「社会全体で支援する視点」の3つの視点に基づき、7つの基本目標を掲げ施策を展開してきたところです。

- 基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり
- 基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり
- 基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり
- 基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり
- 基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり
- 基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり
- 基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

## 2 計画の主な取組

### <子どもの権利保障の推進に関する主な取組>

#### ■子どもの意見表明・参加の促進

##### 【子ども企画委員会の設置などによる子どもの意見の反映】

市政においても様々な計画策定における子ども向けパブリックコメントの実施や子どもとの意見交換会（子ども企画委員会）の実施など、子どもの意見を反映するよう取組を進めました。また、子どもが市政に対して気軽に提案や意見が言えるような仕組みをつくりました。

##### 【児童会・生徒会活動などによる子どもの参加の推進】

各学校において、児童会・生徒会活動などによる行事やきまり等について話し合う場に子どもが参加する取組や、子どもが主体的にいじめ防止やボランティア活動に参加する取組を進めました。

## ■子どもを受け止め、育む環境づくり

### 【放課後の居場所づくり】

放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童への対策の充実として、児童クラブ<sup>3</sup>の対象を小学6年生まで拡大しました。

### 【学びの環境づくり】

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール<sup>4</sup>などの民間施設に対し、事業補助による支援を実施しました。

### 【プレーパーク<sup>5</sup>事業の推進】

札幌市プレーパーク基本方針及びプレーパーク事業推進要綱を策定し、普及啓発事業や活動支援を行いました。

### 【学校におけるいじめへの対応】

各学校において、いじめの取組年間計画に基づいた取組を推進しました。「いじめの状況等に関する調査」の際に、子どもがより素直な気持ちを回答できるように、「悩みやいじめに関するアンケート調査」として実施し、その回答を分析して子どもとのきめ細やかな面談を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を充実しました。

### 【不登校に対する取組】

平成24年度から、不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「心のサポーター<sup>6</sup>配置モデル事業」を行い、平成25年度はモデル校を拡充して実施しました。また、学校に抵抗感のある子どもが通えるように、学校以外の不登校対策施設として「教育支援センター白石・宮の沢」を開設しました。

## ■子どもの権利の侵害からの救済

### 【札幌市児童相談体制強化プランに基づく取組】

児童の養育に関する様々な問題や悩みに24時間対応するため、児童相談所内に「子ども安心ホットライン」を開設したほか、各区役所における児童虐待の通報があった際の職員の配置や家庭児童相談室の設置、オレンジリボン地域協力員<sup>7</sup>の創設など、児童虐待の対応を強化しました。

### 【子どもアシストセンターの運営】

子どもアシストセンターでは、年間約4,000件前後寄せられる相談に対し、親身に対応し、必要に応じて調査・調整等を行うなどにより、子どもの権利の侵害からの救済を図りました。また、各関係機関との連携強化や出前講座等を通じた広報・普及活動により、安心して相談ができる環境づくりに努めました。

<sup>3</sup> 【児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

<sup>4</sup> 【フリースクール】 不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

<sup>5</sup> 【プレーパーク】 子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、既存の公園などにおいて、「規制を極力排除した子どもの遊び場」を地域住民等が開催・運営する取組。

<sup>6</sup> 【心のサポーター】 不登校やその心配がある子どもや家庭に対し、個別の指導を行ったり、関係機関と連携して対応したりするなど、一人一人の子ども状況に応じた支援を行う有償ボランティア。

<sup>7</sup> 【オレンジリボン地域協力員】 児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

## ■子どもの権利を大切にす意識の向上

### 【子どもの権利の広報普及】

子ども向け出前授業や教職員向け出前講座を新たに実施したほか、幼児やその保護者向けの絵本を新たに作成しました。

### 【教職員研修の充実】

教職員研修の充実を図るとともに、対象者の拡大をはかり、従来の新任管理職研修、10年経験者研修に加えて、初任者研修においても子どもの権利の研修を実施しました。

### 【学習資料の作成】

札幌市研究開発事業において、子どもの権利に関する研究を実施し、児童生徒向けの学習映像資料（DVD）を作成し、全市立学校に配布しました。

## <子育てしやすい環境整備に関する主な取組>

### ■安心・安全な母子保健医療のしくみづくり

#### 【妊婦支援相談事業の実施】

母子健康手帳交付時に保健師が妊婦やその家族と面接し、また、必要な場合には、家庭訪問等による継続的な支援を行うことで、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図りました。

#### 【不妊治療支援事業の実施】

不妊治療の際にかかる費用の一部助成を行ったほか、医師・保健師等が相談に応じる不妊専門相談など、不妊に悩む夫婦への支援を行いました。

#### 【乳幼児健康診査の充実】

各区保健センターにおいて、定期的に乳幼児の健康診査を実施することで、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図りました。

### ■働きながら子育てできる社会づくり

#### 【ワーク・ライフ・バランス<sup>8</sup>推進事業】

ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を札幌市独自の基準で認証し、助成を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めました。

#### 【認可保育所等の整備の促進】

認可保育所等の新設や増改築などの整備を積極的に進めることで、保育所定員数を拡充し、保育所待機児童<sup>9</sup>の解消に努めました。

#### 【就労形態に応じた多様な保育サービスの充実】

市民の多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育の実施箇所数を拡充しました。

#### 【病児・病後児への保育サービスの充実】

病院等に付設した施設で病気回復期の児童を一時的に預かる「病後児デイサービス事業」や、緊急時に病児や病後児の預かり等を行う「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を実施しました。

8 【ワーク・ライフ・バランス】 やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

9 【待機児童】 認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

## ■すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

### 【区保育・子育て支援センター及び子育てサロン<sup>10</sup>の設置促進】

区における子育て支援の中心的役割を担う区保育・子育て支援センター（ちあふる）や常設の子育てサロンの設置を進め、子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める場の拡充に努めました。

## ■子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

### 【犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進】

事業者に対し「地域安全サポーターズ<sup>11</sup>」への参加を呼びかけた結果、280を超える団体（社）が参加し、地域の防犯パトロールや子ども110番の店などの防犯活動を実施しました。

## <特別な配慮を要する子どもを支える環境整備に関する主な取組>

### 【家庭的な養育環境の整備】

里親登録数やファミリーホーム（自らの住居等で5～6人の子どもを養育する）などを増やし、虐待など不適切な養育環境で育った子どもに対する家庭的な養育環境の整備を推進しました。

### 【特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携】

各区の幼稚園・保育所・小学校の担当者が一堂に会する「幼稚園・保育所・小学校連絡会」を開催して、幼稚園・保育所の担当者が小学校の担当者に引継ぎを行うなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の就学に向けて円滑な連携がとれるよう、幼保小の連携を推進しました。

### 【ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の実施】

ひとり親家庭の児童（小学校3年生～中学校3年生）に対し、学習習慣を身に付けさせ、基礎学力の向上を図るとともに、進路等の相談を通じひとり親家庭の自立を促進することを目的とした学習支援事業を実施しました。

## 3 計画における成果指標の達成状況

### <推進計画（第1次）>

第1次推進計画では、以下の①～③を成果指標として設け、計画全体の達成状況を評価することとしています。

成果指標	調査名等	子どもに関する実態・意識調査		目標値 (平成26年度)
		平成21年度	平成25年度	
①自分のことが好きだと思う子どもの割合(子ども)		53.2%	65.4%	70%
②子どもが、自然、社会、文化などの体験しやすい環境であると思う人の割合(上段:子ども、下段:大人)		42.4%	59.3%	60%
		55.4%	54.9%	60%
③子どもの権利が守られていると思う人の割合(上段:子ども、下段:大人)		48.3%	57.0%	60%
		48.4%	49.1%	60%

<sup>10</sup> 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

<sup>11</sup> 【地域安全サポーターズ】社会貢献活動の一環としてパトロールなどの市内での地域安全活動を行う札幌市の事業者登録制度。

## 【計画の評価】（まとめ）

第1次推進計画で実施した取組や施策を通して子どもの権利の保障を総合的に進めてきたことで、達成状況からも、一定の成果を生んでいると評価することができます。

しかしながら、②子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合や③子どもの権利が守られていると思う人の割合の指標について、特に大人の値については、第1次推進計画期間中での目標の達成には課題が残るものとなっています。

したがって、第1次推進計画の基本的な考え方は引き続き推進しつつ、第2次推進計画において子どもの権利の保障を一層進めるよう、取り組んでいく必要があると考えられます。

## ＜未来プラン（後期計画）＞

後期計画では、計画全体の成果指標のほか、7つの基本目標ごとにも成果指標を設け、計画全体及び基本目標ごとの達成状況を評価することとしています。

成果指標		調査名等	指標達成度調査		目標値 (平成26年度)
			平成20～ 平成21年度	平成25年度	
全体	子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合		46.4% (平成20年度)	60.7%	70%
	子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合		46.7%(※1) (平成20年度)	56.8%	40%
目標1	子どもの権利が尊重されていると思ふ人の割合(※2)		41.0% (平成21年度)	46.1%	60%
目標2	安心して妊娠・出産ができる環境が整っていると思ふ人の割合		52.6% (平成21年度)	56.0%	60%
目標3	仕事と生活の調和がとれていると思ふ人の割合		38.6% (平成21年度)	48.6%	60%
	希望した時期に、希望した保育サービスを利用することができた人の割合		41.6% (平成21年度)	63.9%	60%
目標4	子育てについての相談体制に満足している人の割合		35.9% (平成21年度)	32.8%	60%
目標5	特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思ふ人の割合		41.7% (平成21年度)	39.5%	60%
目標6	子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合(※2)		58.0% (平成21年度)	60.7%	60%
目標7	子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちであると思ふ人の割合		53.2% (平成21年度)	51.8%	60%

※1 未来プラン（後期計画）策定時のニーズ調査による。

※2 「子どもの権利が尊重されていると思ふ人の割合」及び「子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合」は、「推進計画」及び「後期計画」の成果指標となっていますが、推進計画では「子どもに関する実態・意識調査」、後期計画では「指標達成度調査」により実績値を把握しています。

### 【計画の評価】（まとめ）

計画全体の成果指標である「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」や基本目標ごとの達成状況から、後期計画が一定の成果を生んでいると評価することができます。

一方、計画全体のもう一つの成果指標「子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合」の達成状況からは、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な状況の深刻化や複雑化が伺えます。

したがって、今後も、施策の見直しなども含め、子どもを生み育てやすい環境をより一層推進していく必要がありますが、基本目標ごとの成果指標からは、特に基本目標4及び5の成果指標「子育てについての相談体制に満足している人の割合」「特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思ふ人の割合」の平成25年度実績値が、平成26年度の達成目標値からかい離していることへの対応が必要です。

※ 新計画の課題と課題を踏まえた施策の方向性は、成果指標の結果だけで判断できるものではないことから、次ページからの「札幌市の子ども・子育ての現状」も踏まえたうえで、第4章「具体的な施策の展開」（44～87 ページ）に基本目標ごとの現状と課題を整理しています。

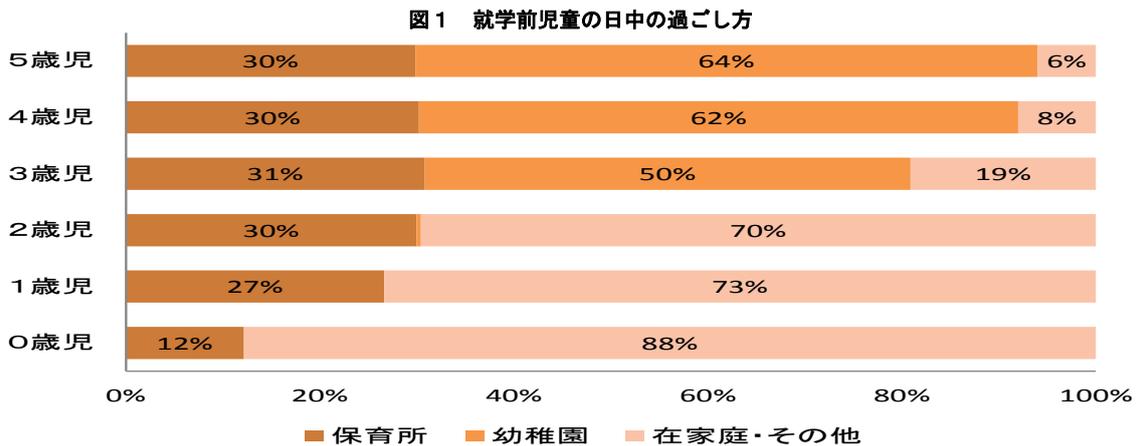
## 2 札幌市の子ども・子育ての現状

### 1 子どもの現状

#### 1 子どもの育ちに関すること

##### ■札幌市の就学前児童の日中の過ごし方（図1）

札幌市の就学前児童が日中に過ごす場を見ると、3歳未満の児童の約8割が家庭などで過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園を利用しています。

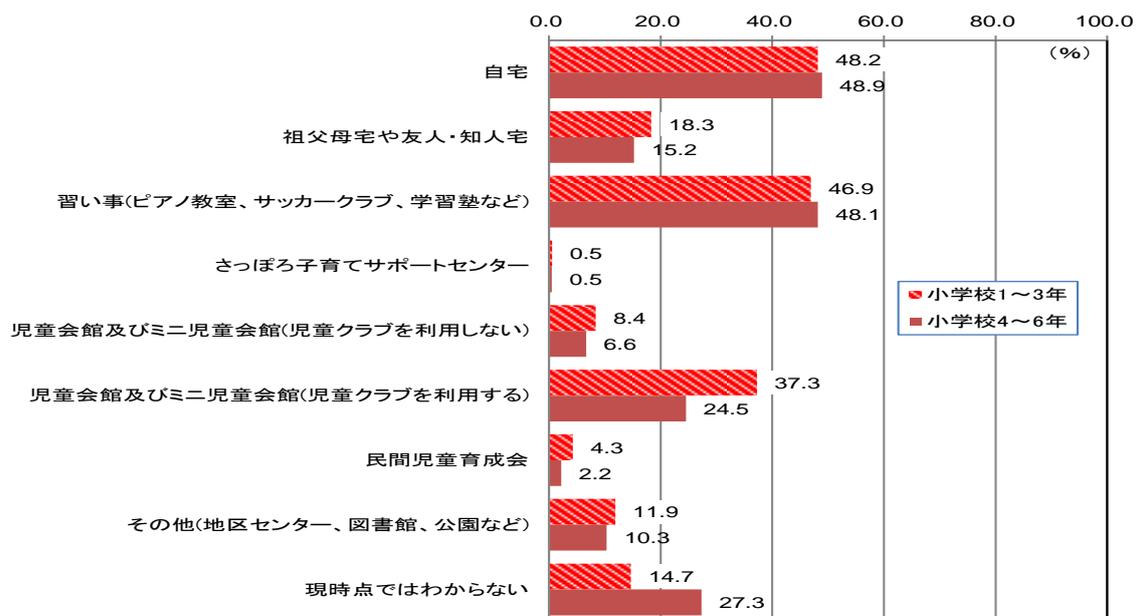


##### ■小学校就学後の放課後の過ごし方（図2）

学年に関わらず、いずれも「自宅」と「習い事」が4割を超えています。

「児童会館及びミニ児童会館<sup>12</sup>（児童クラブ<sup>13</sup>を利用する）」では、高学年に比べ低学年の利用希望が高いことが分かります。

図2 放課後の時間を過ごさせたい場所（※回答者は5歳以上の就学前児童の保護者）

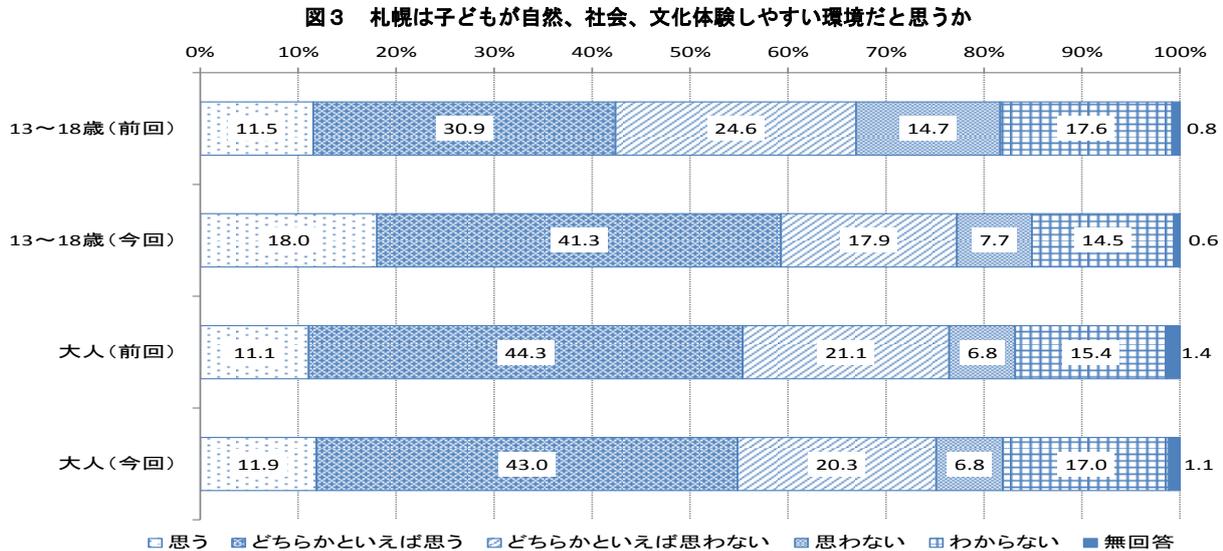


<sup>12</sup>【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

<sup>13</sup>【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

### ■体験活動について（図3）

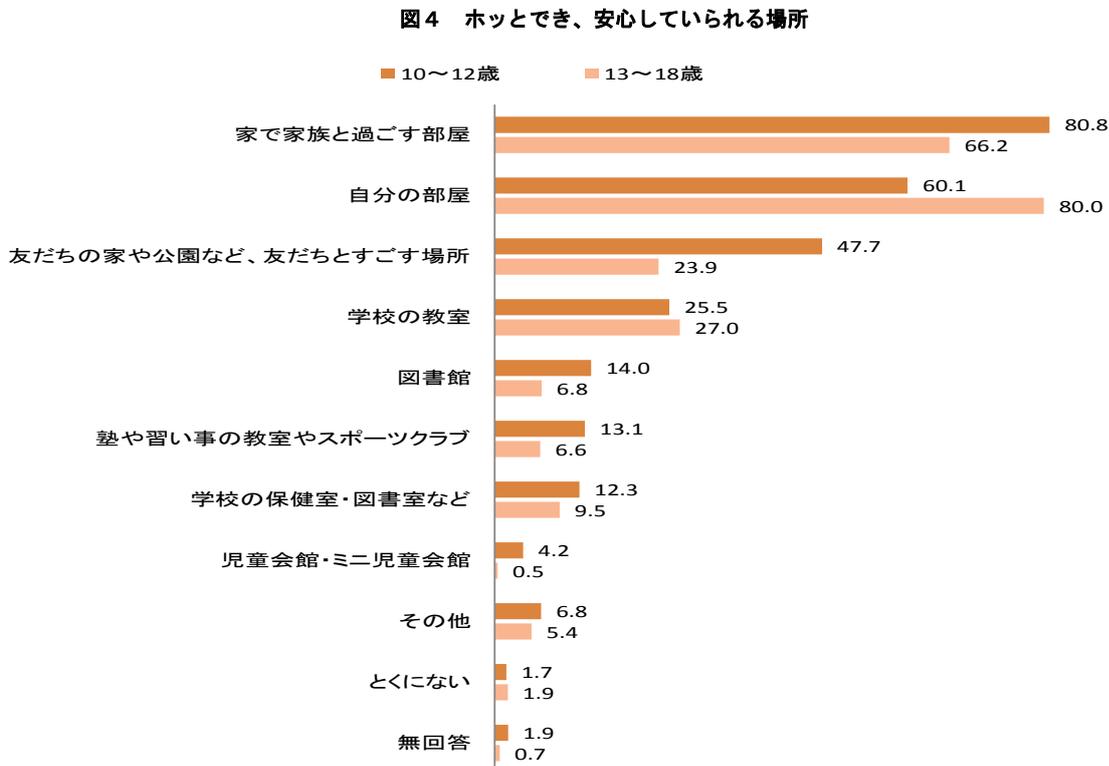
体験活動がしやすい環境だと「思う」（「思う」と「どちらかといえば思う」の合計）と回答した割合は、子どもが59.3%、大人が54.9%となっており、子どもが前回から16.9ポイントと大きく増加したのに対し、大人はわずかですが減少しています。



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成25年度）  
※前回の調査は平成21年度

### ■安心していられる場所（図4）

「家で家族と過ごす部屋」と「自分の部屋」の自宅内が、いずれの年齢においても6割を超えており、10～12歳では「家で家族と過ごす部屋」が、13～18歳では「自分の部屋」が8割を超えています。



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成25年度）

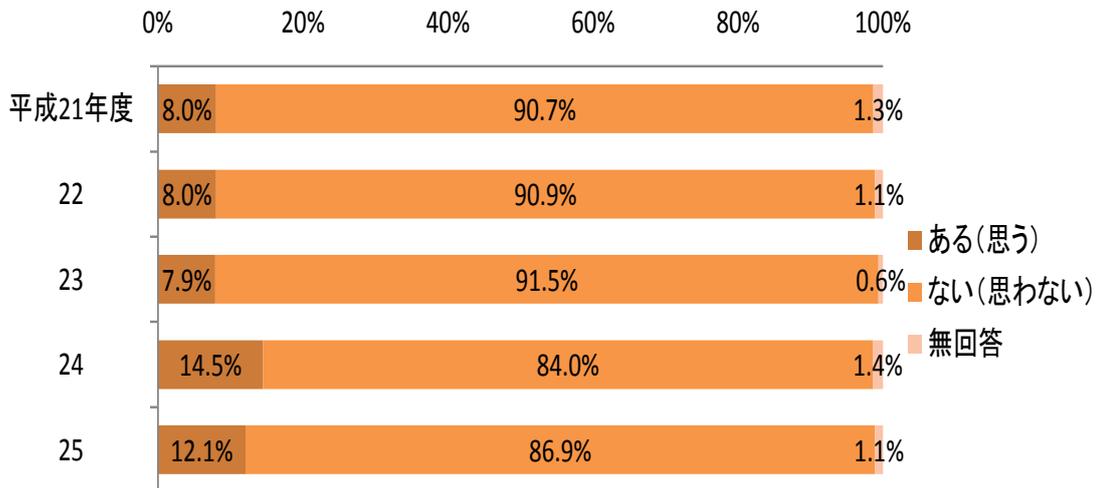
## ■いじめ・不登校（図5、図6）

図5のとおり、小学生・中学生の1割程度の子どもが、いじめられたことがあると回答しています。

また、図6のとおり、不登校の児童・生徒数は、1,600人を超える数（在籍率1.2%前後）でおおむね横ばいに推移しています。

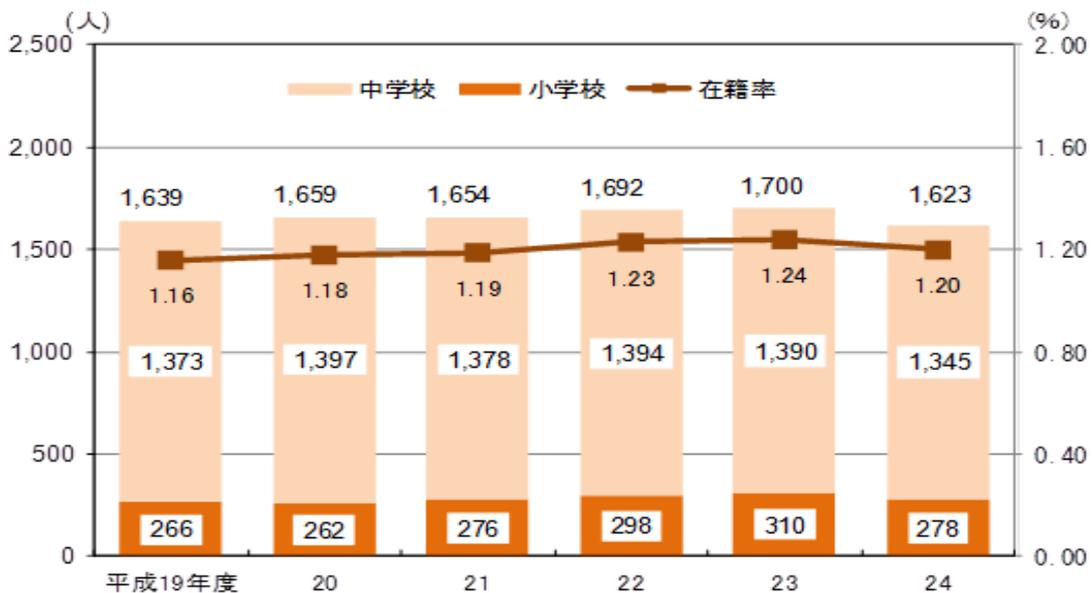
図5 いじめられたことがあると思う児童の推移

※平成23年度までは「今、いじめられていると思うか」という設問、  
平成24年度からは「今の学年になってからいじめられたことがあるか」という設問



資料：札幌市「悩みやいじめに関するアンケート調査」

図6 札幌市における不登校児童・生徒数の推移（市立小学校、中学校）

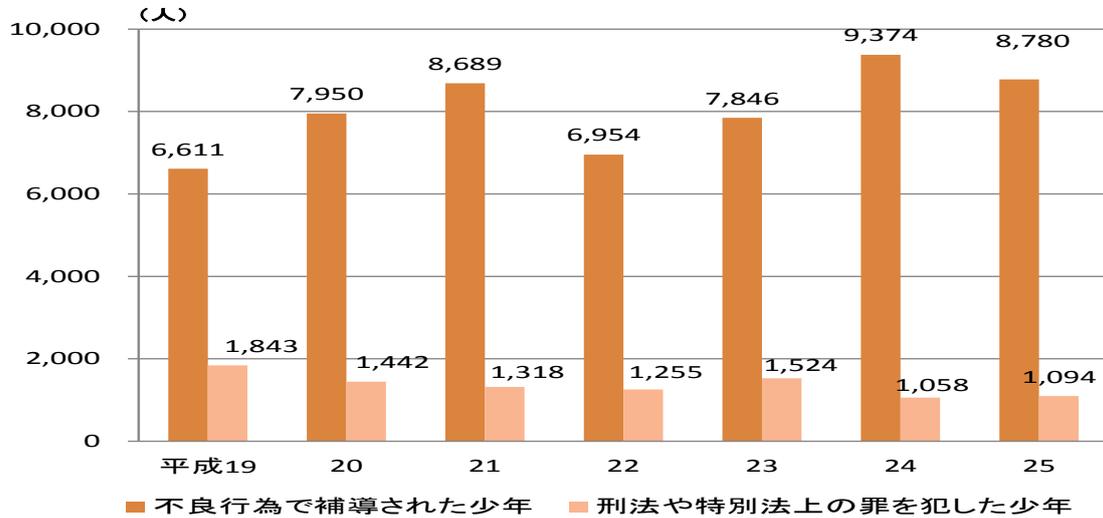


資料：札幌市教育委員会

## ■少年非行・少年犯罪（図7）

不良行為で補導された少年の人数は増加傾向にあり、平成25年には8,780人となっています。一方、刑法や特別法上の罪を犯した少年の数は減少傾向にあり、平成25年は1,094人となっています。

図7 札幌市内警察署における少年非行・犯罪の状況



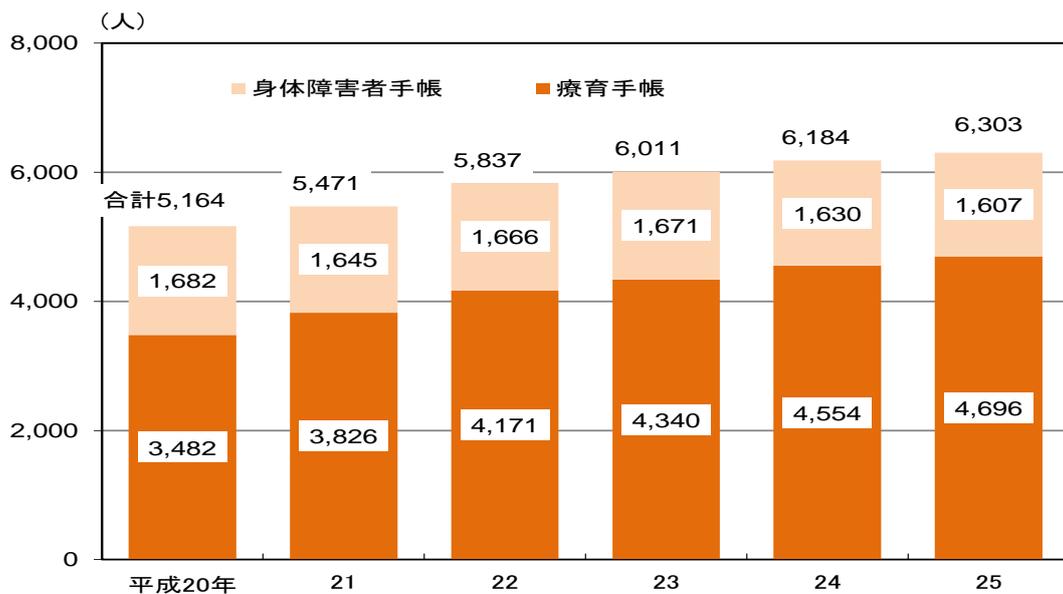
資料：北海道警察本部

## ■障害者手帳・療育手帳保持者（図8）

札幌市における18歳未満の子どもの身体障害者手帳の所持者数は、1,600人程度でおおむね横ばいに推移しています。

一方、知的障がいのある方の状況や相談記録を記載した療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、平成20年と平成25年を比較すると34.9%増加しています。

図8 札幌市における18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数



資料：札幌市保健福祉局

## ■通所サービスの利用人数（表1）

発達に遅れがあることなどにより、児童発達支援などの通所サービスを利用する子どもは年々増加しています。

表1 札幌市における児童に係る通所サービスの利用人数推移

通所サービス	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童デイサービス※	2,284	1,734	2,385	2,991	—	—
児童発達支援	—	—	—	—	1,920	2,104
医療型児童発達支援	—	—	—	—	39	63
放課後等デイサービス	—	—	—	—	1,834	2,383
保育所等訪問支援	—	—	—	—	18	33
※平成24年4月より、就学状況に応じて児童発達支援または放課後等デイサービスに移行					3,811	4,583

資料：札幌市保健福祉局

### ※児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

### ※医療型児童発達支援

就学していない肢体不自由児を対象に、保育、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、精神発達相談、保健相談、摂食支援及び栄養相談並びに小児科及び整形外科の診察などの総合的な療育を行う。

### ※放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

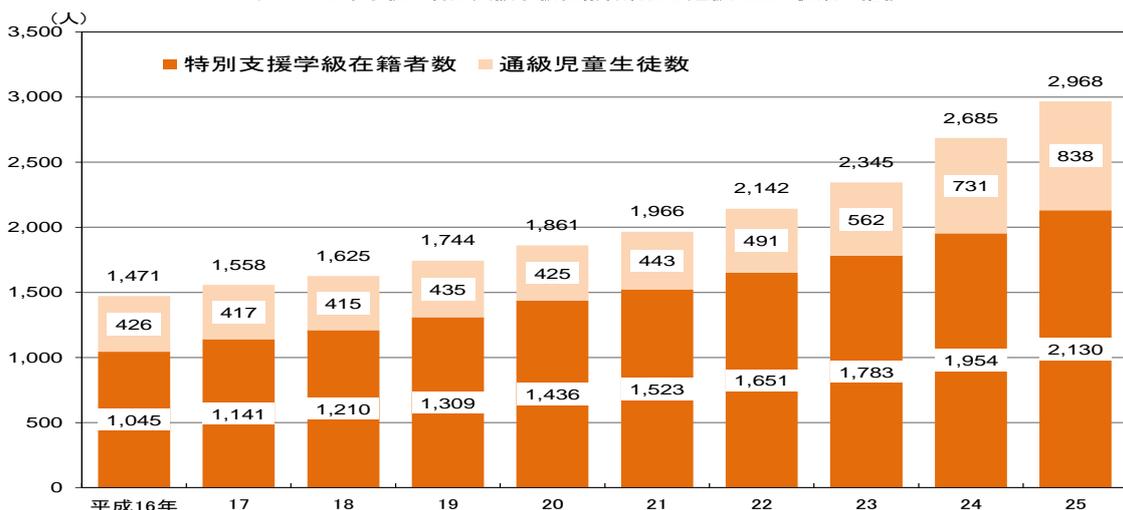
### ※保育所訪問事業

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う。

## ■特別支援教育の推移（図9）

特別支援学級の在籍者数及び通級指導教室を利用する児童生徒数は年々増加しています。

図9 小中学校の特別支援学級在籍者数及び通級児童生徒数の推移



資料：札幌市教育委員会

### ※特別支援学級

障がいの比較的軽い児童生徒のために小学校、中学校に置かれている学級。札幌市では、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱・身体虚弱の特別支援学級を設置している。

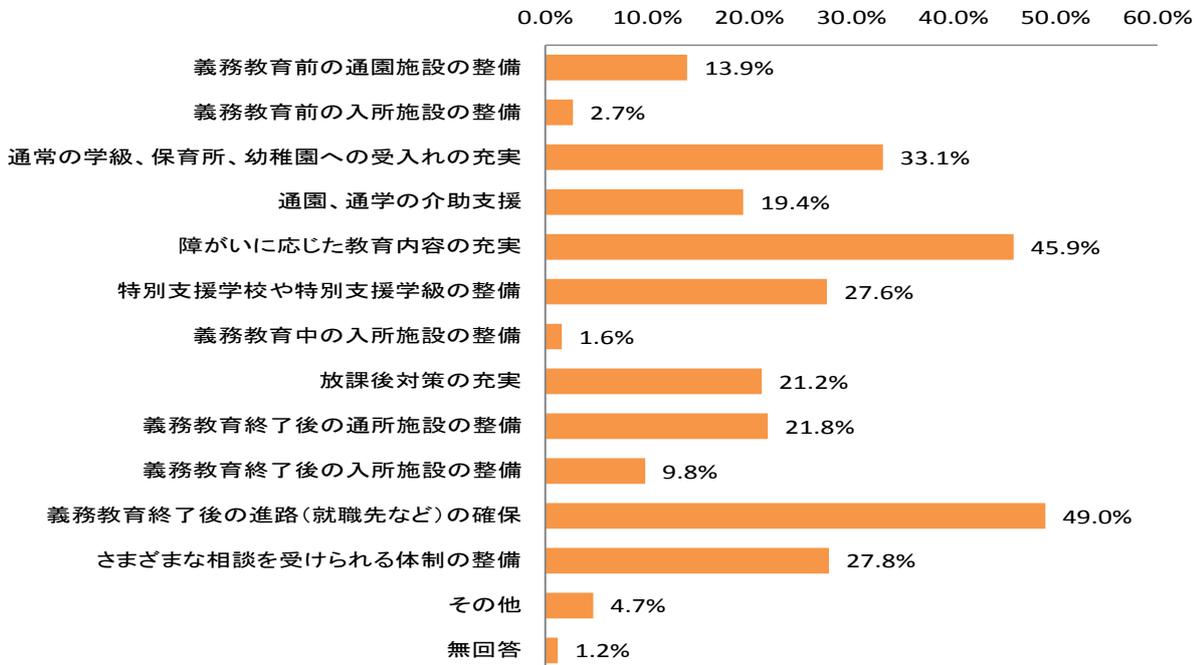
### ※通級指導教室

小学校・中学校の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部の指導を特別な場で受ける制度。札幌市では、言語障がい、難聴、弱視及び発達障がい等の通級指導教室を設置している。

## ■今後の教育・療育へのニーズ（図10）

障がいのある子どもを持つ保護者の希望としては、「義務教育終了後の進路（就職先など）の確保」が49.0%と最も高く、次いで「障がいに応じた教育内容の充実」が45.9%、「通常の学級、保育所、幼稚園への受入の充実」が33.1%となっています。

図10 今後の教育や療育について、どのような点に力を入れるべきか



資料：札幌市「障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査」（平成25年度）

## ■ひきこもりの若者数（表2）

「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」の結果から推計すると、ひきこもり群の若者（15～39歳）は、若者62.5人に対して1人の割合で存在すると考えられます。

表2 ひきこもりの若者の推計数

	ひきこもりの若者の割合※1	推計数※2	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	0.8%	4,762人	準ひきこもり
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.7%	4,166人	
自室からは出るが、家からは出ない	0.1%	595人	狭義のひきこもり
自室からほとんど出ない	0.0%	0人	
合計	1.6%	9,523人	広義のひきこもり (ひきこもり群) (若者62.5人に1人)

資料：札幌市「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成23年度）

※1：標本数2,000人（札幌市在住の15歳～39歳の男女）中有効回収数（率）1,003人（50.2%）

※2：札幌市の15～39歳の人口595,198人（平成23年10月）より、有効回収率に占める割合を乗じて推計

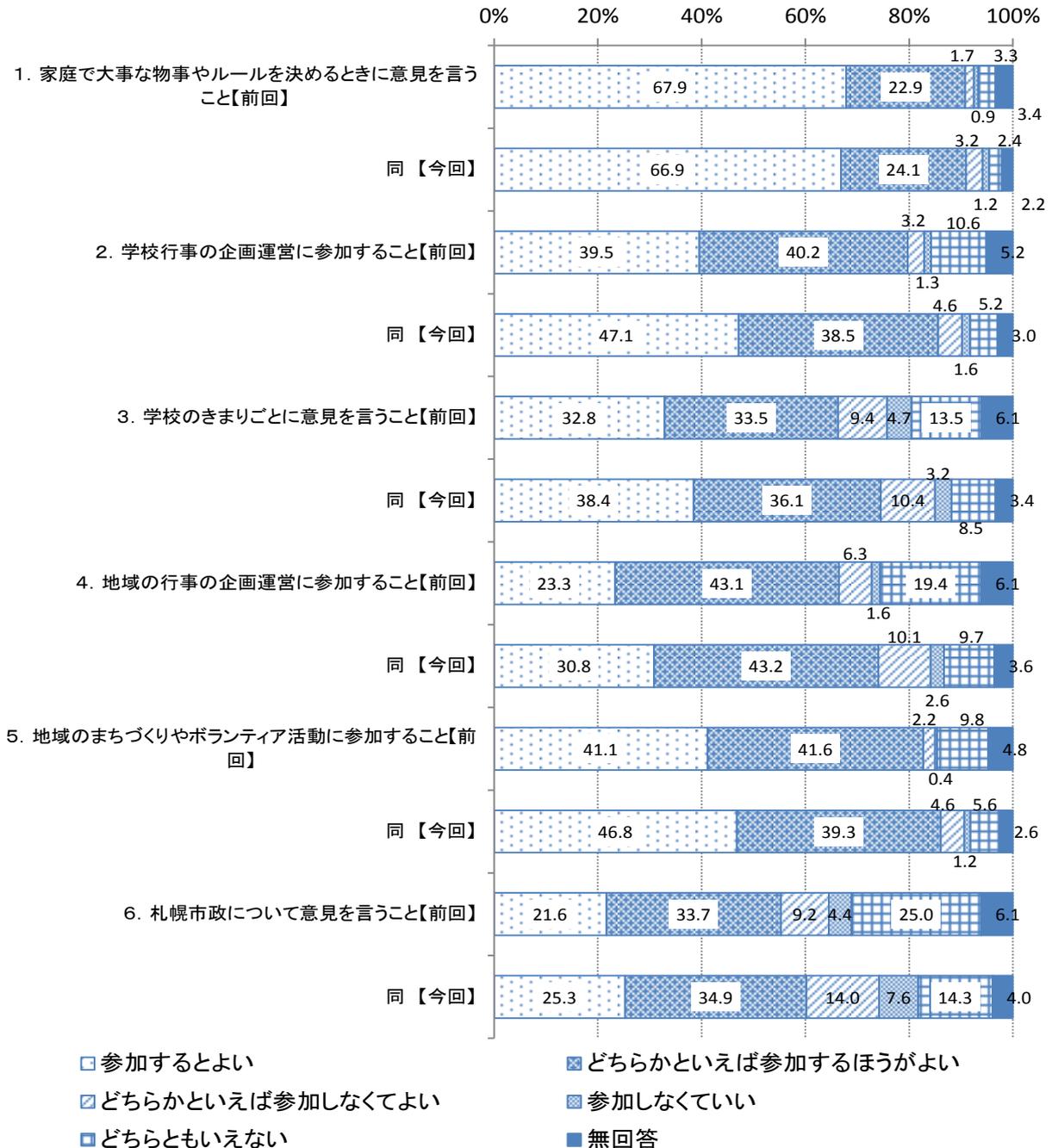
## 2 子どもの権利に関すること

### ■子どもの意見表明・参加（図 11、図 12）

図 11 のとおり、大人については、すべての項目で『参加するとよい』（「参加するとよい」と「どちらかといえば参加するほうがよい」の合計）と答えた割合が平成 21 年度に比べ増えています。

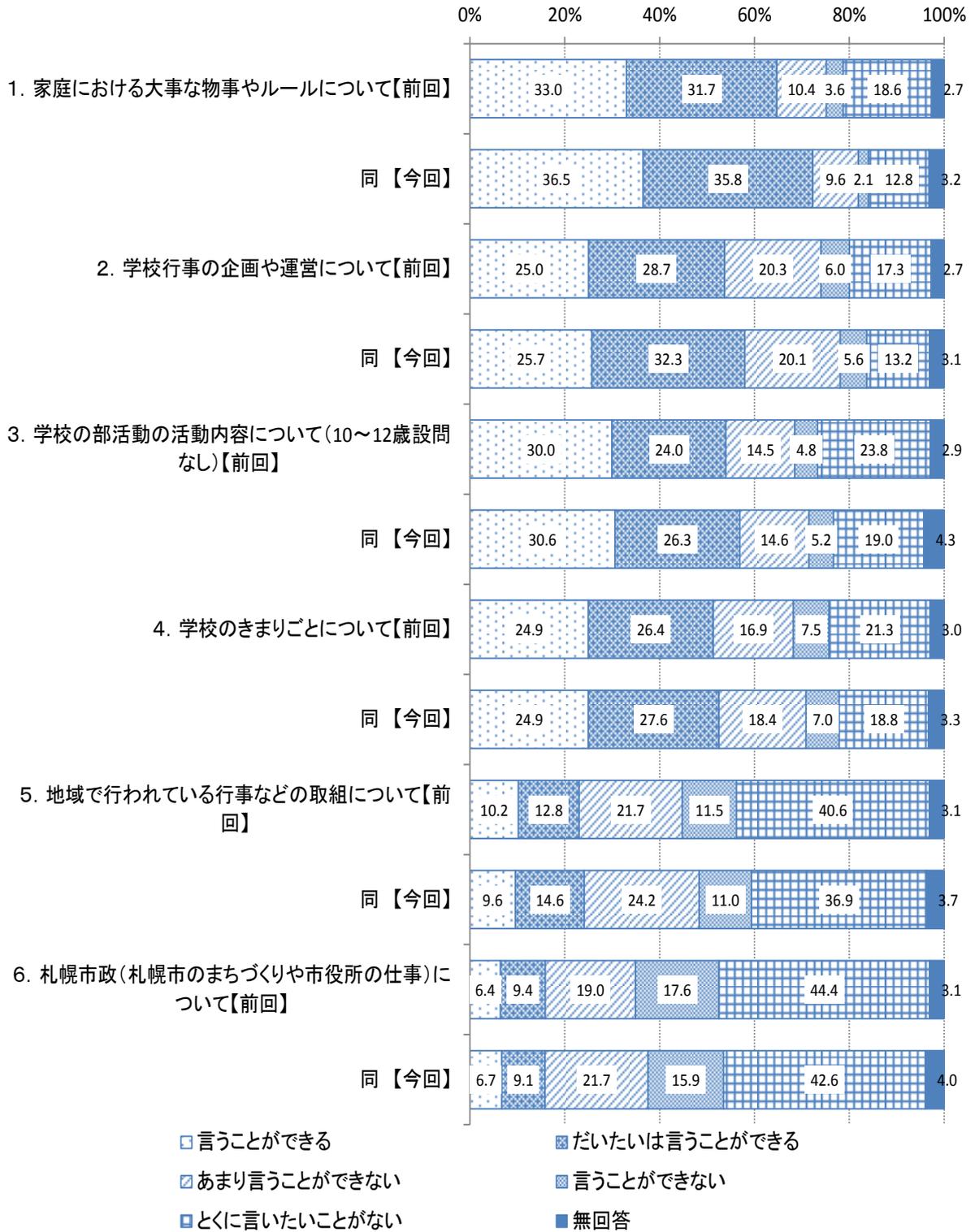
しかし、図 12 のとおり、『言うことができる』（「言うことができる」と「だいたい言うことができる」の合計）と答えた子どもの割合は、いずれも前回より向上しているものの、大人と比較して低いことが分かります。

図 11 【大人】子どもが意見を言ったり、参加したりすることについてどう考えるか



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

図 12 【子ども】自分の考えや思いがあるときにいうことができるか

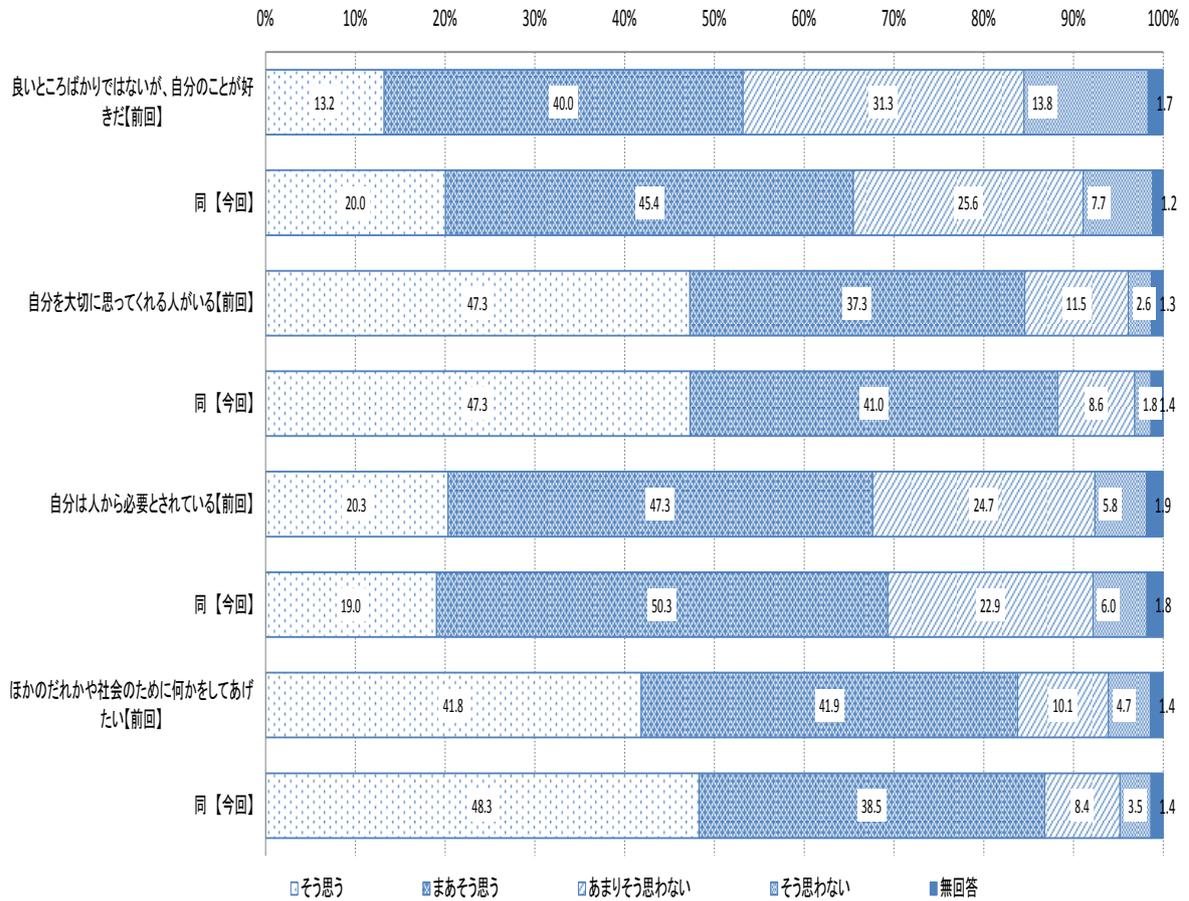


資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

## ■自己肯定感（図 13、図 14、図 15）

「良いところばかりではないが、自分のことが好きだ」について『思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）と答えた割合が前回から 12.2 ポイントと大きく増加したほか、他の項目についても前回より『思う』と回答する割合が増加しています。

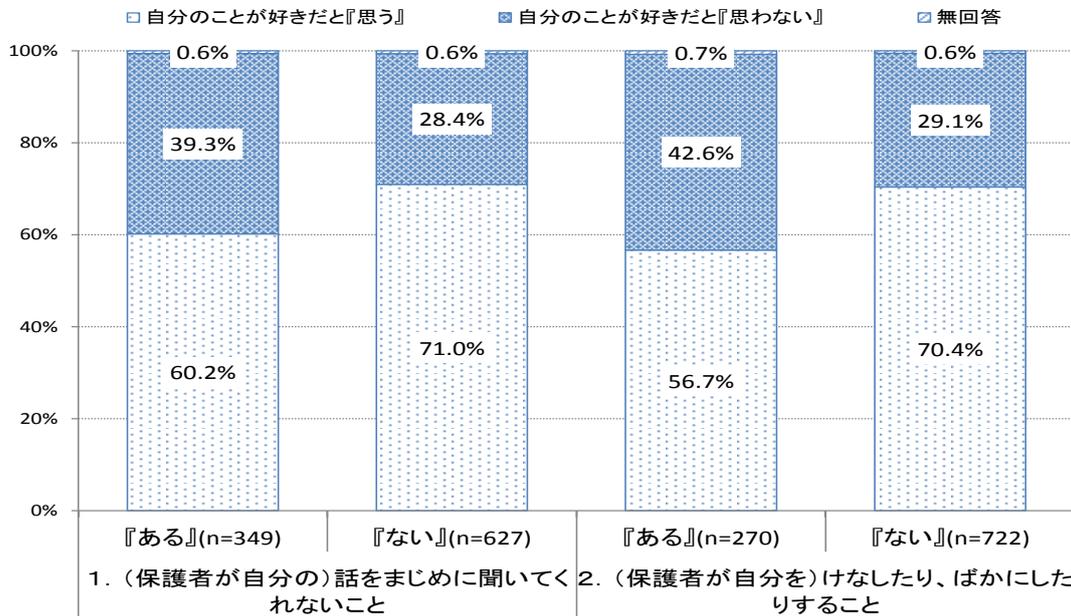
図 13 自分自身についてどう思うか（13 歳～18 歳）



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

また、自分のことをどう思うかと保護者の態度の相関関係では、保護者が「自分の話をまじめに聞いてくれないこと」や「自分をけなしたり、ばかにしたりすること」があると回答した子どもは、「ない」と回答した子どもに比べ、自分のことが好きだと思うと回答する割合がいずれも低くなっていることが分かります。

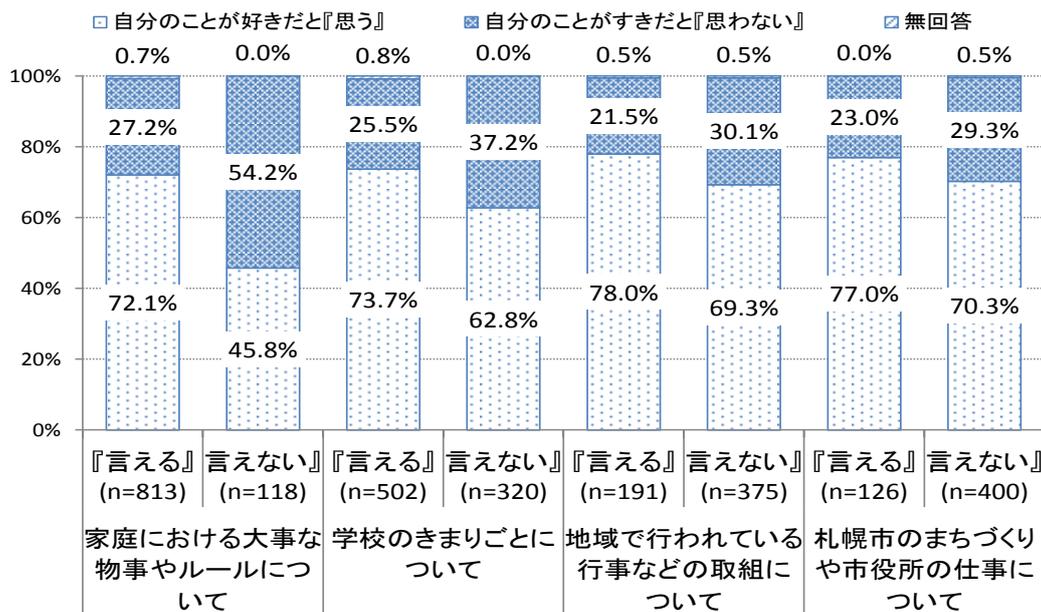
図 14 自分のことをどう思うか（子ども）と保護者の態度の相関関係



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）

さらに、「自分のことをどう思うか」と「自分の考えや思いがあるときにいうことができるか」についての相関関係では、「言うことができる」と回答した子どもは、「言うことができない」と回答した子どもと比較して、「自分のことが好きだ」と『思う』と回答する割合がいずれも高くなっています。特に「家庭」や「学校」など、子どもに最も身近な環境において、その差が大きいことが分かります。

図 15 自分のことをどう思うかと自分の考えや思いがあるときにいうことができるかの相関関係



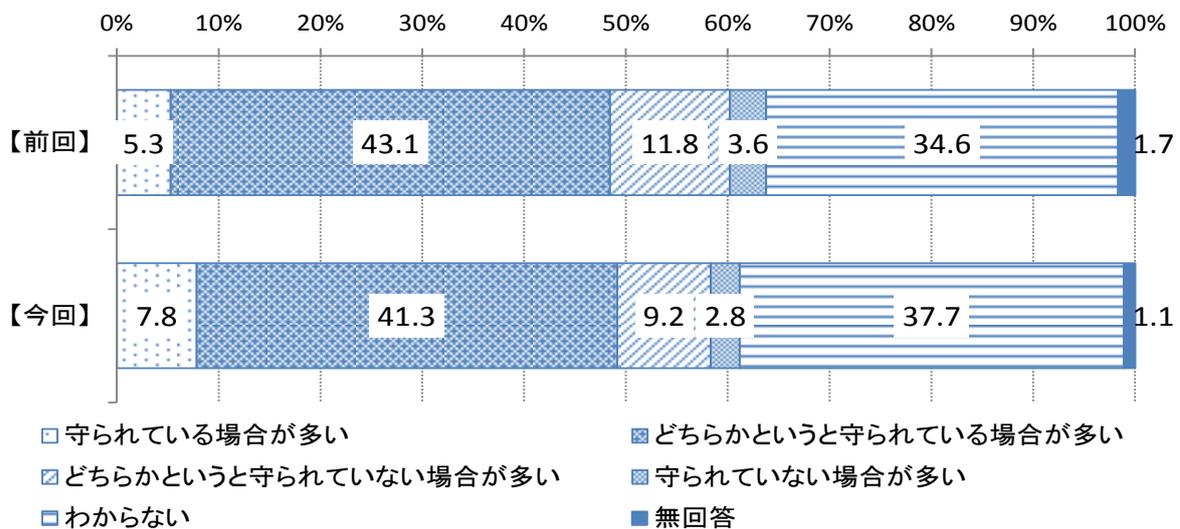
資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）

## ■子どもの権利（図 16、図 17）

大人では、『守られている』（「守られている場合が多い」と「どちらかと言えば守られている場合が多い」の合計）との回答が 49.1%と、前回とほぼ同様でしたが、子どもでは、前回に比べ 8.7 ポイント増加し 57.0%となりました。

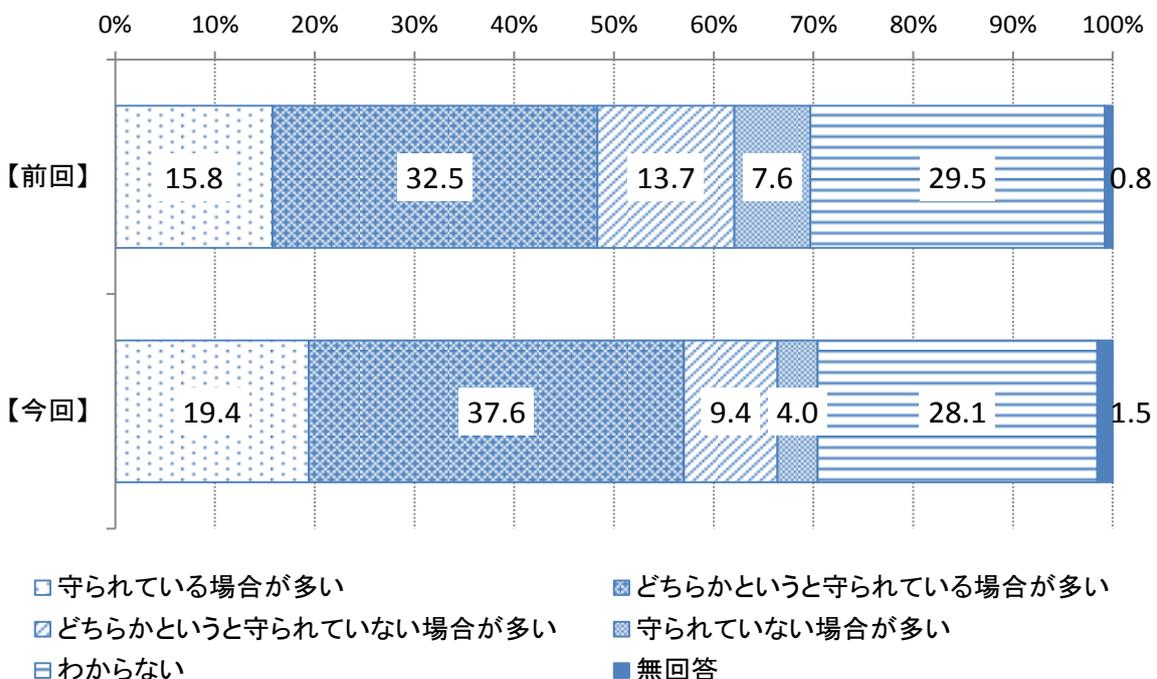
また、『守られていない』は、大人も子どもも前回に比べ減少しているものの、子どもの回答の割合は、いまだ、大人に比べ若干高い結果となっています。

図 16 【大人】子どもの権利が守られていると思うか



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

図 17 【子ども】子どもの権利が守られていると思うか（13 歳～18 歳）



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

### ■守られていないと思う権利（表3）

大人も子どもも「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別などを受けないこと」がともに高い回答割合となっています。

表3 条例に定められている子どもの権利で守られていないと思うもの

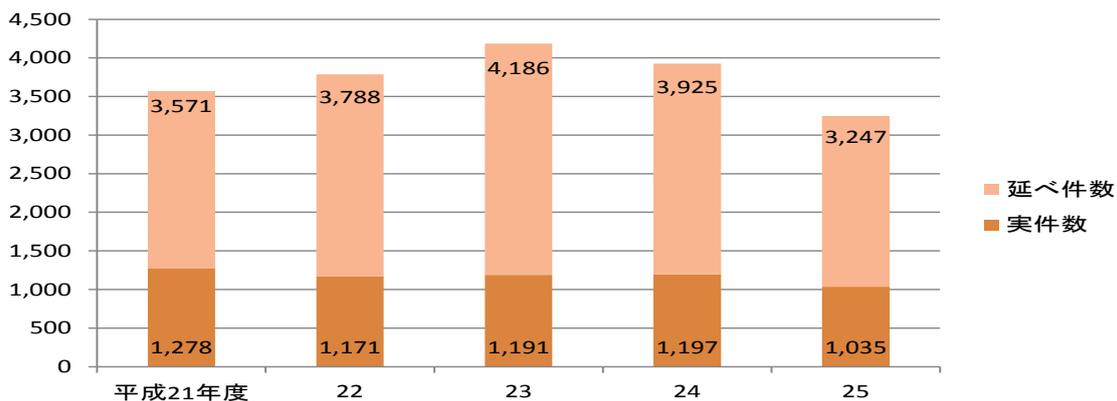
大人(n=1,687)	子ども(13~18歳)(n=1,098)
いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること 37.5%	いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること 46.0%
気軽に相談し、適切な支援を受けること 33.2%	障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと 33.8%
障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと 32.2%	個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること 31.2%

資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成25年度）

### ■子どもの権利救済機関への相談件数（図18）

相談実件数は、1,000件を超える状態でおおむね横ばいに推移しています。

図18 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の相談実績



資料：札幌市「子どもの権利救済機関」（子どもアシストセンター）

### ■子どもの権利救済機関における救済活動（表4）

関係機関に対する調査や、訪問面談による調整等の救済活動は以下のとおりです。

表4 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の相談実績

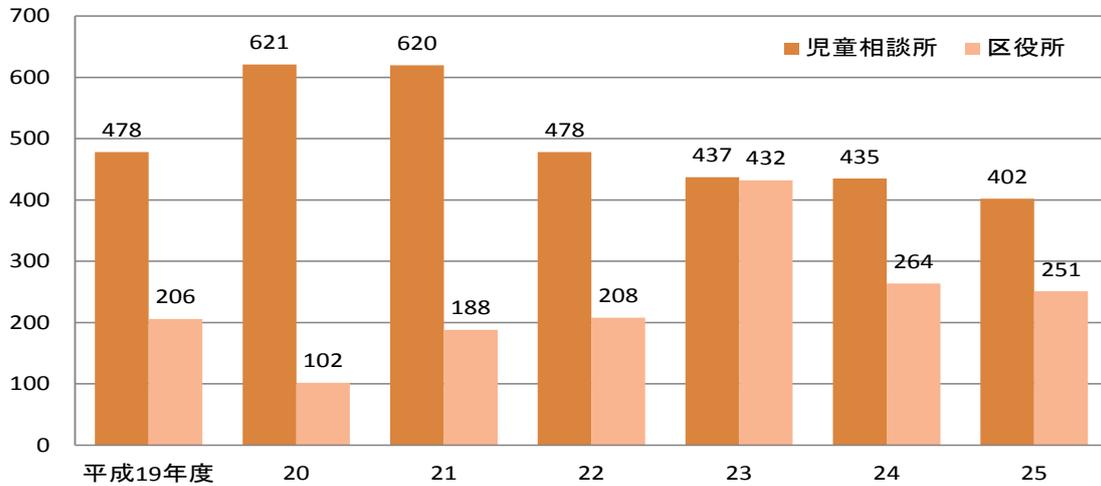
	平成21年度	22	23	24	25
調整活動	41件	42件	19件	18件	21件
救済の申立て	3件	1件	1件	1件	5件
救済委員の自己発意	0件	0件	0件	2件	1件※
				※前年度から継続調査した案件	

資料：札幌市「子どもの権利救済機関」（子どもアシストセンター）

## ■児童虐待（図 19）

平成 23 年度は、家庭児童相談室<sup>14</sup>の設置に伴い区役所の認定件数が大幅に増えましたが、平成 25 年度の認定件数は、児童相談所が 402 件、区役所の合計が 251 件となっています。

図 19 児童虐待認定件数の推移

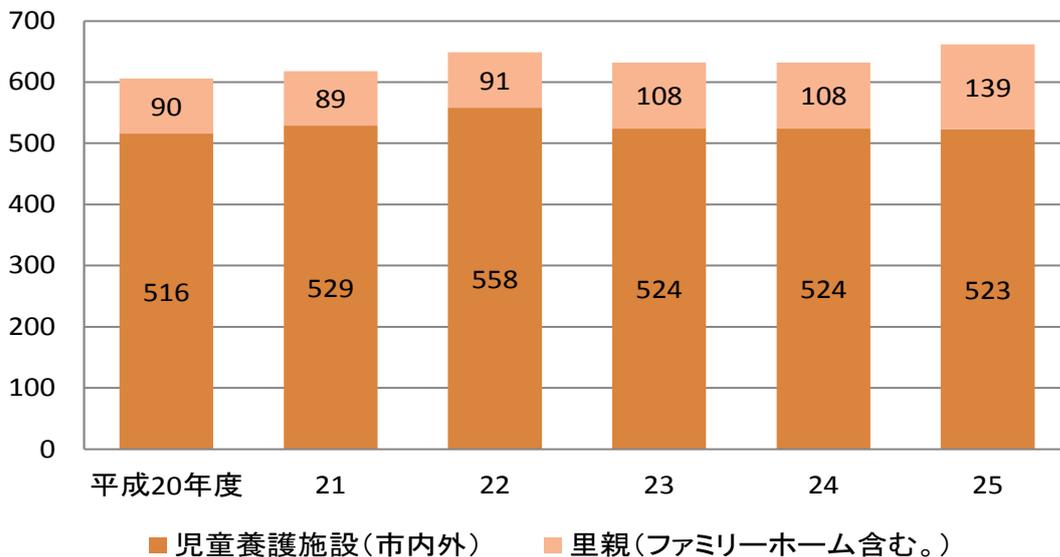


資料：札幌市児童福祉総合センター

## ■社会的養護<sup>15</sup>（図 20）

様々な理由により、保護者と児童と一緒に生活ができず、保護者のもとを離れて児童養護施設や里親宅で生活する児童数は、600 人を超える状態でおおむね横ばいに推移しています。

図 20 社会的養護を必要としている児童数の推移



資料：札幌市児童福祉総合センター

<sup>14</sup> 【家庭児童相談室】各区に設置する子どもの福祉に関する身近な相談窓口。児童虐待通報のほか、養育相談等の電話・来所相談を実施している。

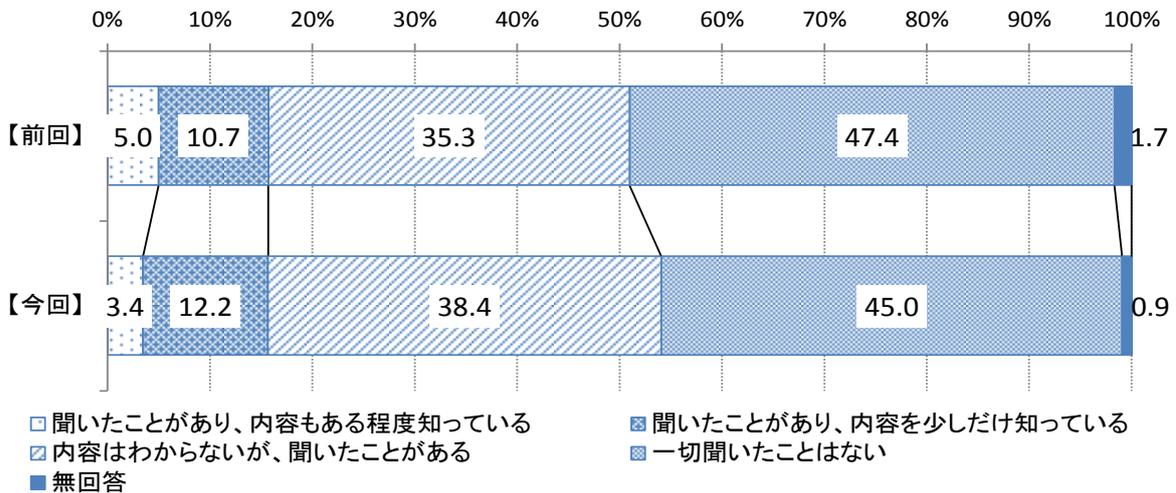
<sup>15</sup> 【社会的養護】家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。

## ■子どもの権利条例の認知度（図 21、図 22、図 23、図 23）

大人も子どもも『知っている』（「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」「聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている」「内容はわからないが、聞いたことがある」の合計）と回答した割合は、前回は上回っています。

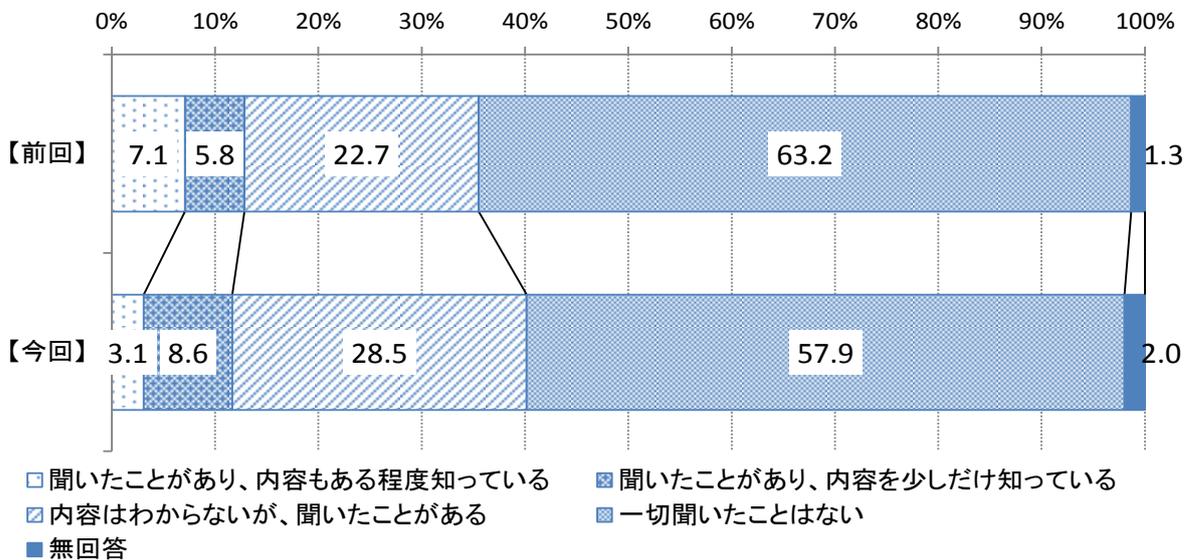
しかし、認知度が前回は上回った一方で、内容の理解度はわずかではありますが、前回は下回っています。

図 21 【大人】子どもの権利条例の認知度



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

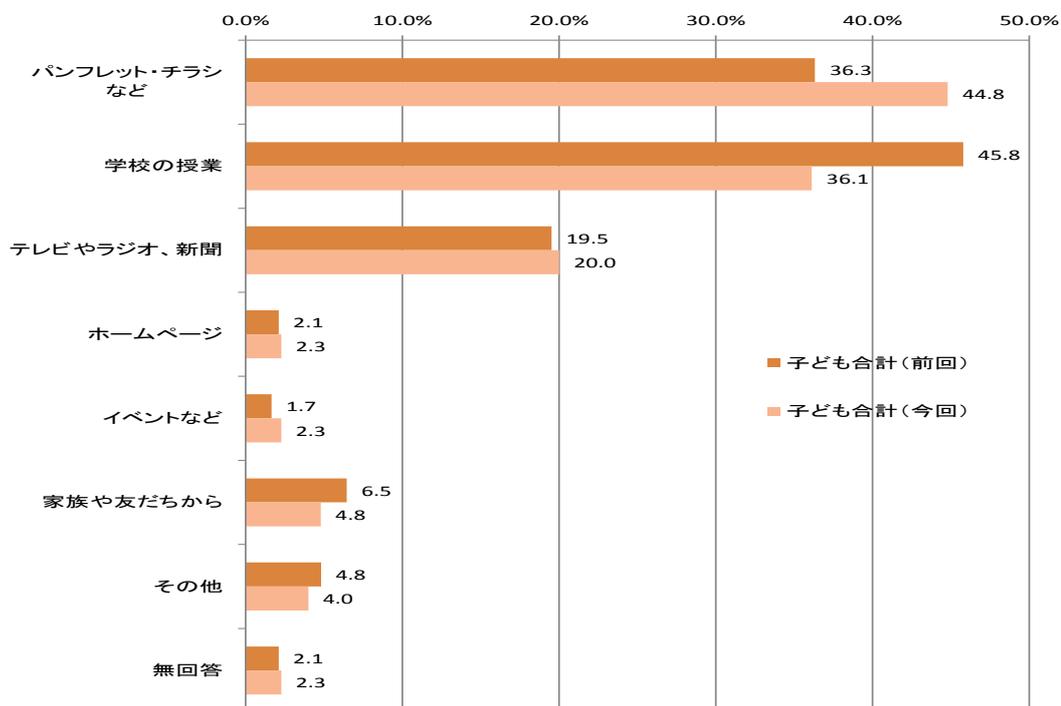
図 22 【子ども】子どもの権利条例の認知度



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
 ※前回の調査は平成 21 年度

子どもの権利条例を知っていると回答した子どもに対し、その認知経路を聞いたところ、最も多いのが「パンフレット・チラシ」で、次いで「学校の授業」という結果になりました。

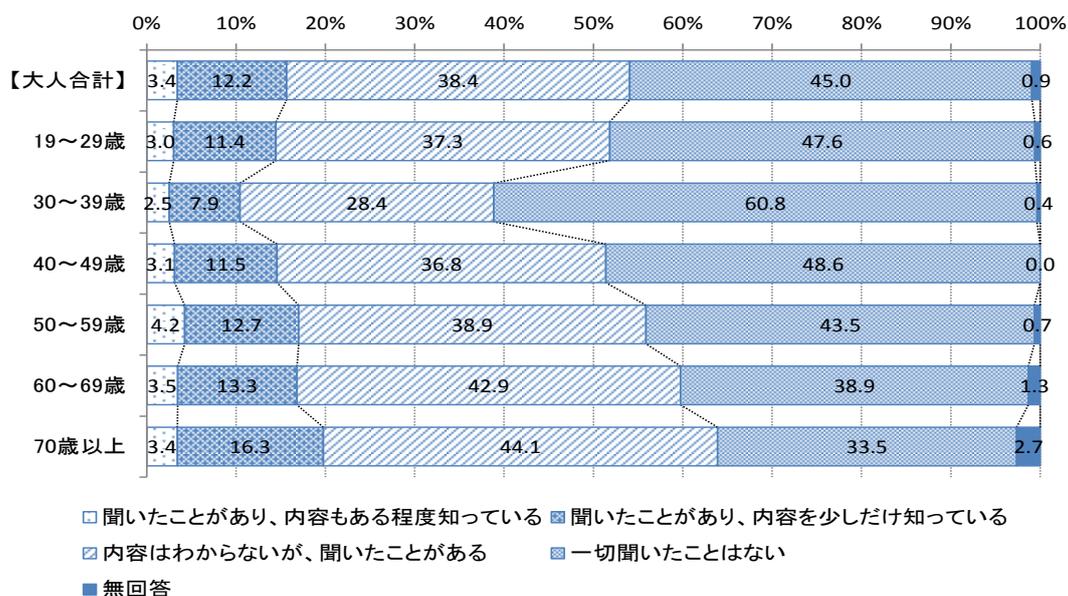
図 23 【子ども】子どもの権利条例の認知経路



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年度）  
※前回の調査は平成 21 年度

なお、大人の条例の認知度を年代別にみたとき、最も低いのが 30～39 歳代の 38.8%と、大人全体の 54.0%と比較して 15.2 ポイント低くなっています。

図 24 子どもの権利条例の認知度【今回：年代別集計】



資料：札幌市「子どもに関する実態・意識調査」（平成 25 年）

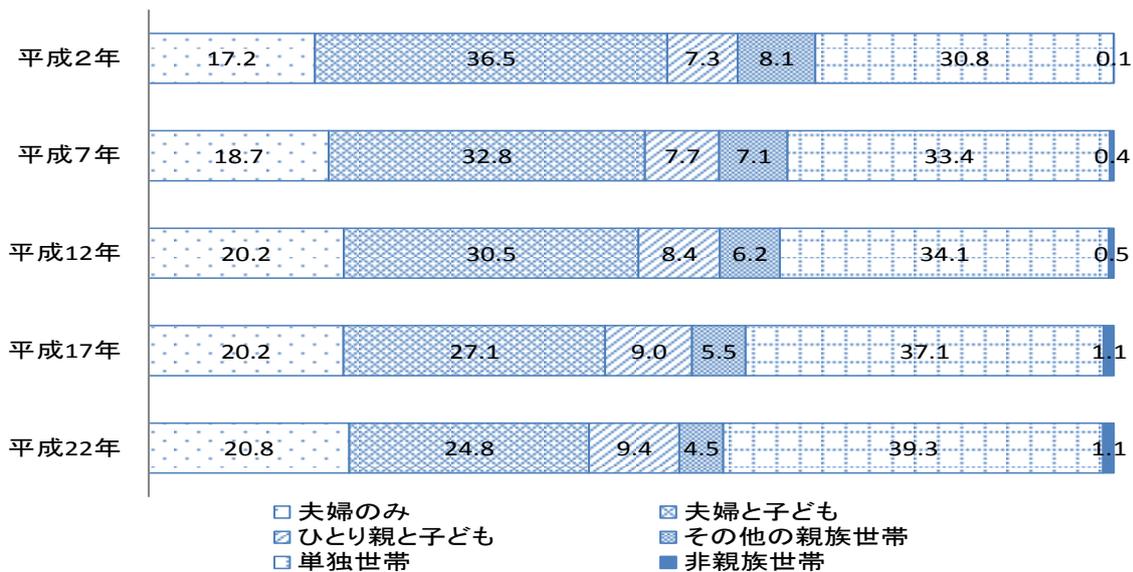
## 2 子育て家庭の現状

### 1 世帯構成に関すること

#### ■家族類型（図 25）

札幌市の世帯構成は「単独世帯」や「夫婦のみ」世帯が増加する一方、「夫婦と子ども」世帯や三世代同居が含まれる「その他の親族世帯」の割合は、年々減少しています。

図 25 札幌市における一般世帯の家族類型別割合の推移

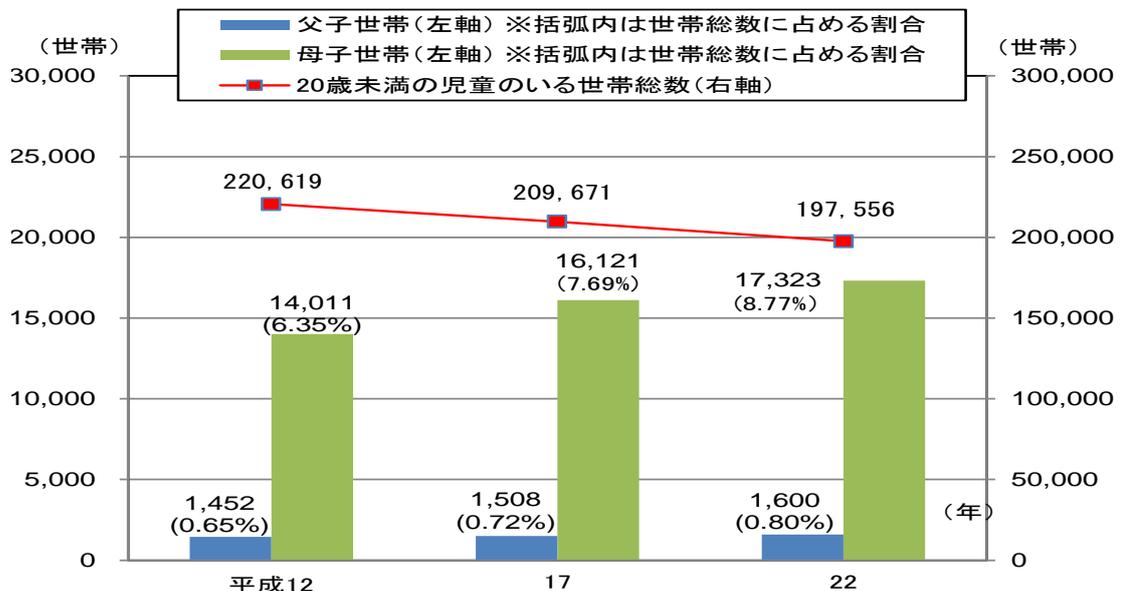


資料：総務省「国勢調査」

#### ■ひとり親世帯の割合（図 26）

札幌市の児童（20歳未満）のいる世帯に占める母子家庭及び父子家庭といったひとり親世帯の割合及び実数は、ともに増加傾向にあります。

図 26 札幌市の児童（20歳未満）のいる世帯数と母子家庭及び父子家庭の世帯数



資料：総務省「国勢調査」

## 2 就労に関すること

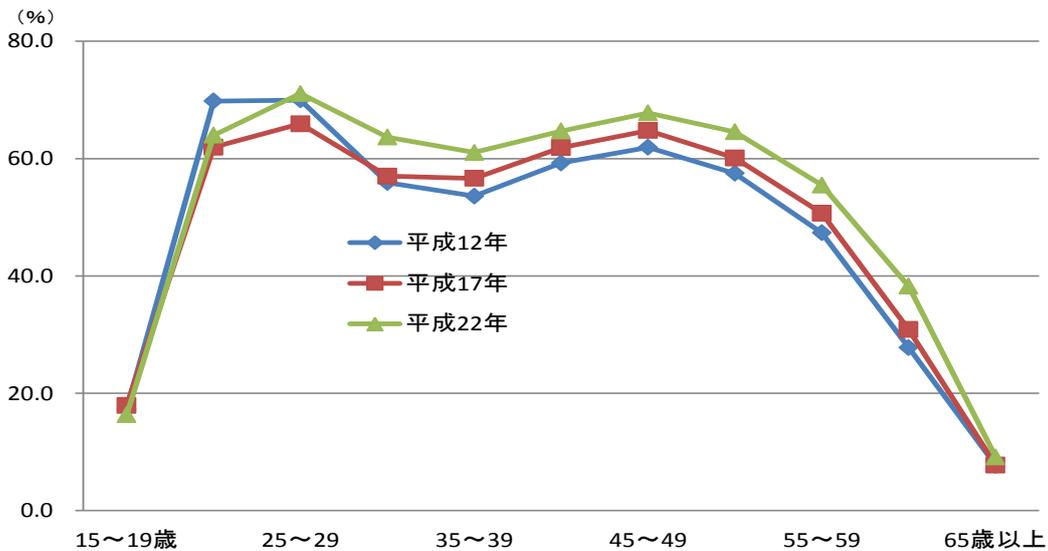
### ■女性の労働力率<sup>16</sup>（図 27、図 28）

札幌市の女性の労働力率は、25～29歳でピークを迎えた後に、30歳台で落ち込み、その後、45～49歳で次のピークを迎える「M字曲線」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという行動が一般的であることからです。

これを平成12年から年次で比較をすると、図27のとおり、ほぼすべての年齢において働く女性の割合が増加傾向にあることがわかります。

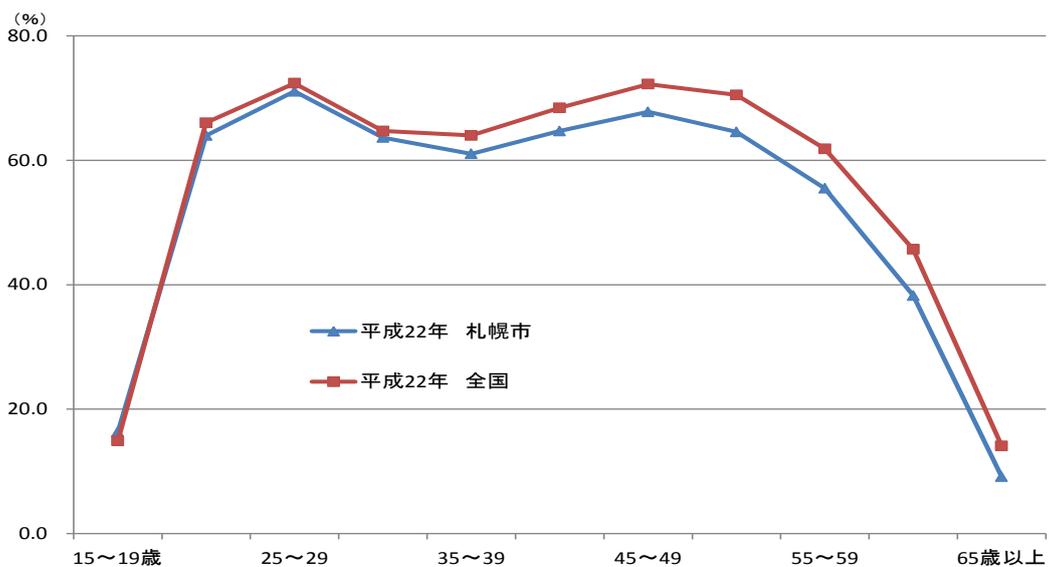
また、図28のとおり、平成22年の労働力率を全国平均と比較すると、全国も同様にM字曲線を描いていますが、30歳を超える頃から、全国の方が札幌市を上回っています。

図 27 札幌市における女性の年齢別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

図 28 年齢別労働力率に関する全国平均との比較



資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

<sup>16</sup> 【労働力率】15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

## ■就労日数・就労時間（表5、表6）

「年間250日以上働いている人の割合」及び「60時間以上働いている人の割合」について、男性の場合は政令市指定都市中最も高く、この状況は平成19年から変わっていません。女性の場合、平成19年時点では、年間250日以上働いている人の割合が政令指定都市中最も高くなっていましたが（44.8%）、平成24年では、平成19年に比べ改善されています。

表5 政令指定都市における男女別就業状況（男性）

市	年間就業日数の割合（%）			週間就業時間の割合（%）						
	200日未満	200～249日	250日以上	不規則的 就業	季節的 就業	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	11.1	28.6	60.3	3.1	1.0	3.8	3.8	27.5	40.0	20.8
仙台市	12.0	30.0	58.0	4.4	0.4	4.1	2.9	28.5	42.9	16.8
さいたま市	14.6	33.0	52.4	4.7	0.5	3.6	4.0	27.1	42.9	17.3
千葉市	13.9	36.6	49.5	4.9	0.2	3.5	3.3	26.8	44.2	17.0
川崎市	12.8	36.9	50.3	4.1	0.1	4.0	3.2	27.7	45.5	15.5
横浜市	13.7	38.7	47.6	4.4	0.3	4.2	3.4	26.3	45.4	16.0
相模原市	12.2	39.7	48.1	3.2	0.4	3.5	2.7	28.5	45.5	16.3
新潟市	13.4	29.3	57.3	4.3	1.1	2.7	3.4	30.2	44.1	14.0
静岡市	12.7	32.8	54.5	5.9	0.7	2.7	2.8	27.2	45.3	15.4
浜松市	13.0	37.6	49.5	3.8	0.5	3.4	3.4	31.9	43.2	13.8
名古屋市	13.3	35.5	51.2	5.3	0.4	3.6	4.0	27.3	44.0	15.3
京都市	16.9	27.6	55.5	6.4	0.4	4.6	4.8	24.1	40.2	19.5
大阪市	12.9	30.8	56.3	5.9	0.1	3.1	3.5	27.4	42.9	16.9
堺市	16.1	30.6	53.3	6.2	0.2	3.4	3.7	27.3	42.8	16.4
神戸市	13.6	34.5	51.8	5.5	0.5	3.8	3.0	29.6	41.8	15.8
岡山市	12.9	31.3	55.8	4.0	1.4	3.3	3.6	28.5	42.7	16.5
広島市	12.7	31.8	55.5	4.7	0.4	3.7	3.1	27.8	43.4	17.0
北九州市	15.1	27.2	57.8	7.4	0.5	2.5	2.7	27.0	44.7	15.2
福岡市	14.9	27.9	57.2	5.8	0.5	3.9	4.3	25.1	42.2	18.2
熊本市	12.5	28.7	58.8	4.9	0.8	3.4	3.5	29.4	41.8	16.3

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

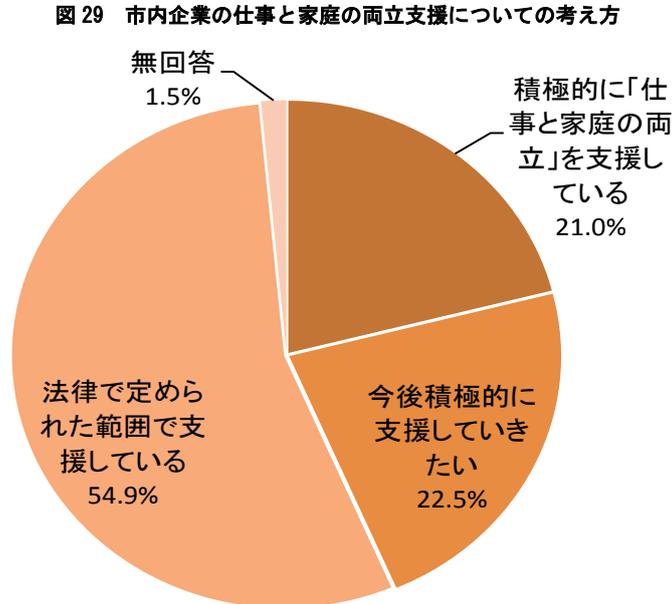
表6 政令指定都市における男女別就業状況（女性）

市	年間就業日数の割合（%）			週間就業時間の割合（%）						
	200日未満	200～249日	250日以上	不規則的 就業	季節的 就業	19時間以下	20～29	30～42	43～59	60時間以上
札幌市	26.7	34.0	39.3	6.9	1.2	12.9	16.5	34.0	24.1	4.4
仙台市	25.0	35.3	39.7	6.7	0.8	10.4	15.3	37.6	24.9	4.3
さいたま市	34.9	35.2	29.9	7.4	0.8	17.0	17.2	31.1	22.2	4.3
千葉市	35.8	36.4	27.8	7.2	0.5	17.3	18.3	35.3	17.4	3.9
川崎市	35.1	31.4	33.5	7.0	0.3	17.6	13.8	33.5	22.0	5.8
横浜市	38.3	34.9	26.7	9.2	0.7	18.3	15.1	32.2	19.8	4.7
相模原市	35.7	34.5	29.8	10.1	1.1	14.5	13.7	35.9	20.2	4.5
新潟市	20.6	37.3	42.1	6.3	1.7	7.6	16.5	39.5	23.6	4.7
静岡市	27.8	37.1	35.1	9.8	0.5	11.3	16.1	36.4	22.1	3.7
浜松市	28.0	36.9	35.1	7.6	0.9	13.1	15.5	37.3	20.9	4.7
名古屋市	32.1	36.1	31.8	9.8	0.6	15.0	15.8	36.4	18.5	3.8
京都市	32.4	32.0	35.6	9.5	0.9	14.4	14.9	32.6	22.0	5.7
大阪市	31.1	33.0	35.9	8.8	0.4	13.3	14.1	34.3	22.6	6.4
堺市	30.7	36.3	33.0	5.4	0.8	16.0	18.9	35.8	19.7	3.5
神戸市	34.1	34.3	31.6	8.5	1.1	15.0	16.7	33.7	20.7	4.3
岡山市	27.3	33.3	39.4	6.8	1.3	11.7	17.0	35.9	23.4	3.9
広島市	30.6	33.9	35.5	8.8	0.7	13.7	16.8	34.3	20.9	4.8
北九州市	27.4	32.1	40.5	8.3	0.9	11.0	15.8	35.8	24.7	3.5
福岡市	26.7	34.1	39.3	8.9	1.1	11.8	13.2	35.3	22.6	7.1
熊本市	24.3	35.2	40.5	6.4	0.9	8.5	16.5	37.2	25.0	5.5

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

### ■仕事と家庭の両立支援についての考え方（図 29）

札幌市内の企業に「仕事と家庭の両立支援」についての考えを聞いたところ、「法律で定められた範囲で支援している」と答えた企業が 54.9%と半数を超えており、「積極的に仕事と家庭の両立を支援している」と答えた企業は 21.0%で、「今後積極的に支援していきたい」と答えた企業は 22.5%となっています。



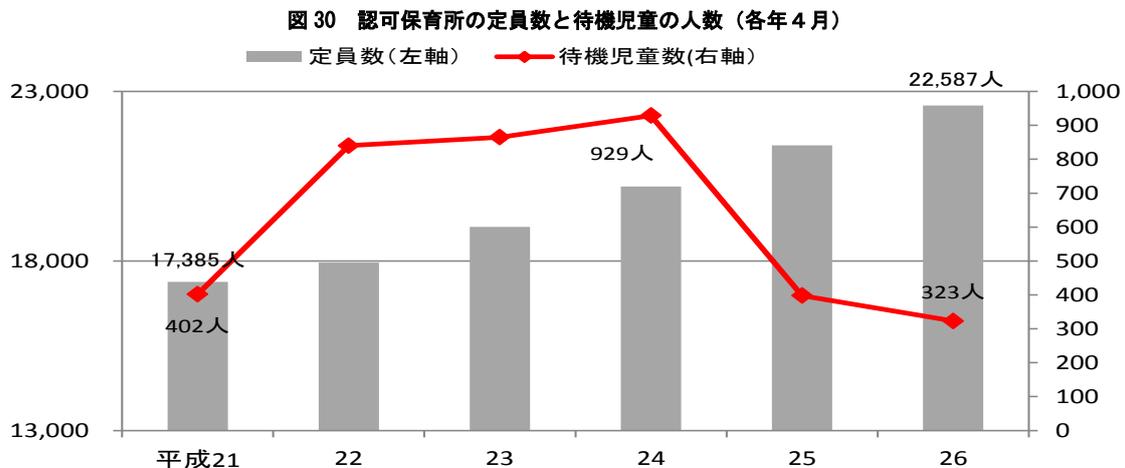
資料：札幌市「企業のワーク・ライフ・バランスへの取組に関する調査」（平成 25 年度）

## 3 保育サービスに関すること

### ■認可保育所の定員・待機児童の状況（図 30）

札幌市では、認可保育所の整備を順次進め、定員数は、平成 26 年 4 月に 22,587 人と 5 年前の平成 21 年 4 月に比べ 5,202 人増加しました。

しかし、待機児童の解消には至らず、平成 26 年 4 月時点では 323 人となっています。



※待機児童

認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。  
 ※待機児童数は厚生労働省報告値。平成 25 年より保育に欠ける要件に該当しない「主に自宅で求職活動をされている世帯等の児童数」を除いて算出。

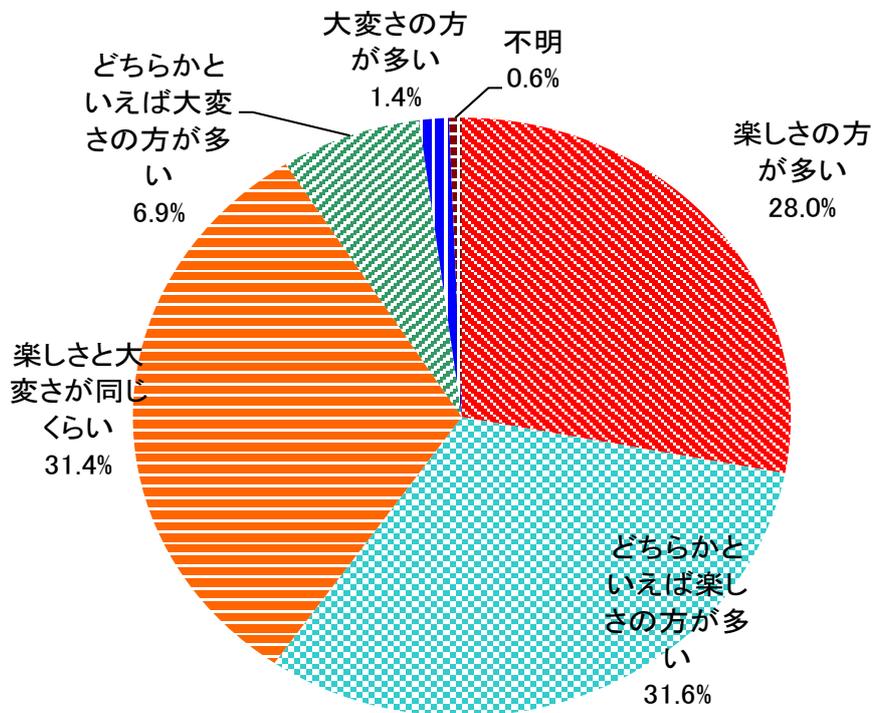
資料：札幌市子ども未来局

#### 4 子育ての悩みに関すること

##### ■楽しさ・大変さ (図 31)

子育てについて「楽しさの方が多い」「どちらかといえば楽しさの方が多い」という回答が全体の59.6%と半数を超えている一方で、「大変さの方が多い」「どちらかといえば大変さの方が多い」という回答も8.3%あることが分かりました。

図 31 子育てに楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いか

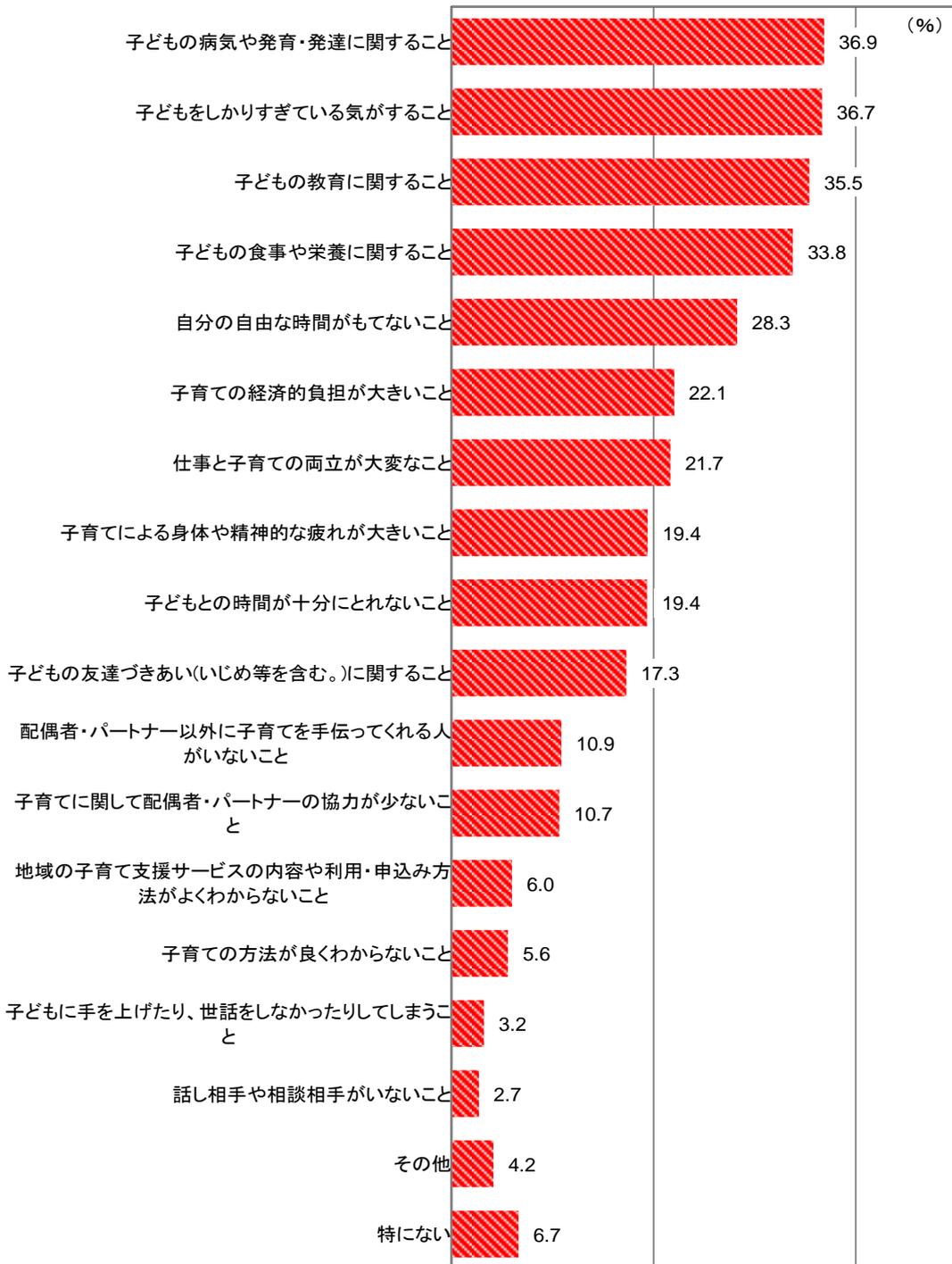


資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

■悩み（図 32）

「子どもの病気や発育・発達に関すること」（36.9%）、「子どもをしかりすぎている気がする」（36.7%）、「子どもの教育に関すること」（35.5%）、「子どもの食事や栄養に関すること」（33.8%）について、回答者の3人にひとりが悩みに感じていることが分かりました。

図 32 子育てをしていて感じる悩み

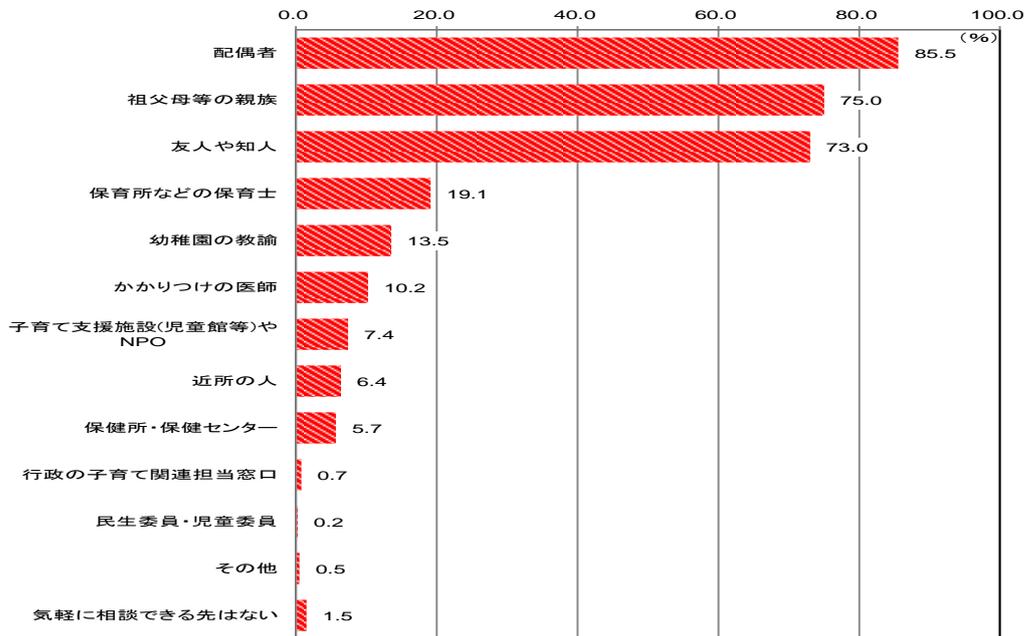


資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

## ■相談相手（図 33）

「配偶者」が最も多く（85.5%）、「祖父母等の親族」（75.0%）、「友人や知人」（73.0%）がそれぞれ7割を超えています。一方で、「気軽に相談できる先はない」（1.5%）もあることが分かりました。

図 33 子育てに関する悩みの相談相手

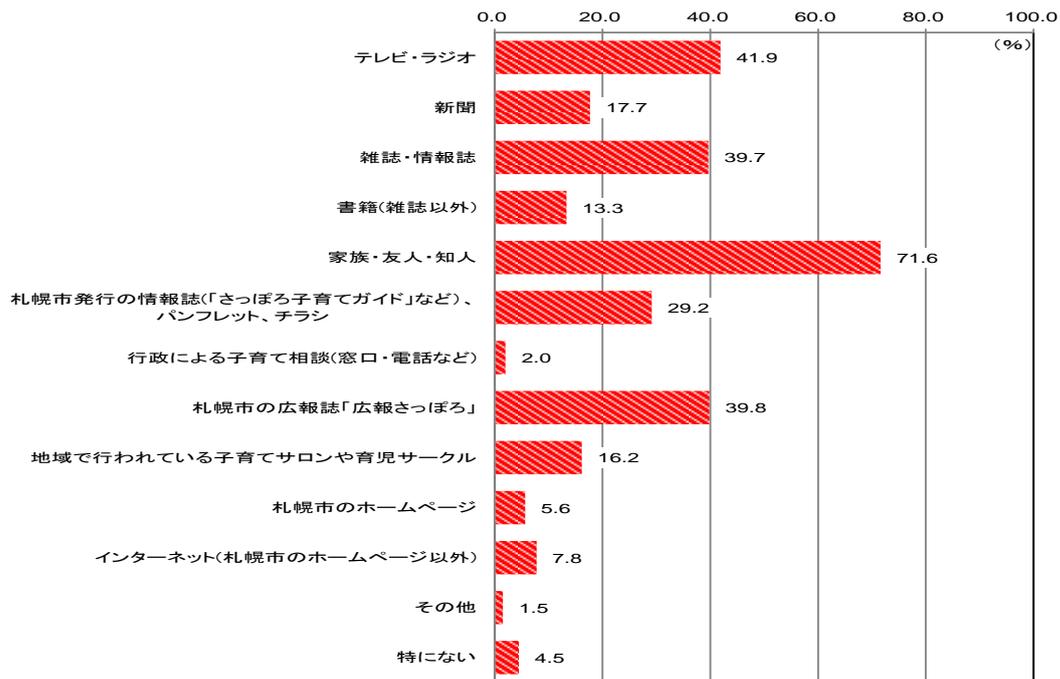


資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

## ■情報の入手先（図 34）

子育てに関する情報の入手先としては、「家族・友人・知人」が最も多く（71.6%）、「テレビ・ラジオ」（41.9%）、「広報さっぽろ」（39.8%）、「雑誌・情報誌」（39.7%）がおおむね4割となっています。

図 34 子育てに関する情報の入手先



資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

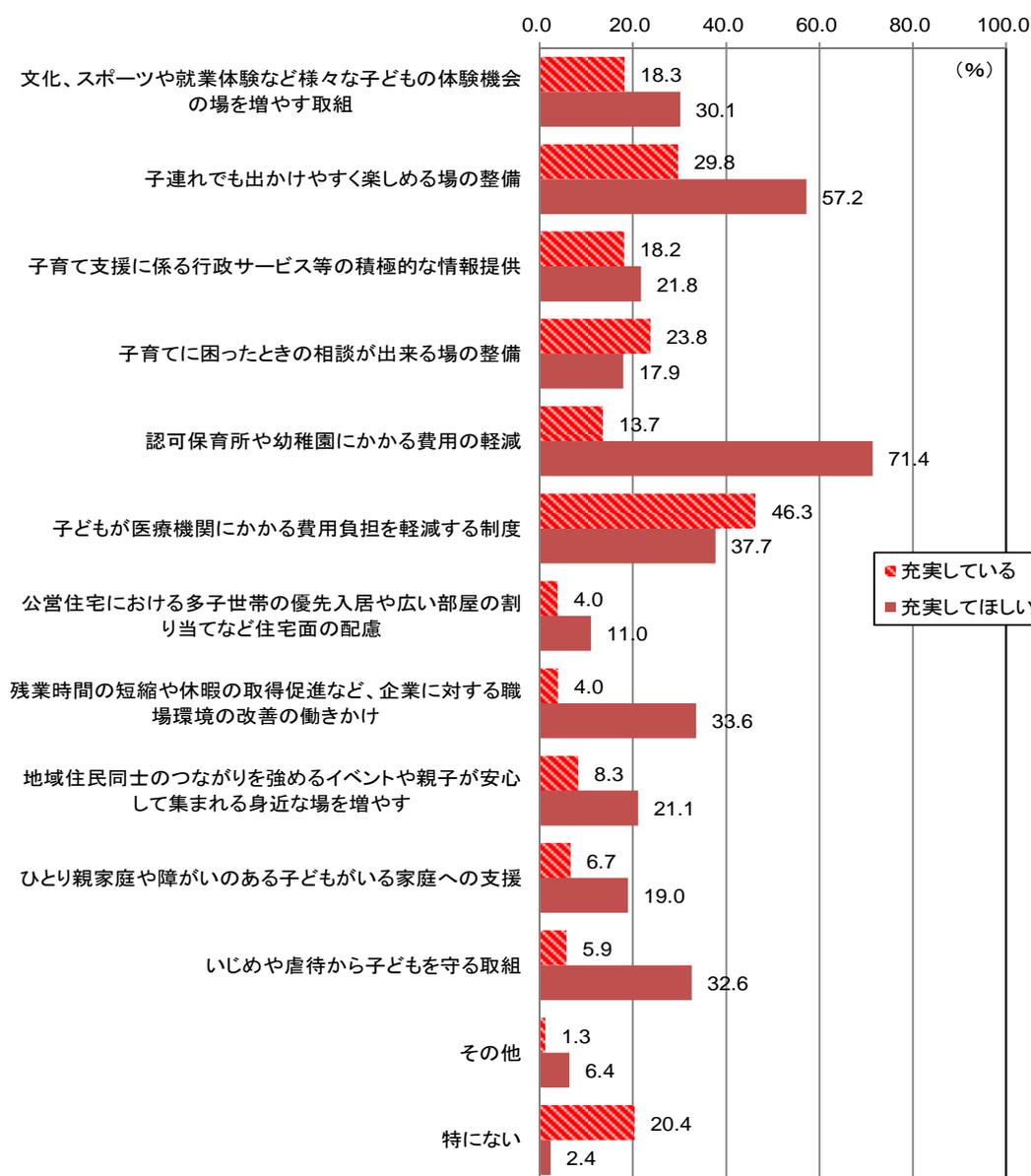
## ■充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策（図 35）

市民がすでにある程度充実していると考えている札幌市の子育て支援策として「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」（46.3%）、「子連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」（29.8%）が特に多く挙げられました。

一方で、今後充実してほしいと考えている施策として「認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」については7割以上の人から挙げられました。また「子連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」については、これまで以上の整備が求められています（57.2%）。

そのほか「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」（37.7%）、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善の働きかけ」（33.6%）、「いじめや虐待から子どもを守る取組」も3割以上が、今後充実すべきと考えています。

図 35 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策



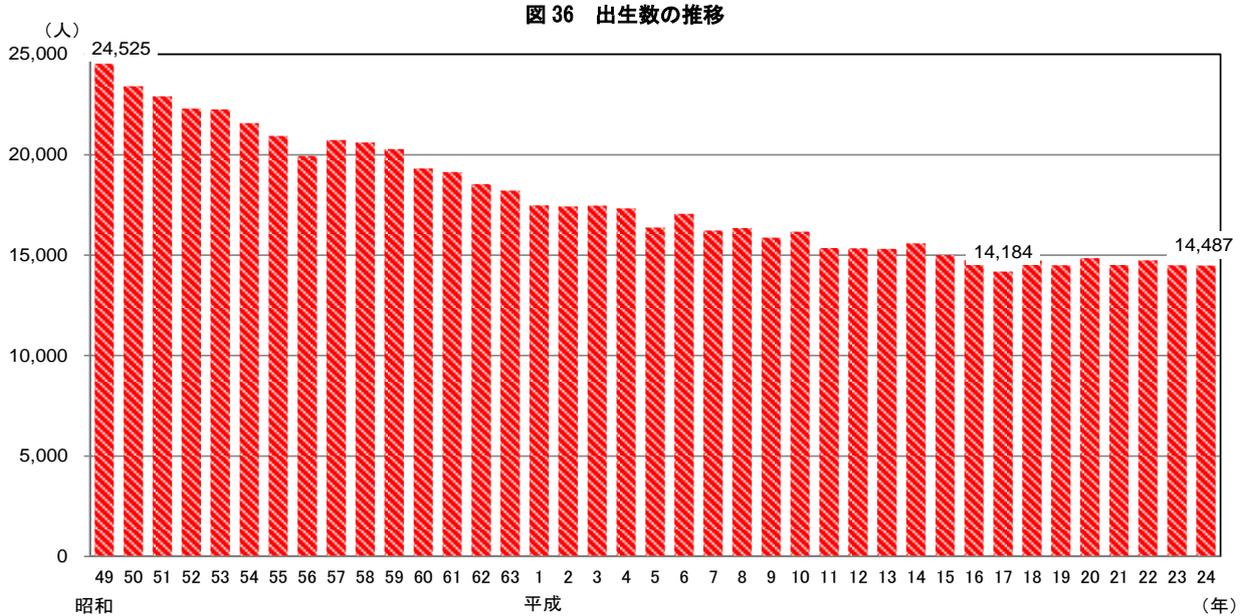
資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

### 3 少子化の現状

#### 1 出生に関すること

##### ■出生数（図 36）

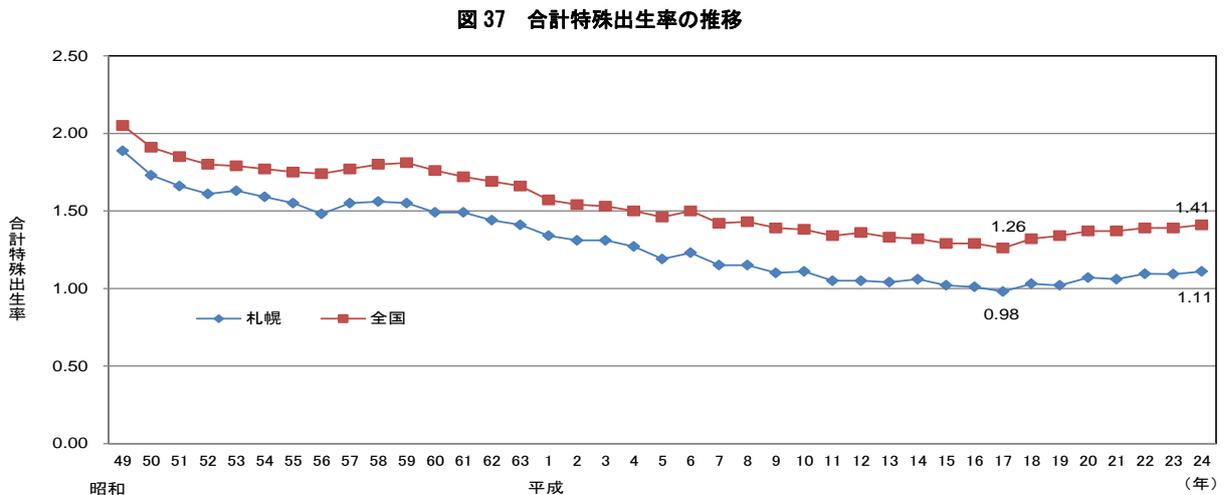
札幌市における出生数は、昭和 49 年（第二次ベビーブーム期）の 24,525 人をピークにほぼ減少を続け、平成 17 年には昭和 49 年以降最低の 14,184 人となりました。以降はほぼ横ばいで、平成 24 年には 14,487 人となっています。



資料：札幌市「札幌市の平成 24 年人口動態統計」

##### ■合計特殊出生率の推移・他都市との比較（図 37、図 38）

合計特殊出生率を見ると、札幌市では昭和 40 年の 1.93 をピークに低下傾向にあり、平成 17 年には昭和 40 年以降最低の 0.98 を記録しました。以降ゆるやかに上昇し、平成 24 年には 1.11 となりました。一人の女性が生む子どもの数がおおむね 2 人から 1 人に減少したことになります。



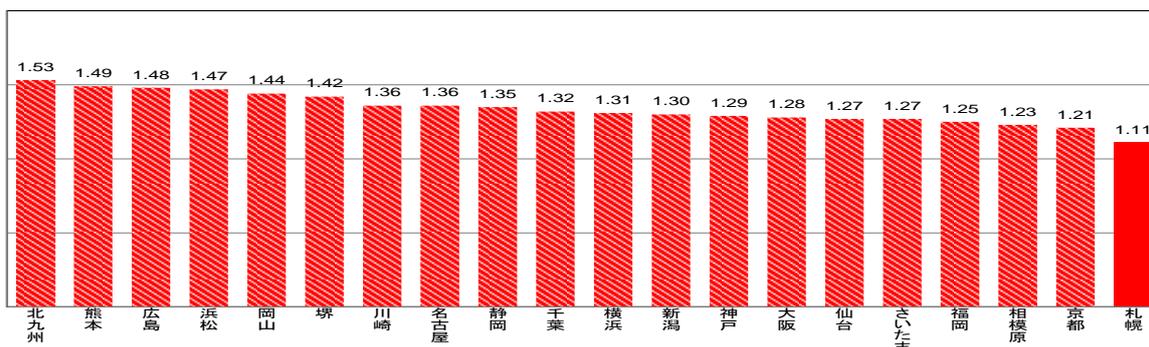
※合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子ども数に相当。

資料：札幌市「衛生年報」

また、札幌市の合計特殊出生率は、政令指定都市中で最低となっています。

図 38 政令指定都市の合計特殊出生率



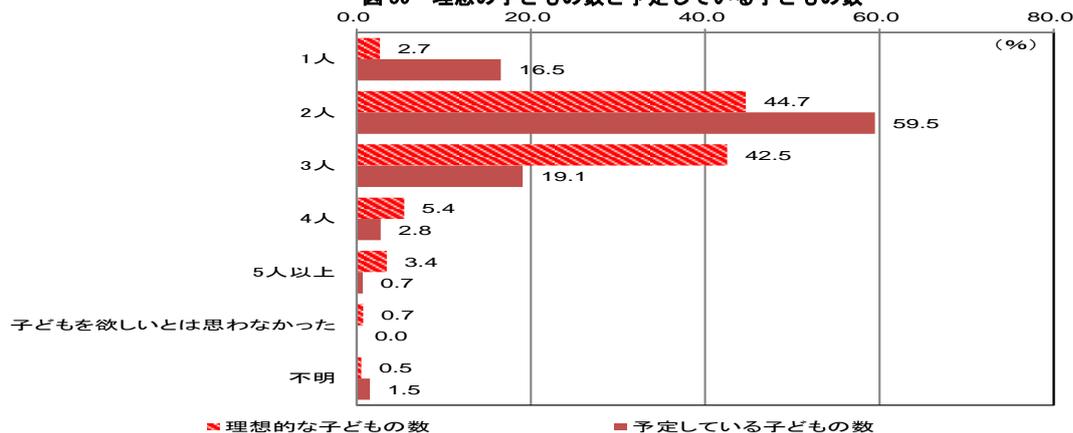
資料：「大都市比較統計年表」（平成 24 年）

■理想の子ども数・理由（図 39、図 40）

就学前児童の保護者が「理想とする子ども数」と「実際に予定している子どもの数」には大きな開きがあることがわかります。

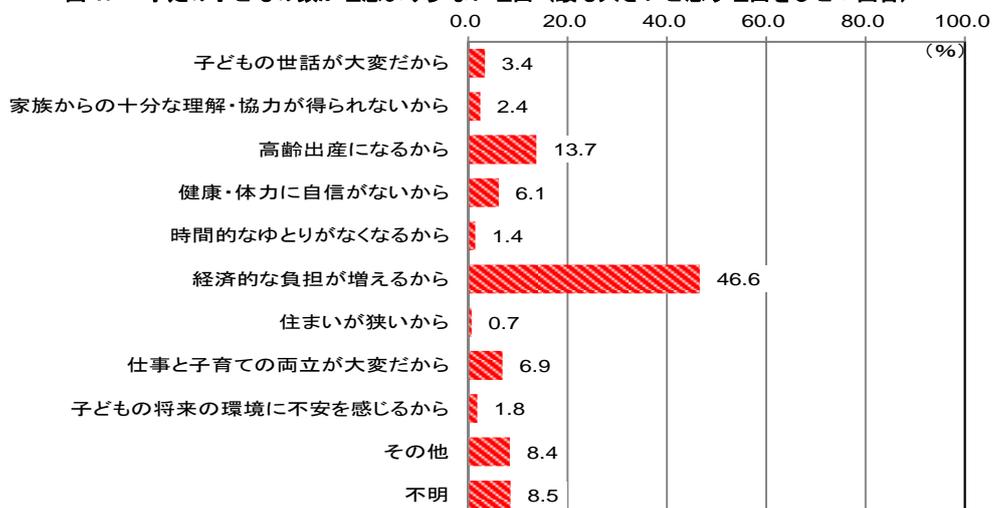
予定している子どもの数が理想の数より少ない理由については、「経済的な負担が増えるから」（46.6%）、「高齢出産になるから」（13.7%）といった理由が挙げられました。

図 39 理想の子ども数と予定している子どもの数



資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

図 40 予定の子ども数が理想より少ない理由（最も大きいと思う理由をひとつ回答）



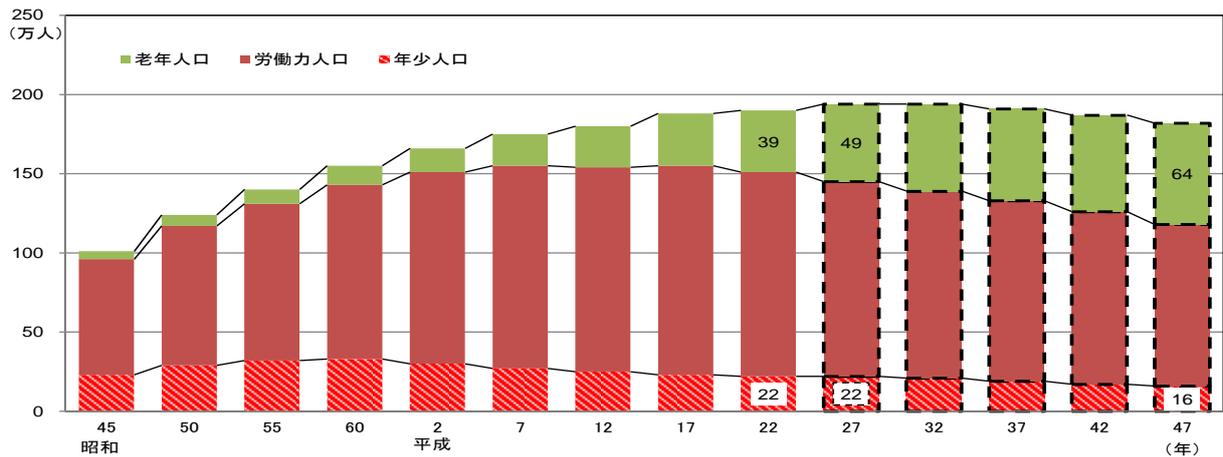
資料：札幌市「子ども・子育て支援ニーズ調査」（平成 25 年度）

## ■（参考）札幌の人口推移（図 41）

札幌市の人口は、平成 26 年 1 月現在、過去最高の 1,938,203 人となっています（推計人口、国勢調査ベース）。しかし今後は、平成 27 年ごろにピークを迎え、以降は減少に転じると予測されています。

また、年齢別で見ると年少人口（14 歳以下）は昭和 60 年の 329,087 人をピークに減少を続けており（国勢調査）、今後はさらに低下していく一方、老年人口（65 歳以上）は今後も増加傾向で推移し、平成 27 年には 49 万人と、札幌市民の 4 人に 1 人が高齢者という状況が予測されています。

図 41 札幌市人口の推移（年齢 3 区分別）



資料：総務省「国勢調査」、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

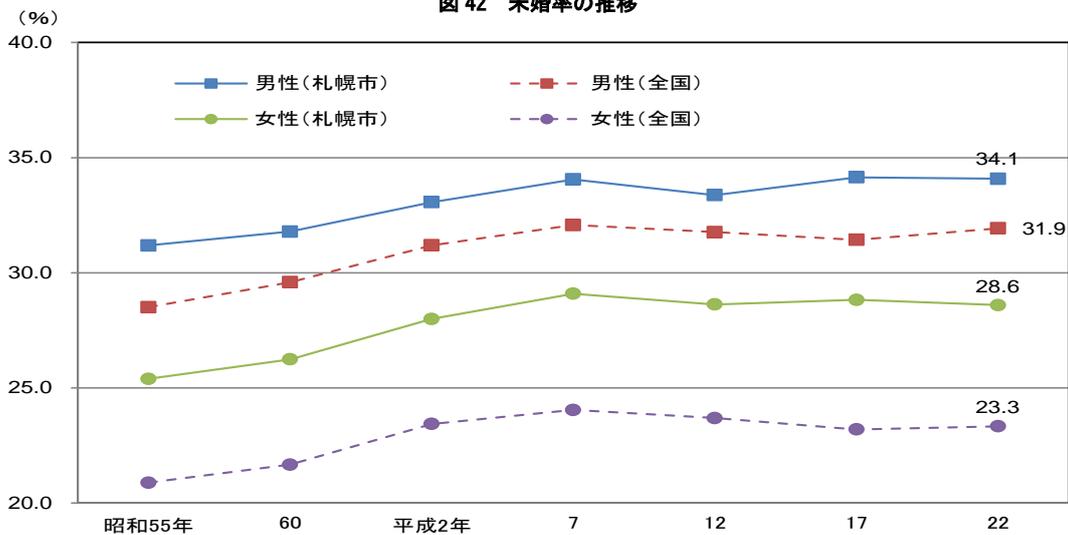
## 2 婚姻等に関すること

### ■未婚率（図 42）

未婚率（15 歳以上の人口に対する未婚者の割合）は全国的にみて横ばいから緩やかな上昇傾向にあり、札幌市でも同様の状況です。

札幌市と全国を比較すると、特に女性の未婚率は全国を 5.3 ポイント上回っており、男性についても 2.2 ポイント上回っています。

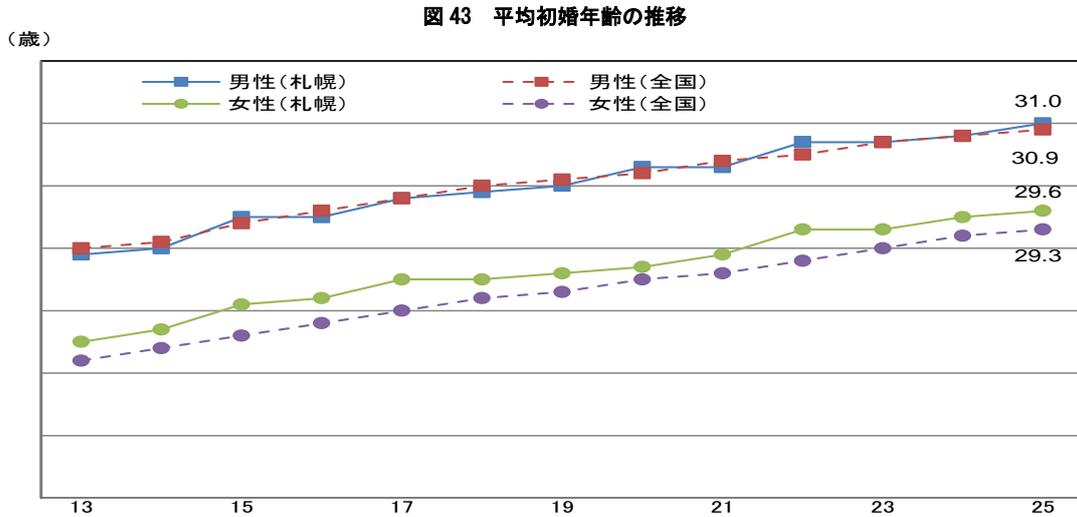
図 42 未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

### ■平均初婚年齢（図 43）

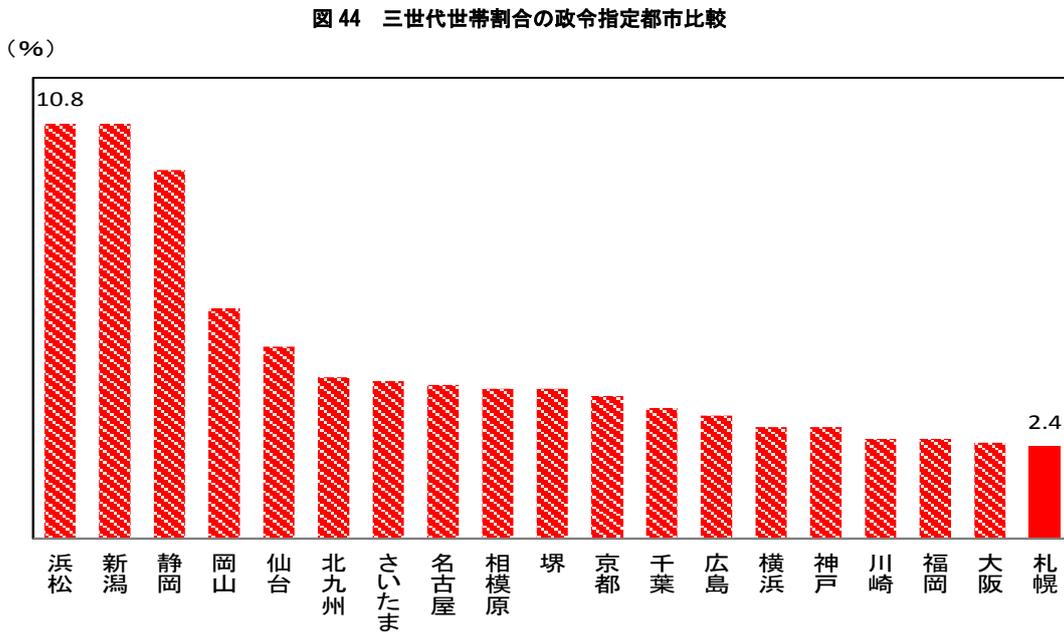
男性が全国とほぼ同水準で推移しているのに対し、女性は常に全国平均を上回ってきました。平成 25 年においては、全国を 0.3 ポイント上回る 29.6 歳となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成 25 年）

### ■三世代世帯の割合（図 44）

三世代世帯の割合について、他政令指定都市と比較した場合、札幌市が最低となっています。



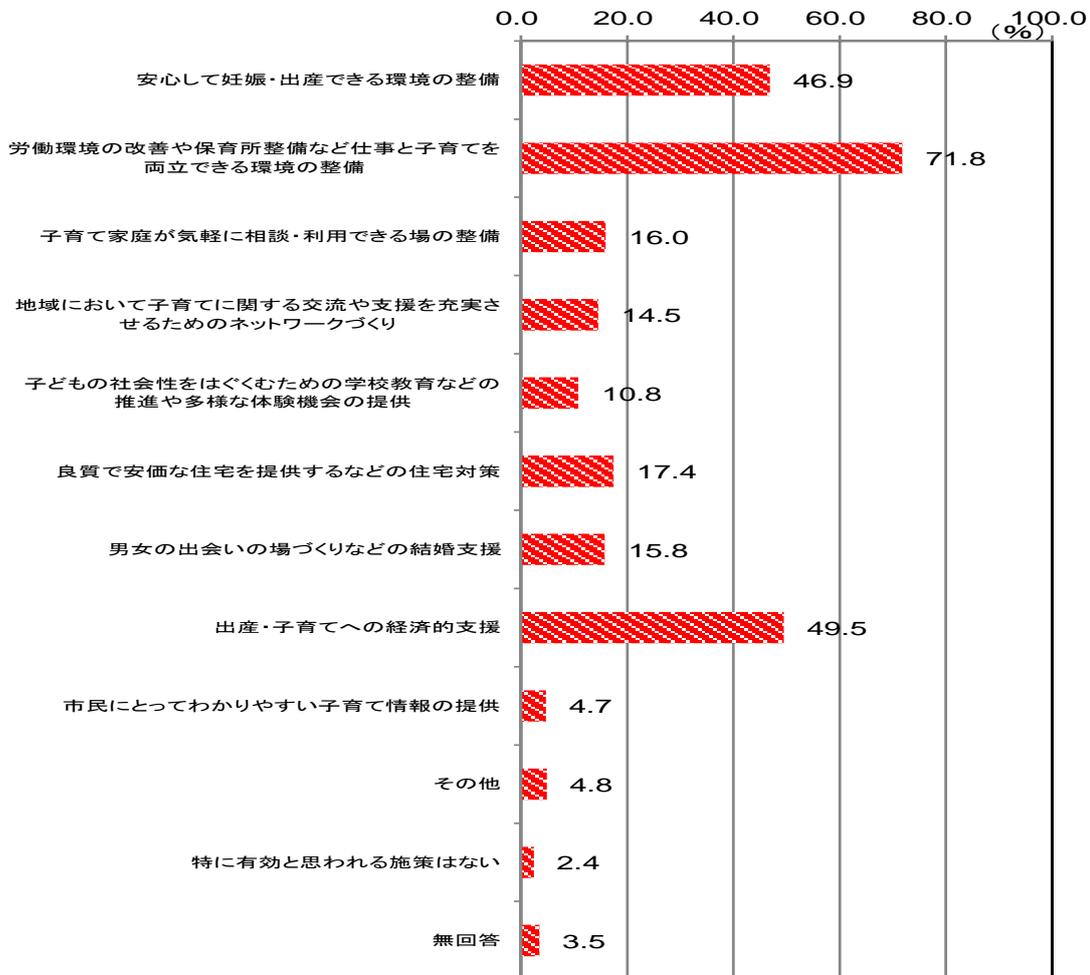
資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

### 3 市民意見に関すること

#### ■札幌市において有効と思われる少子化対策（図 45）

18歳以上の男女を対象に、札幌市において有効だと思われる少子化対策を聞いたところ、「労働環境の改善や保育所整備など仕事と家庭を両立できる環境の整備」（71.8%）と回答した割合が最も高く、次いで「出産・子育てへの経済的支援」（49.5%）、「安心して妊娠・出産できる環境の整備」（46.9%）となっています。

図 45 札幌市において有効と思われる少子化対策



資料：札幌市「市民アンケート」（平成 24 年度・第 2 回）

札幌市の合計特殊出生率については、平成 17 年に最低の 0.98 を記録した以降ゆるやかに上昇し、平成 24 年には 1.11 となりましたが、全国平均の 1.41 を大きく下回り、また、他の政令指定都市と比較しても最低となっております。

札幌市の少子化の背景について、女性の未婚率や平均初婚年齢が全国平均に比べ高いことや、三世帯世帯の割合が政令指定都市との比較の中で最も低いことが特徴としてみられますが、このほかにも、仕事と子育ての両立に関する課題や出産・子育てに伴う経済的な負担など、様々な要因が考えられます。

本計画においては、これらの要因を背景とした、子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、生まれた子どもが豊かに育つことができるよう、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を推進することで出生率の向上を目指していきます。

## 第3章 計画の施策体系

本章では、新計画の取組等を進めていくうえで必要となる計画の施策体系（「基本理念」「基本的な視点」「基本目標」）を整理しています。

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標

## 1 基本理念 ～計画の目指すべき方向性～

### 『子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち』

平成20年11月、札幌市は「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定し、子どもの権利を大切にすることを宣言しました。

子どもの権利の尊重のもとで、子どもは社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。

そして、札幌に誇りを持ち、積極的かつ主体的なまちづくり<sup>17</sup>の担い手に成長した子どもたちは、また次の世代に、このまちの魅力を引き継いでいき、世代間の良好な循環のもと持続可能<sup>18</sup>な社会を形成していくこととなります。

そのような子どもを育むためには、社会全体が協力して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、子育ての中心的な役割を担う子育て家庭の抱える不安や負担を軽減していく必要があります。

そこで、札幌市では、『子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち』を基本理念に掲げ、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが札幌の将来を担う自立した社会性のある大人へ成長することを支えるとともに、子どもを生み育てたいと願う人々の希望がかなえられ、子育て家庭が子育てに生きがいを感じられるよう、社会全体でこれを支えるまちの実現を目指していきます。

さらには、こうして世代や立場を超えた社会全体が子どもや子育て家庭とつながり、互いの個性や多様性を認め、相互の信頼感を育むことで、共生社会の実現へとつながっていくものと考えます。

## 2 基本的な視点 ～計画策定・取組実施に当たっての視点～

計画の策定及び社会全体が一丸となって取組を実施していくため、次の4つの共通となる視点を掲げています。

### ＜視点1 子どもの視点＞

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

### ＜視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点＞

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子どもや子育て家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

### ＜視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点＞

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

### ＜視点4 社会全体で支える視点＞

すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支える視点に立った取組を進めます。

<sup>17</sup> 【まちづくり】ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

<sup>18</sup> 【持続可能】ここでは、人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるかどうかを表す概念をいう。

### 3 基本目標

安心して子どもを生き育てるための「子育て支援」（基本目標2）や子どもの成長・自立を支えるための「子育て支援」（基本目標3）を進めていくうえでは、「子どもの権利保障」（基本目標1）を進めていくことや、「配慮を要する子どもと家庭への支援」（基本目標4）の充実を図り、共生社会を目指すことを意識することが特に重要であることから、本計画においては、次の4つの基本目標を設定しています。

#### ＜基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実＞

子どもの権利保障の推進は、札幌市における子ども施策の中でも最も重要な取組となります。札幌市においては、これまでも権利条例のもと権利保障の取組を推進してきたところですが、いじめや児童虐待など、依然として子どもの育ちに関わる問題が顕在化していることから、より一層の権利保障を推進していく必要があります。

#### ＜基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実＞

札幌市においては、子どもを生き育てやすい環境の充実に取り組んできたところですが、平成25年度の調査では、「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」は60.7%となっており、より一層個々の子育て家庭のニーズに対応したきめ細やかな支援に取り組んでいく必要があります。

#### ＜基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実＞

次代を担う子どもや若者の成長を支えることは、持続可能な社会を形成していくうえで必要不可欠であることから、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するような教育や多様な体験機会の提供を推進していくとともに、ひきこもりやニート<sup>19</sup>などの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実を推進する必要があります。

#### ＜基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実＞

家庭で養育できない事情のある子どもに対する「社会的養護<sup>20</sup>」の取組、障がいや発達気になる子ども、ひとり親家庭への支援などは、基本目標2及び基本目標3の「子育て」や「子育て」に含まれる施策となりますが、現状において、配慮を要する子どもと家庭に対する社会の理解が十分に浸透しているものではありません。共生社会を目指すうえでは、配慮を要する子どもと家庭への支援を充実させ、すべての子どもと家庭が過ごしやすい環境を整えていく必要があります。

<sup>19</sup> 【ニート】 仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

<sup>20</sup> 【社会的養護】 家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。

## 【施策体系】

### 【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本的な視点1】  
子どもの視点

【基本的な視点2】  
すべての子どもと子育て家庭を支える視点

【基本的な視点3】  
成長・発達段階に応じて長期的に支える視点

【基本的な視点4】  
社会全体で支える視点

### 【基本目標】

### 【基本施策】

1 子どもの権利を大切に  
する環境の充実

※ 推進計画(第2次計画)に該当

1 子どもの権利を大切にする意識の向上

2 子どもの意見表明・参加の促進

3 子どもを受け止め、育む環境づくり

4 子どもの権利の侵害からの救済

2 安心して子どもを  
生み育てられる環境の  
充実

1 働きながら子育てしやすい環境の充実

2 親子の健康を支える相談・支援の充実

3 子育て家庭に対する相談・支援の充実

4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実

3 子どもと若者の成長と  
自立を支える環境の  
充実

1 幼児期の学校教育・保育の質の向上

2 充実した学校教育等の推進

3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実

4 配慮を要する子どもと  
家庭を支える環境の  
充実

1 社会的養護の取組の充実

2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の  
充実

3 ひとり親家庭への支援の充実

## 第4章 具体的な施策の展開

本章では、第3章で記載した「施策体制」に基づく、主な事業・取組を整理しています。

### <現状と課題>

基本目標ごとに、当該目標における現状と課題を整理しています。

### <施策の方向性>

基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性を記載しています。

### <主な事業・取組>

基本施策ごとに、個別の「主な事業・取組」を整理しています。

なお、平成27年度以降に新たに開始する事業・取組は「新規」と表記しています。

基本目標1：子どもの権利を大切にす環境の充実

基本目標2：安心して子どもを産み育てられる環境の充実

基本目標3：子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

基本目標4：配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

(担当部の記載について)

「総」 総務局

「市」 市民まちづくり局

「保」 保健福祉局

「子」 子ども未来局

「環」 環境局

「経」 経済局

「都」 都市局

「教」 教育委員会

## 基本目標 1 子どもの権利を大切にす環境の充実

### <現状と課題>

平成 21 年 4 月に施行した権利条例に基づき策定した推進計画では、「子どもの意見表明・参加の促進」をはじめとして 4 つの基本目標を掲げ、これまで総合的な施策を展開してきました。

その結果、自分のことが好きだと思ふ子どもの割合や子どもの権利が守られていると思ふ人の割合など、設定した成果指標はおおむね増加傾向となっており、一定の成果を生んでいることが分かります（9～10 ページ参照）。

#### ○ 子どもの権利についての広報普及・理解促進

広報普及・理解促進では、条例そのものの認知度は、平成 21 年度に実施した前回調査時よりも増加しているものの、いまだ高いものとは言えない現状にあります（25 ページ・図 21、図 22 参照）。

特に、条例の「内容を知っている」という理解の面では、回答する割合が前回調査からわずかではあるものの減少していることは、重要な課題となります。

#### ○ 様々な場面における子どもの意見表明・参加の機会の拡充

将来の札幌の自治を担う子どもが、あらゆる場において自分たちの意見を表明し、積極的に参加することができるよう、そのための仕組みづくりを進めることが重要となります。

大人は、家庭や学校、地域、市政において、子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わることに肯定的にとらえている一方で（18 ページ・図 11 参照）、実際に「言うことができる」と答えた子どもの割合は前回調査よりは増加しているものの、決して高くはない現状にあります（19 ページ・図 12 参照）。

#### ○ 子どもの居場所の充実

子どもの豊かな成長にとっては、ふだんの生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができることと実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うこともとても大切です。家庭内での子どもに対する保護者のふるまいや、家庭をはじめとした学校、地域や市政において、子どもが自分の考えや意見を言うことができると感じることと、自分自身を肯定的に捉えることとの間に一定の関係性が認められることから（21 ページ・図 15 参照）、子どもの自己肯定感を高め、子どもの豊かな成長・発達を促すためには、子どもの身近な環境における大人の認識を高めるための取組が必要です。

#### ○ 子どもの権利の侵害への速やかな対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が、大きな社会問題となっている中、札幌市においても子どもアシストセンターの相談件数は毎年実件数で 1,000 件を超え（23 ページ・図 18 参照）、また、平成 25 年度の児童虐待の認定件数は、児童相談所が 402 件、区役所の合計が 251 件となっており（24 ページ・図 19 参照）、いまなお深刻な問題であることがうかがえます。

いじめや児童虐待などは、子どもにとって身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらの権利侵害への対応は緊急の課題となっています。

また、実態・意識調査では、大人、子どもともに、権利条例で定める様々な権利の中でも「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」という権利が最も「守られていない」と感じているという結果が出ています（23 ページ・表 3 参照）。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、一人の人間として尊重される権利があるということを、すべての市民が理解するとともに、お互いの違いを認め、尊重しあい、子どもの権利の侵害を未然に防ぐために、行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことができるような環境を整えることが重要です。

## 【子どもの権利に関する推進計画の基本方針】

### 『子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現』

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、あらゆる差別や不利益を受けることなく、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくことを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

すべての子どもが公平で豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

## 【子どもの権利とは】

「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」

これは、札幌市が平成 20 年に制定（平成 21 年 4 月 1 日施行）した、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」前文の冒頭の一文です。

「子どもの権利」とは、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない大切なもので、子どもの基本的な人権ということができます。この権利は、生まれながらにだれもが持っており、日本国憲法や、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）で保障されているものです。条例では、子どもにとって特に大切な権利を 21 項目定め、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」の 4 つに分類しています。

### 「安心して生きる権利」

- ・愛情を持って育まれること
- ・いじめ、虐待、体罰から守られること

### 「自分らしく生きる権利」

- ・かけがえのない自分を大切にすること
- ・個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

### 「豊かに育つ権利」

- ・健康的な生活を送ること
- ・様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

### 「参加する権利」

- ・自分の意見を表明すること
- ・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

## 基本施策 1 子どもの権利を大切にす意識の向上

### <施策の方向性>

権利条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが正しく子どもの権利を理解し、日頃から子どもの育ちに関心を持ち、子どもとのかかわり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。

こういった大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるともいえます。また、子どもの権利が守られるためには、子ども自身が、自らの持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

子どもの権利に対する関心を高めるためには、権利条例の認知を進めることが有効であり、また、札幌市が権利条例を制定したことにより、市民の中に子どもの権利が大切にされ、守られているという実感が根付いていくことが、あらゆる権利の保障につながる大切なことであると考えます。

このため、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、様々な機会を捉え、広報・普及活動や理解促進のための活動に積極的に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

### <主な事業・取組>

#### 1 子どもの権利に関する理解の促進

##### ■子どもの権利の理解促進

従来の広報・普及に加えて、それらが市民に行き渡るよう、出前講座や出前授業といった直接大人や子どもに語りかけることのできるような手法に重点的に取り組みます。特に、就学前や小学校低学年の子どものいる保護者など、子どもとの関わりが深い世代や若い世代に対しては、第1次推進計画で作成した子どもの権利条例の絵本などを活用し、効果的な手法により理解促進を進めていきます。

また、権利条例を制定している他の自治体と連携を行いながら、より広域的に子どもの権利に関する情報を発信していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】啓発活動の充実	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
【新規】他都市との連携・情報発信	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進めるとともに、札幌市の取組を積極的に発信する。	子) 子ども育成部
出前講座・出前授業の充実	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」において、子どもの参加の取組や大人向けの講演会など、子どもの権利の理解促進を進める。	子) 子ども育成部

## ■市民参加による広報・普及活動の充実

広報・普及や理解促進に当たっては、行政だけが行うのではなく、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、市民自らが担い手となって情報を発信していきけるような仕組みについても検討を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子どもレポーターの設置【再掲】	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
【新規】他団体との連携による広報・普及活動の実施	読み聞かせ団体等と連携した子どもの権利の絵本の読み聞かせによる広報・普及活動を進める。	子) 子ども育成部
【新規】子どもの権利普及啓発員制度の検討	市民自らが子どもの権利の広報・普及の担い手となり、地域等で子どもの権利の保障を推進する、子どもの権利普及啓発員「(仮称) 子どもスマイルサポーター」の設置を検討する。	子) 子ども育成部

## 2 子どもの権利に関する学びの支援

### ■子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報・普及活動に加えて、市民向けの講座などを活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図ります。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】特別な教育的支援を要する子どもに対する理解促進の充実	障がいのある子どもなどが、子どもの権利に関する理解を深めるため、その特性に配慮した学びの内容などについて調査研究を進める。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
家庭教育学級の推進【再掲】	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部

### ■子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組が重要です。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、人権教育推進事業などにおいて、子どもの権利に関する指導の在り方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、学校における実践の充実に向けた支援を行っています。子ども未来局と教育委員会では、小・中学生向けパンフレットの内容を見直しており、見直し後、学校の授業等で活用が図られるように取り組みます。

こうした取組をより一層推進し、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長・発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるよう指導の充実を図ります。特に、子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、いじめ防止に向けた児童会・生徒会活動など、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
民族・人権教育の推進	教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート <sup>21</sup> など）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部
子どもの権利に関する教員研修	子どもの権利の理念を生かした教育活動が、各学校において一層図られるよう、教員向けの研修を実施する。	教) 学校教育部

## 基本施策 2 子どもの意見表明・参加の促進

### ＜施策の方向性＞

平成 25 年度の子どもの実態・意識調査の結果からも明らかであるとおおり、子どもが様々な場面で自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができると感じることと、子どもの自己肯定感に一定の関係性があることから（21 ページ・図 15 参照）、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えるとともに、また、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえでも、子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねることが重要であり、様々な場面において意見表明、参加を保障する必要があります。

一方、自分の考えや思いがあるときに、それを「言うことができる」と答えた割合は必ずしも高いものではない結果となりました（19 ページ・図 12 参照）。

また、成長過程における様々な場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることも、豊かな人間性を育てていくために大切なことです。

これらのことから、今後は、子どもの参加を実質的に保障するため、子どもが安心して意見表明できる環境づくりとそれを支える大人の理解を進め、また、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めます。市政においても、様々な場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても、関係団体等との連携や主体的な子どもの参加の取組への支援など、これらの取組を通じて子どもの意見表明と参加の促進を目指します。

### ＜主な事業・取組＞

#### 1 意見表明しやすい環境づくり

##### ■子どもの意見表明に関する広報・啓発

意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を積極的に行います。

<sup>21</sup>【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用【再掲】	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
出前講座・出前授業の充実【再掲】	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部

## 2 子どもの参加の機会の充実と支援

### ■市政における子どもの参加の推進

市政への子どもの視点の反映について、子ども自身が内容を理解しやすいように、家庭や子ども同士で話し合い考えたりできるような、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努め、「子ども企画委員会」、子ども向けのパブリックコメントやアンケートの実施などのこれまでの方向性を継続しつつ、子どもの参加をより積極的に進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子どもレポーターの設置	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
子どもからの提案意見募集ハガキ	子どもが市政に対して気軽に意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布する。	子) 子ども育成部
市政への子どもの意見の反映	子どもたちによる意見交換や検討を行う「子ども企画委員会」の設置や子ども向けパブリックコメントの実施など、子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際は、子どもの意見を市政に反映するよう取り組む。	子) 子ども育成部
子ども議会の実施	子どもたちが子ども議員として、それぞれ10人程度の委員会に分かれ、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめる。まとめた提案事項を本会議で提案し、市長等が答弁を行う。	子) 子ども育成部
子ども向け情報提供の充実	子ども向け資料の作成や子ども向けホームページの作成など、子どもにわかりやすい情報発信を進める。	子) 子ども育成部

### ■施設の運営や学校の教育活動への子どもの参加の促進

子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めるとともに、PTAが実施している生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人（教師・親）と子どもが学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合いを行う場を広げていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、学校における参加の機会の充実と子どもが利用する施設における施設の運営に子どもが関わる取組を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 <sup>22</sup> の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。	子) 子ども育成部

<sup>22</sup> 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

「子ども運営委員会」の拡充	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進【再掲】	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポートなど）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部

### ■地域における子どもの参加の支援

子どもの参加に対する具体的な支援や参加の機会の提供といった実践的な取組についても検討を進め、子どもの参加の取組を関係団体等と連携して地域のまちづくりへの子どもの参加を一層進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】地域への子どもの参加の支援	地域における子どもの参加による取組が進むよう、子どもの参加に関する地域団体等への支援の仕組みについて新たに検討を進める。	子) 子ども育成部
子どもまちセン一日所長	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室
元気なまちづくり支援事業	身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取組方法を紹介する手引きを配布する。	市) 市民自治推進室

## 3 豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

### ■体験活動や学びの支援

子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心を育み、可能性を広げることにつながる、学びの充実に向けて取組を進めます。

自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組について、様々な団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】「子どもの体験活動の場」事業 【再掲】	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の1階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業【再掲】	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。	子) 子ども育成部
小・中・高校生等の育児体験支援【再掲】	小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン <sup>23</sup> 等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。	子) 子育て支援部

※ 上記事業のほかにも、様々な施策において子ども体験活動事業を実施します。

<sup>23</sup> 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

## ■札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援

札幌らしい特色ある学校教育のテーマのうち、「雪」、「環境」については、札幌での生活と深く関わる内容であることから、地域のまちづくりの視点も大切にして、学校の教育課程に適切に位置付けたり、地域が主体となった体験的な取組を子どもたちに提供したりすることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活の在り方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌らしい特色ある学校教育の推進 【再掲】	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。	教) 学校教育部
子どもまちセンター日 所長【再掲】	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室

### 基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

#### <施策の方向性>

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることが必要です。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子ども同士のつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。また、子どもが健やかに成長し、自立性や社会性を育てていくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

平成25年度の子どもの実態・意識調査における「ホッとでき安心していられる場所」の結果から(13ページ・図4参照)、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

さらには、家庭における保護者のふるまいと子ども自身が自分を肯定的にとらえることとの間には一定の関係性が認められ(21ページ・図14参照)、何よりも保護者に代表される大人への働きかけが重要であることを改めて意識する必要があります。

また、子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、様々な経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進める必要があります。

これらのことから、安全で安心な居場所づくりや、子どもが主体的な遊びや活動などを通して周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことなどができるよう、行政のみならず、地域やNPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている関係団体との連携を図りながら、社会全体で子どもを受け止め、育む環境づくりを進めます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくという観点から、子どもの貧困<sup>24</sup>への対策について、今後検討していきます。

<sup>24</sup>【子どもの貧困】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることとされており、都道府県において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされている。

## <主な事業・取組>

### 1 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

#### ■保護者への啓発や相談・支援体制の充実

子どもの権利の保障の対象は、子どもの年齢によらないものであることから、子育て中に加え、出産を控えた家庭なども含め、子どもの豊かな育ちにおいて家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心して、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】啓発活動の充実【再掲】	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもへの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
妊婦支援相談事業【再掲】	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】	妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
ワーク・ライフ・バランス推進事業【再掲】	市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。	子) 子ども育成部
子育て支援総合センター事業【再掲】	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。	子) 子育て支援部
親育ち応援団の充実【再掲】	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援を実施し、自ら考え・学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に付けさせることにより基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進する。	保) 総務部

### 2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設的环境づくり

#### ■いじめに関する取組

いじめの深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラー<sup>25</sup>の全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、札幌市及び各学校で作成するいじめ防止基本方針に基づく取組や、子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進めます。

<sup>25</sup> 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

事業・取組名	事業内容	担当部
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部
スクールカウンセラーの活用	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー <sup>26</sup> の活用	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル等対策	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター） 【再掲】	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局

## ■不登校に関する取組

不登校児童生徒への支援に関しては、学校が、心のサポーター等の校内に配置された人材を活用した支援を実施したり、相談指導教室や教育支援センター等の公的機関等と効果的に連携したりするなどして、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、取組の充実を図ります。また、不登校の子どもたちの受け皿となっているフリースクール<sup>27</sup>などの民間施設との情報交換や連携を引き続き進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
スクールカウンセラーの活用【再掲】	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部

<sup>26</sup> 【スクールソーシャルワーカー】 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

<sup>27</sup> 【フリースクール】 不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

スクールソーシャル ワーカーの活用 【再掲】	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、 児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校 等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあ たる。	教) 学校教育部
教育相談の充実 【再掲】	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複 雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の 見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者へ の教育相談の充実を図る。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の 充実【再掲】	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細 かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドライ ンを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上の ための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相 談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
心のサポーターの配 置	不登校や不登校の心配がある子どもへの対応として、子ども自身や家庭に 個別の対応や関係機関と連携を行う心のサポーターを学校に配置し、一人 一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの不登校状況 の改善を図る。	教) 学校教育部
教育支援センター機 能の充実	学校に通うことが難しい不登校児童生徒に対応するため、学校以外の場 において子どもの不安や悩み等を和らげ、自信を回復させる居場所となる教 育支援センターの機能を充実させ、より身近で関係機関とつながりやすい 支援体制の構築を図る。	教) 学校教育部
不登校児等グループ 指導事業	不登校・ひきこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて 自主性や社会性を身につけるために、グループ指導を行う。	子) 児童福祉総合 センター

## ■施設に関する取組

児童会館などの学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら、子ども  
が安心して過ごすことができる環境づくりや、子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を  
図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会 館づくり事業 【再掲】	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 <sup>28</sup> の運営等に主体的・積極的に関 わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として 意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心 を育む。	子) 子ども育成部
「子ども運営委員 会」の拡充【再掲】	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、 施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部

<sup>28</sup> 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

<p>児童会館・ミニ児童会館事業【再掲】</p>	<p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ<sup>29</sup>に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。</p> <p>※放課後子ども総合プラン<sup>30</sup>に基づく目標事業量等</p> <p>【児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数】</p> <p>平成26年度：187か所⇒平成31年度：195か所</p> <p>【放課後子供教室<sup>31</sup>の整備計画】（平成27年度から平成31年度まで）</p> <p>すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。</p> <p>【放課後児童クラブ<sup>32</sup>の開所時間】</p> <p>児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。</p>	<p>子) 子ども育成部</p>
<p>民間児童育成会<sup>33</sup>への支援【再掲】</p>	<p>「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。</p>	<p>子) 子ども育成部</p>
<p>児童会館における中・高校生の利用促進【再掲】</p>	<p>中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。</p>	<p>子) 子ども育成部</p>
<p>児童養護施設等基幹的職員研修会の実施【再掲】</p>	<p>施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修を実施し、専門性の向上を図る。</p>	<p>子) 児童福祉総合センター</p>

### 3 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

#### ■子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもを不審者から守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。

<sup>29</sup>【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

<sup>30</sup>【放課後子ども総合プラン】すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

<sup>31</sup>【放課後子供教室】すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

<sup>32</sup>【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

<sup>33</sup>【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

事業・取組名	事業内容	担当部
青少年育成委員会事業【再掲】	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。	子) 子ども育成部
青少年育成指導員による指導・相談【再掲】	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業【再掲】	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。	市) 地域振興部

### ■子どもの主体的な活動の促進・支援

子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体やNPOなどの関係団体との役割分担や連携のもと、活動の機会の充実にに向けた支援を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
少年団体交流事業	市内で活動する少年6団体 <sup>34</sup> の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験の場を設ける。	子) 子ども育成部
少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「公益社団法人札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子) 子ども育成部
少年リーダー養成研修	子ども会活動等を円滑に進めるため、活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。基本研修では少年リーダーとしての必要な知識及び技術の習得を目指し、実践研修では、子ども会や地域で少年リーダーが事業の企画・運営などを行い、研究効果を還元する。	子) 子ども育成部

## 基本施策4 子ども権利の侵害からの救済

### ＜施策の方向性＞

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変化する中、様々な悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、そうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害であり、適切

<sup>34</sup>【少年6団体】(公社)札幌市子ども会育成連合会、(一財)札幌市体育協会札幌市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト北海道連盟札幌地区委員会、ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会、日本海洋少年団連盟札幌海洋少年団、(公財)交通道德協会札幌支部札幌鉄道少年団。

な対応が必要です。また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、様々な立場にある子どもへの配慮も必要です。

こうしたいじめや虐待などの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」や児童相談所をはじめとして、様々な機関が連携し迅速かつ適切な救済を図ります。また、すべての子どもたちが、権利侵害にあった際に周囲の環境に助けを求める声を上げるといった、意見表明に対する子どもへの意識付けや、声を上げることができる環境づくりを進めていきます。

さらに、現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めます。

また、児童虐待にかかる取組については、平成 23 年度から 26 年度を推進期間とする「札幌市児童相談体制強化プラン」において、児童相談所の機能・体制の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築等を集中的に進めてきたところです。

平成 27 年度以降についても、本計画において、これらの取組を引き続き推進し、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもとで、子どもの安全が守られる体制の充実を図っていきます。

## <主な事業・取組>

### 1 権利侵害からの救済体制の整備・充実

#### ■子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

子どもたちのつらい気持ちや様々な悩みに対して、子どもアシストセンターでは、幅広く相談に応じ、助言や支援を行っています。必要に応じて、調整活動などを通して適切な救済が行われています。電話やメールのほか、面談による相談を行っています。事情により来所が難しい場合などには、職員が出向いて話を聴くなど、より積極的かつきめ細やかな対応を図ります。

また、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、相談・救済の活動の実効性を高めるとともに、子どもがいつでも安心して相談できる環境づくりに、引き続き取り組みます。

学校におけるいじめに対しては、いじめ防止対策推進法や権利条例の規定をもとに、いじめが起きてしまった場合の再発防止についても取組を進め、不幸にもいじめによる重大な被害が発生してしまった場合には、第三者機関による調査・助言を受けながら、その救済にあたりると同時に、原因の究明と再発防止に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施【再掲】	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部
スクールカウンセラー <sup>35</sup> の活用【再掲】	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部

<sup>35</sup>【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談にあたりるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

スクールソーシャル ワーカー <sup>36</sup> の活用 【再掲】	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の 充実【再掲】	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル 等対策【再掲】	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部
児童家庭支援センタ ー運営費補助事業 【再掲】	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	子) 児童福祉総合 センター

## ■児童虐待への対応

児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・早期対応に万全を期すため、「オレンジリボン地域協力員<sup>37</sup>制度」の充実、さらには、要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、情報の共有など関係機関による連携を進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童福祉相談・支援 体制の強化	児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していく。	子) 児童福祉総合 センター
オレンジリボン地域 協力員制度の拡充	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童福祉総合 センター
子ども安心ホットラ インの運営	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24 時間 365 日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童福祉総合 センター
児童虐待早期発見・ 早期対応事業	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童福祉総合 センター
夜間・休日の児童虐 待通告等に関する初 期調査	虐待通告後 48 時間以内に子どもの安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子) 児童福祉総合 センター

<sup>36</sup> 【スクールソーシャルワーカー】社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

<sup>37</sup> 【オレンジリボン地域協力員】児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

要保護児童対策地域協議会	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法（第25条の2）において規定された要保護児童対策地域協議会を運営する。また、「区要保護児童対策地域協議会」の活性化を図る。	子) 児童福祉総合センター
一時保護所の定員拡充・環境改善	一時保護所の定員を拡充し、迅速かつ確実に保護できる環境を整え、生活空間や学習環境等の整備を行うことで、安心して生活できる環境を整える。	子) 児童福祉総合センター

## 2 権利侵害を起こさない環境づくり

### ■権利侵害等に対する意識の啓発

子どもの権利は、本人が権利の侵害を受けていることを意識しにくいことや、被害が表面化しにくいといった特性に配慮する必要があります。

こうしたことから、大人に対しては、子どもの権利について正しく理解し、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくといった権利侵害に対する意識を高めるような啓発活動に積極的に取り組みます。

子どもに対しては、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や様々な機会を通じた学びの機会を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
出前講座・出前授業の充実【再掲】	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進【再掲】	教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。	教) 学校教育部
小中学生向けパンフレットの活用【再掲】	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
多文化共生推進事業	子どもも含めた国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、札幌国際プラザを中心に異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。	総) 国際部
福祉読本の発行	小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。	保) 障がい保健福祉部

### ■深刻な育児不安を抱える保護者への支援

児童虐待の未然防止のため、育児等に関する知識の普及と育児不安の軽減を図るための相談・支援の充実などに努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童虐待早期発見・早期対応事業【再掲】	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童福祉総合センター

オレンジリボン地域協力員制度の拡充【再掲】	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童福祉総合センター
子ども安心ホットラインの運営【再掲】	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24 時間 365 日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童福祉総合センター
育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング <sup>38</sup> ）	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンスペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。	子) 児童福祉総合センター
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（養育支援訪問事業）【再掲】	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
妊婦支援相談事業【再掲】	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】	妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所

<sup>38</sup> 【コモンセンス・ペアレンティング】行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に身につける教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待予防を図るプログラムのこと。

## 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

### ＜現状と課題＞

子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられ、子育てに生きがいを感じることができる、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくためには、子育て家庭が抱える子育てへの不安や負担に対し、適切に支援をしていくことが重要です。

近年、少子高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、多様な働き方や女性の社会進出を支援する動きが広まってきており、国の成長戦略においても、女性の社会での活躍推進が掲げられています。

札幌市においても、女性の労働力率を10年前と比較すると、ほぼすべての年齢において働く女性の割合が増加傾向にあることがわかります(28ページ・図27参照)。また、札幌圏の育児休業給付金受給の届出数も増加傾向(平成22年度の9,763人に対し平成25年度は13,605人)にあることから、育児・介護休業法などの法的な整備が進み、出産後も働き続ける女性が増加していることもうかがえます。

これらの背景と相まって、札幌市では、子育て家庭が希望した時期に希望した保育サービスを利用できるよう、積極的に認可保育所等の整備を行うとともに、延長保育や一時保育の実施施設数の拡充など、女性が子育てをしながら安心して働き続けられる環境の整備に努めてきました。

しかし、平成25年度に実施した就学前児童の保護者を対象とした実態・意識調査において、平成27年度以降5年間の各区における保育サービスのニーズ量を算出した結果、全市的には保育サービスが不足する見込みとなっており、待機児童<sup>39</sup>対策は今なお喫緊の課題となっています(詳細は第5章を参照)。

また、子育てをしている家庭が安心して働き続けるためには、保育サービスの充実だけでなく、仕事と子育てを両立しやすい職場環境や社会風土を築いていくことも大切です。

平成24年度に実施した市民アンケート調査の中で、札幌市において有効と思われる少子化対策を聞いたところ、「労働環境の改善や保育所整備など仕事と子育てを両立できる環境の整備」と回答した人の割合は71.8%となっており、他の項目と比べて最も高い数値を示しています(39ページ・図45参照)。

このことから、保育サービスの充実と併せて、仕事と子育ての両立を目指すワーク・ライフ・バランス<sup>40</sup>の取組を社会全体に広めていくことが重要であるといえます。

このように、仕事と子育てを両立したいという子育て家庭の希望が近年強いことへの対応はもちろん重要ですが、安心して子どもを産み育てられる環境を充実させていくためには、すべての子育て家庭を対象とした相談・支援体制の充実が求められます。

妊娠・出産期における支援については、支援の必要な妊婦の早期発見、早期支援が重要となりますが、札幌市の現状をみると、妊娠11週までに各区保健センターに妊娠の届出をした妊婦の割合は93.8%(平成24年度)であり、比較的高い割合で妊娠初期の妊婦と関わりを持つことができていると考えられます。また、妊婦一般健康診査の受診率(1回目)は98.1%(平成24年度)という結果となっており、未受診妊婦等のさらなる減少を目指し、親子の健康を守るため、これからも取組の継続が必要です。

<sup>39</sup>【待機児童】認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

<sup>40</sup>【ワーク・ライフ・バランス】やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

一方、平成 25 年度に実施した市民アンケート調査では、子育てについての相談・支援体制に満足している人の割合が 32.8%という結果が出ており、子育てへの不安や負担に対する相談・支援体制が不十分であるということが明らかになっています（10 ページ参照）。

また、同調査の中で札幌市の子育てについての相談体制として積極的に取り組んでほしいことを聞いたところ、「相談窓口の場所や特徴をわかりやすく情報提供する（44.6%）」、「相談員の質（丁寧な対応、知識、専門性）の向上（41.8%）」、「子育てについて幅広く相談できる身近な相談窓口を増やす（40.8%）」と回答した割合が上位を占める結果となりました。今後、これらの要望に応じていくためにも、相談・支援体制の改善や整備を進めていくことが重要です。

最後に、札幌市においては、少子化が大きな課題となっておりますが、本計画においては、子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、生まれた子どもが豊かに育つことができるよう、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を推進していくことで、少子化の改善にもつなげていきます。

## 基本施策 1 働きながら子育てしやすい環境の充実

### <施策の方向性>

働きながら子育てしやすい環境を充実させていくためには、子育てしながら働きたい家庭が、小学校入学後の子どもの居場所も含めて、希望した時期に希望した多様な保育サービス等を利用できる環境を整備することがとても重要となります。

そこで、平成 25 年度に就学前児童の保護者を対象に実施した実態・意識調査をもとに、平成 27 年度以降 5 年間の各区の保育サービスのニーズ量を明らかにしました。そして、その各区のニーズ量を満たすよう、保育施設やその他保育サービスにかかる事業を整備することとしています。(第 5 章参照)

また、仕事と生活を両立することができる環境を充実させていくためには、保育サービスの充実だけでなく、労働者を雇用する立場である企業を中心とした地域社会の理解や協力が必要となります。

しかし、平成 25 年度に札幌市内の企業を対象に実施したアンケート調査では、「積極的に仕事と家庭の両立を支援している」企業の割合は 21%、「今後、積極的に仕事と家庭の両立を支援していきたい」企業の割合は 22.5%にとどまっています(30 ページ、図 29 参照)。

さらに、札幌市の男性の週間就業時間については、他の政令都市と比べて高い数値であることもわかっており(29 ページ・表 5 参照)、この結果、父親が家事・育児に参加する時間の確保が難しく、母親の負担が増えているものと考えられます。

こうした状況を改善していくためには、社会全体において仕事と生活の両立を目指すワーク・ライフ・バランス<sup>41</sup>に取り組むことが必要です。経済活性化の視点や男女共同参画の視点などを取り入れながら、ワーク・ライフ・バランスについて企業や市民に普及啓発を行うとともに、取組企業へのアドバイザー派遣などの支援を行っていきます。

### <主な事業・取組>

#### ■保育施設・事業の整備

事業・取組名	事業内容	担当部
認可保育所・認定こども園の整備	保育所の定員増や既存施設の認定こども園化を促し、ニーズに対応する供給量の確保を図る。	子) 子育て支援部
小規模保育事業	交通利便性の高い賃貸物件等において、一定の基準を満たす定員 6 人から 19 人の小規模保育を行う。	子) 子育て支援部
家庭的保育事業(保育ママ)	保育者の居宅等、家庭的な雰囲気の環境において、少人数の乳幼児の保育を実施する事業。既存施設・事業からの移行や新規事業者の募集等により、ニーズに対応する供給量の確保を図る。	子) 子育て支援部

#### ■多様な保育サービスの提供

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、延長保育を実施しない場合でも従来より 1 時間早い開所時間(午前 7 時～午後 6 時)とし、さらに夕刻の 1 時間または 2 時間の延長保育の実施箇所数を増やす。	子) 子育て支援部

<sup>41</sup>【ワーク・ライフ・バランス】やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施する。	子) 子育て支援部
夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施する。	子) 子育て支援部
病後児デイサービス事業【再掲】	病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やすことを検討する。	子) 子育て支援部
さっぽろ子育てサポートセンター事業【再掲】	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する。	子) 子育て支援部
札幌市こども緊急サポートネットワーク事業【再掲】	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する。	子) 子育て支援部

## ■児童クラブ等における留守家庭への支援

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館・ミニ児童会館事業【再掲】	<p>児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館<sup>42</sup>において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ<sup>43</sup>に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。</p> <p>※放課後子ども総合プラン<sup>44</sup>に基づく目標事業量等</p> <p>【児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成26年度：187か所⇒平成31年度：195か所</p> <p>【放課後子供教室<sup>45</sup>の整備計画】（平成27年度から平成31年度まで） すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。</p> <p>【放課後児童クラブ<sup>46</sup>の開所時間】 児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。</p>	子) 子ども育成部

42【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

43【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

44【放課後子ども総合プラン】すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

45【放課後子供教室】すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

46【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

【新規】 新型児童会館整備事業【再掲】	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館 <sup>47</sup> を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
【新規】 放課後児童クラブの過密化の解消【再掲】	ミニ児童会館や新型児童会館において、放課後児童クラブが過密化している場合は、小学校の余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等（以下、「余裕教室等」という。）の積極的な活用により、過密化の解消を図る。教育委員会及び子ども未来局が設置する連携会議において、ミニ児童会館及び新型児童会館の運営やその整備の推進、並びに余裕教室等の積極的な活用等について協議を行う。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
【新規】 放課後児童クラブの質の向上	放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数に応じた従業者を配置する（児童おおむね40人に対し従業者2人以上）。また、放課後児童クラブに従事する者の処遇改善など放課後児童クラブの充実に向け、国に対して要望を行う。	子) 子ども育成部
民間児童育成会 <sup>48</sup> への支援【再掲】	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。	子) 子ども育成部

## ■ワーク・ライフ・バランスの推進

事業・取組名	事業内容	担当部
ワーク・ライフ・バランス推進事業	市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。	子) 子ども育成部
仕事と家庭の両立を促進するための啓発	家事・育児などの責任を男女が共に担い、結婚・出産時においても継続して働き続けることができるよう、男女問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。	市) 男女共同参画室
女性社員の活躍応援事業	産休前研修や職場復帰前研修等を行い、働き続けることを望む女性が、出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプラン <sup>49</sup> を立てるための支援を行う。	経) 雇用推進部

## 基本施策2 親子の健康を支える相談・支援の充実

### <施策の方向性>

子どもの健やかな成長のためには、母親が健康で自信を持って育児することが重要となりますが、核家族化の進行（27 ページ・図 25 参照）や地域のつながりの希薄化などから、祖父母や地域住民と出産や子育てについての知識や経験を共有する機会が少なくなっており、子育てへの不安や悩みを抱え孤立化する子育て家庭が増えていると考えられます。

<sup>47</sup>【放課後子ども館】 小学校の余裕教室等の状況から当面ミニ児童会館の整備が困難な小学校区においてミニ児童会館の基準よりも小規模で実施する事業。

<sup>48</sup>【民間児童育成会】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

<sup>49</sup>【キャリアプラン】 自身の人生設計と照らして、今後どのように働き仕事をしていきたいか目標を持ち、その実現のために計画を立てること。

今後は、保健、医療、福祉の連携を強化するとともに、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築し、安心して妊娠・出産でき、出産後も安心して子育てできる環境を充実させていく必要があります。

また、これから親となっていく思春期の世代に対する心と体の健康づくりについての普及啓発が重要であり、相談・支援の充実と併せて進めていく必要があります。

## <主な事業・取組>

### ■安心して妊娠・出産できる環境の整備

未受診妊婦の解消を図るとともに、妊婦支援相談事業などを活用して、支援を必要とする妊産婦には保健師等が中心となり継続的な支援を行うなど、すべての妊婦が安心して出産できる環境の整備に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
妊婦一般健康診査	より安心・安全な妊娠期を過ごし、出産を迎えるために、妊婦健診の費用の一部を助成する。	保) 保健所
妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合には、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。また、専門知識を持つ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図る。	保) 保健所
産婦人科救急医療運営事業	産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に迅速に対応する「産婦人科救急情報オペレーター業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで妊婦の不安を解消する「産婦人科救急電話相談」を実施する。	保) 保健所

### ■親子の健康を支える環境の整備

育児不安の軽減、児童虐待の発生予防など、産後、親子が健やかに過ごすための切れ目のない支援体制を整えます。

また、夜間・休日の救急医療体制の維持や子どもの医療費助成の維持など安心して医療を受けられる体制を維持するほか、健やかで豊かな食生活が送れる力を育む食育を引き続き推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（養育支援訪問事業）	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な養育・発達の促進、育児不安の軽減を図る。	保) 保健所

母子関連マス・スクリーニング <sup>50</sup> 事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能スクリーニング」、新生児を対象にした「新生児マス・スクリーニング」、1歳6か月児を対象とした「神経芽細胞腫マス・スクリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症マス・スクリーニング」を実施する。	保) 衛生研究所
休日救急当番運営事業・二次救急医療機関運営事業	土日祝日などの休日における初期救急医療体制や、より大きなけがや病気の際に休日及び夜間に対応する二次救急医療機関の調整を行い、市民が安心して生活できる確実な救急医療体制を整備している。	保) 保健所
子ども医療費助成	中学生までの子どもに対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療部
食育 <sup>51</sup> の推進事業	子どもの健康的な食習慣の定着を図るため、「早ね・早起き・朝ごはん」「日本型食生活」等、食育の普及啓発を行う。	保) 保健所
「たのしい給食の提供」と「食育の推進」	乳幼児の望ましい発育・発達を促し、食習慣の基礎が形成される大切な時期であることから、栄養バランスがとれた「たのしい給食」の提供を行う。また、望ましい食習慣や豊かな人間性の形成の基礎を育み、「生きる力」を培うことを目的とした食育の推進を行う。	子) 子育て支援部
食に関する学びの推進	地産地消 <sup>52</sup> やフードリサイクル <sup>53</sup> の取組を生かした学校給食を教材とした食に関する指導を推進するとともに、家庭への啓発を図る。また、食に関する指導の全体計画に基づく給食時間及び教科等における効果的な指導の充実を図る。	教) 生涯学習部

## ■思春期の心と体の健康づくりの支援

思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談などの充実を図るとともに、学校教育と連携した支援の仕組みなどを引き続き整備していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整える。	保) 保健所
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性・たばこ等に関する健康教育を行う。	保) 保健所
思春期精神保健ネットワーク事業	思春期の精神保健に携わる関係機関（保健福祉・医療・教育・司法）が情報を共有し、困難ケースの検討等を行い、連携を強化する。また、各分野の専門職を対象に、思春期精神保健研修会を開催する。	保) 障がい保健福祉部

<sup>50</sup> 【マス・スクリーニング】健康な人も含めた集団から、先天性の病気などを早期発見・早期治療することで、障がいの原因となる病気の発症を未然に防ぐ目的で行う検査。

<sup>51</sup> 【食育】「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実践できる人を育てること。

<sup>52</sup> 【地産地消】地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

<sup>53</sup> 【フードリサイクル】食育・環境教育の一つとして、給食調理の過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、農家がその堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に利用する、というリサイクル体制。正式名称は「さっぽろ学校給食フードリサイクル」。

## 基本施策 3 子育て家庭に対する相談・支援の充実

### ＜施策の方向性＞

札幌市では、これまで、子育て家庭に対する相談・支援を充実させていくため、地域における子育て支援の中心的な役割を担う区保育・子育て支援センター（ちあふる）の設置整備や、子育てサロン<sup>54</sup>の拡充などを図ってきました。

しかし、平成 25 年度に実施した市民アンケート調査では、子育てについての相談体制に満足している人の割合が 32.8%と低い結果となっています（10 ページ参照）。また、平成 25 年度に行った別の調査において、子育ての悩みの相談相手と情報の入手先を聞いたところ、ともに家族・友人・知人と回答した割合が高くなっており、行政による相談窓口があまり活用されていないことがわかりました（33 ページ・図 33、図 34 参照）。

このことから、今後、子育てについての不安や負担の軽減をさらに図っていくためには、必要な時に行政の相談機関を気軽に利用してもらえる環境を整えていくことが必要だと考えられます。

そのためには、地域内の子育て支援に関わる施設や事業間の情報共有を推進するなど既存事業を有効に活用しながら相談・支援体制を整えることが重要であり、区保育・子育て支援センターの役割の見直しを図るとともに、保護者が子育てに孤立することのないよう子育て家庭への個別支援の強化などを進めていきます。

また、相談体制も含めて子育て支援に関わる情報をわかりやすく、また積極的に提供していくことも必要であるため、子育て支援情報の効果的な情報発信について検討を進めていきます。

一方、平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果によると、「実際に予定している子どもの人数」よりも「実際の子どもの人数」が少ない理由として、「経済的な負担が増えるから」という理由が 46.6%を占めているという結果がでているほか（36 ページ・図 39、図 40 参照）、親の所得格差が子どもの教育環境に影響を与えていることが指摘されています。

家庭の経済状況によって子どもの進路が狭められることのないように制度の充実を引き続き検討していくなど、厳しい財政状況ではありますが、子育て家庭の全体を視野に入れて、受益と負担の均衡を図りながら、今後も経済的な支援の実施に努めます。

### ＜主な事業・取組＞

#### ■地域における子育て支援

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業	保育所機能の他に子育て相談や交流の場の提供など様々な子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を整備する。	子) 子育て支援部

<sup>54</sup> 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

地域での子育てサロン	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンの立ち上げや運営の支援を行うほか、児童会館やNPO活動拠点を活用し、自由な交流や子育て相談等ができる「常設の子育てサロン」を地域ニーズを踏まえながら、より身近な場所に設置する。	子) 子育て支援部
【新規】利用者支援事業	区役所・ちあふる等の拠点において、子ども・子育て世帯に対して施設や事業のあっせん、相談等を行う。	子) 子育て支援部
児童家庭支援センター運営費補助事業	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	子) 児童福祉総合センター
病後児デイサービス事業	病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やすことを検討する。	子) 子育て支援部
さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する。	子) 子育て支援部
札幌市こども緊急サポートネットワーク事業	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する。	子) 子育て支援部
一時預かり事業	断続的・短時間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可保育所等において一時的に保育を実施する「一時預かり事業」を拡充していく。	子) 子育て支援部
さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、乳幼児10か月健診会場で行われている絵本の読み聞かせに併せ絵本一冊を配布する。	子) 子育て支援部
家庭教育学級の推進	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部
親育ち応援団の充実	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
幼児期の学校教育の保護者等への啓発・支援の推進	未就園児を対象とした幼稚園体験イベントや保護者を対象とした講演会、さらに市立幼稚園・認定こども園の「子育て広場」における講座等を行い、幼児期の学校教育の在り方や子育てに関する啓発や支援、教育相談を進める。	教) 学校教育部

## ■経済的な支援

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等 <sup>55</sup> の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図る。	子) 子育て支援部

<sup>55</sup> 【特定教育・保育施設等】 子ども・子育て支援法による確認を受ける認定こども園、幼稚園及び保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業等をいう。

私学助成	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行う。	子) 子育て支援部 子) 子ども育成部
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生または生徒に、返還義務のない奨学金を支給し、有用な人材を育成する。	教) 学校教育部
就学援助	学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行う。	教) 学校教育部
助産施設	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けられる「助産施設」を拡充する。	子) 子育て支援部

## 基本施策 4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実

### ＜施策の方向性＞

近年、地域における安全・安心に対する機運が高まっているものの、今なお、子どもを対象とした犯罪が後を絶ちません。平成 25 年度に実施した市民アンケート調査の結果でも、子育てに対して不安や負担を感じている人の 44%が、「子どもの外遊びや登校などの目の届かない時の安全に関すること」に不安を感じていることがわかっています。

このことから、子どもが犯罪被害や交通事故に遭うことのない安心・安全な環境を推進していくため、学校や地域と連携を図りながら、自ら身を守ろうとする態度や交通安全について普及啓発を図るとともに、地域の見守り活動を充実させていきます。

また、保護者が安心して子育てを行うためには、子育てに適した生活空間の整備を図っていくことも重要であることから、引き続き子育て支援住宅の建設などを進めていきます。

### ＜主な事業・取組＞

#### ■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。	市) 地域振興部
登下校時の見守り活動等の推進	地域の子ども見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るため、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険個所の巡視等を行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行う。	教) 生涯学習部
学校における安全教育の充実	各学校・地域の実態に即した学校安全計画に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育の充実を図る。	教) 学校教育部

## ■子育てに適した生活空間の整備

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援住宅の建設（市営住宅東雁来団地）	安心して子どもを生き育てることのできる居住環境づくりのため、子育て世帯を対象とした市営住宅を整備する。	都）市街地整備部
公的住宅の供給	市営住宅の募集時において、母子（父子）・多子・大家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を引き続き実施する。	都）市街地整備部

### 基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

#### <現状と課題>

近年は、遊びや学びの態様が次第に変化するとともに、核家族化の進行（27 ページ・図 25 参照）や地域のつながりの希薄化などに伴って家庭や地域における教育力の低下が指摘されていますが、札幌市では、学校教育や保育、子どもの創造性を喚起する様々な体験機会を地域とも連携を図りながら提供してきたほか、家庭教育学級など親育ち支援もあわせて行うことで、子どもの健やかな成長を促してきました。

子どもの健やかな成長を支えるうえでは、様々な体験活動の経験が重要となりますが、平成 25 年度に実施した実態・意識調査では、「札幌は子どもが、自然、社会、文化などの体験がしやすい環境だと思う」と回答した割合は、大人で 54.9%、子どもが 59.3%となりました（9 ページ参照）。

権利条例の趣旨である「子どもの最善の利益」の実現に向けては、子どもが関わるあらゆる場が、自立した社会性のある大人へと成長する場であるとの共通認識のもと、より一層社会全体が連携・協力しながら、各施策で量的にも・質的にも拡充を図っていく必要があります。

一方、若者を取り巻く現状については、近年の生活様式の多様化や雇用状況の悪化などの影響から、ひきこもりやニート<sup>56</sup>など社会的自立に困難を抱える若者は多く、平成 23 年度の札幌市の調査においても、市内のひきこもりの推計数は 9,523 人と、若者の 62.5 人に 1 人相当の数値（17 ページ・表 2 参照）となっていることから、困難を抱える若者が、様々なまちづくり<sup>57</sup>活動へ主体的に参加し、社会的に自立していくことができるような環境を整えていく必要があります。

<sup>56</sup>【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

<sup>57</sup>【まちづくり】ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

## 基本施策 1 幼児期の学校教育・保育の質の向上

### <施策の方向性>

幼児期は、心情や基本的な生活習慣など、人格形成の基礎を培う非常に重要な時期です。

幼児期の子どもは、遊びや人との関わりを通して、自我や主体性を形成していくとともに、自分の周りを取り巻く社会への感覚を養うことで日々成長していくことから、この時期に質の高い学校教育・保育を安定的に提供することは、子どもの心身の健やかな成長を促進するうえで重要な意味を持ちます。

札幌市の就学前児童が日中に過ごす場を見ると、年齢が上がるにつれ、保育所または幼稚園に通う割合が増え、5歳児では、約95%が保育所または幼稚園を利用しています（12 ページ・図1 参照）。

このことから、幼児期の学校教育・保育に携わる幼稚園や保育所などの果たす役割が重要であることがわかります。

このため、札幌市においては、幼児期における子どもに質の高い教育・保育を安定的に提供するため、幼保小との密接な連携のもと、実践研究などによる幼児期の学校教育の充実や保育者に対する研修の充実などを推進していきます。

### <主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
教育・保育の質の向上	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業 <sup>58</sup> 職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行う。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図る。	子) 子育て支援部 教) 学校教育部
認可外保育施設立入調査（巡回指導）	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施する。また、届出制の対象外施設である事業所内保育施設等に対しても児童福祉の観点から巡回指導による指導監督を実施する。	子) 子育て支援部
市立幼稚園研究実践の推進と発信	遊びを通して健やかな身体、豊かな心、学ぶ力など、生きる力の基礎を育む質の高い幼児期の学校教育を推進するため、市立幼稚園・認定こども園が実践研究に取り組み、その成果を市内の私立幼稚園・認定こども園・保育所等に発信する。	教) 学校教育部
幼児教育センターと市立幼稚園におけるセンター機能の充実	幼児教育センターと市立幼稚園・認定こども園が、札幌市の質の高い幼児期の学校教育を推進するためのセンター機能を担い、研究・研修の実施、幼児期の特別支援教育の区内体制の充実、幼保小連携の推進を図る。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、各区の園長・校長及び連携担当者が一堂に会する幼保小連携推進協議会を設け、職員交流や研究交流・情報交流などを行う。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

<sup>58</sup> 【地域型保育事業】 児童福祉法に基づく認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をいう。

## 基本施策 2 充実した学校教育等の推進

### <施策の方向性>

子どもが将来自立した社会性のある大人へと成長していくためには、子どもが多くの時間を過ごす「学校」での取組は大変重要です。

札幌市の学校教育においては、自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進として、「分かる・できる・楽しい授業の推進」、「課題探究的な学習の推進」、「体力向上の推進」、「進路探究学習の推進」、「札幌らしさを実感するとともに国際性を育む学びの充実」などに特に力を入れて取組を推進していますが、今後も「自立した札幌人」の育成に向け、創造的に考え、主体的に行動したり、ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続けたりする子どもを育ていけるよう、取組を推進していきます。

また、子どもの教育に関し、親等が家庭で子どもに対して行う家庭教育は、すべての教育の出発点であることから、家庭の教育力の向上を図ることは極めて重要であるとともに、社会全体で子どもを支えていくためには、学校と地域がお互いの教育力を最大限に発揮して、一体的な取組を進めることが不可欠です。このことから、家庭や地域の持つ力が十分に発揮されるよう、親の育ちを支えるとともに、地域で活動する方々の協力を得ながら、子どもを見守り豊かに育むための「家庭及び地域における教育力の向上」に努めていきます。

### <主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	「分かる・できる・楽しい授業」づくりに向け、各学校において、それぞれの実情に合わせた学力の3要素（学ぶ意欲、学んだ力〔基礎的・基本的な知識・技能〕、活かす力〔思考力・判断力・表現力等〕）のバランスを分析し、『学ぶ力』育成プログラムを作成・実行するとともに、家庭や地域と一体となった取組を促進するために情報発信を充実させ、さらに、市全体の共通指標（子どもの自己評価）を導入して、検証改善サイクルの確立を図る。	教) 学校教育部
【新規】 市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校において、国際バカロレアのプログラムを活用した課題探究的な学習モデルを推進し、すべての市立学校において思考力・判断力・表現力や国際感覚、課題発見解決力等を育成する学習を充実・発展させる。	教) 学校教育部
体力向上の推進	体力・運動能力、運動習慣に関する各種調査の実施や体力向上策等の実践研究とともに、「さっぽろっ子『健やかな身体』の育成プラン」を踏まえた、体育等の授業改善の取組や縄跳び運動の推奨・促進など運動に親しむための工夫・環境づくり等により、各学校での指導の充実を図るほか、運動部活動の充実に向けた検討と取組を一層推進する。また、家庭での日常的な取組や地域でのスポーツイベント等への参加について啓発するなど、家庭や地域と連携した取組を推進する。	教) 学校教育部
進路探究学習の充実	主体的に自己の進路を選択できる能力を高め、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質や能力を育むため、小学校段階から職業体験などの社会体験	教) 学校教育部

	を多く経験し、働くことや職業を自分との関わりの中で考えたり、自分の将来を展望したりするなど、自分らしい生き方を考えていけるよう、進路探究学習を充実する。	
札幌らしい特色ある学校教育の推進	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。	教) 学校教育部
外国語指導助手(ALT)の活用の推進	外国語活動及び外国語の授業等を通して、児童生徒の異文化を理解し協調する態度やコミュニケーション能力を育むため、外国語指導助手(ALT)を配置し、その活用の工夫を図る。	教) 学校教育部
情報教育の充実	日常的に様々なメディアやICT(情報通信技術)を活用した学習機会の充実を図り、子どもが情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けられるような取組を行う。	教) 学校教育部
家庭教育学級の推進 【再掲】	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部
親育ち応援団の充実 【再掲】	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
サッポロサタデースクール事業の実施	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用した学習支援や地域の伝統文化体験活動等のプログラムを土曜日や学校の長期休業中に学校施設等を活用して実施することを通じて、地域の教育力の向上を図るとともに、地域と学校の連携の仕組みを整える。	教) 生涯学習部

### 基本施策3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

#### <施策の方向性>

子どもの心身の健全な育成を促すためには、まず子どもが安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要です。

札幌市では、これまで、子どもが安心して自由に遊べる場所として、公園・緑地等の整備を進めきたほか、児童会館やミニ児童会館<sup>59</sup>などを整備し、小学校区ごとに放課後の居場所づくりを進めてきました。

さらに、放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図るため、児童会館やミニ児童会館に児童クラブ<sup>60</sup>を開設し、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ってきました。また、一定の要件のもとで民間児童育成会<sup>61</sup>への助成を行ってきました。

<sup>59</sup>【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

<sup>60</sup>【児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えると同時に、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

<sup>61</sup>【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

しかしながら、一部の放課後児童クラブ<sup>62</sup>においては、登録児童数の増加により、過密化が生じていることから、これを解消していく必要があります。

このことから、札幌市では、子どもが安心して自由に遊べる場所として、引き続き、公園・緑地等の整備や児童会館・ミニ児童会館事業等を推進するとともに、小学校と児童会館の併設化などにより、放課後児童クラブの過密化の解消と利便性の向上を図っていきます。あわせて、児童会館等の遊びの場・生活の場としての機能の充実に努めていきます。

また、次代を担う子どもが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付けながら自己を確立できるよう、幼児期から学童期を通して、様々な体験活動の機会を提供していく必要があります。

札幌市では、子どもの自主性、創造性、協調性を育むために、既存の公園などを活用しながら子どもが自由に遊べる場「プレーパーク」の拡充や文化・芸術、スポーツ活動など、多様な体験機会を提供してきました。

今後も様々な団体や地域とも連携しながら、引き続き、子どもの健やかな成長を育む多様な体験機会の提供を推進していきます。

このほか、近年のインターネットや携帯電話の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会が増えていることなども含め、子どもの健全な育成に悪影響を与えることのないよう、有害環境の排除や保護者や子どもへの啓発活動等を地域ぐるみで推進します。

## <主な事業・取組>

### ■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

事業・取組名	事業内容	担当部
公園・緑地等の整備	身近な緑を増やし、均衡のとれた街並みの形成を図るとともに、今ある緑を保全、育成する。	環) みどりの推進部
地域と創る公園再整備事業	公園の再整備に際し、公園利用者のニーズに沿った公園を創るためにワークショップ等を積極的に活用し、より合目的な整備計画の充実に努める。	環) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業	公園利用者の利便性の向上の為、ユニバーサルデザイン <sup>63</sup> に配慮しながら公園整備を進める。	環) みどりの推進部
児童会館・ミニ児童会館事業	児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。  ※放課後子ども総合プラン <sup>64</sup> に基づく目標事業量等 【児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成 26 年度：187 か所⇒平成 31 年度：195 か所	子) 子ども育成部

<sup>62</sup> 【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

<sup>63</sup> 【ユニバーサルデザイン】子ども、高齢者、障がい者のための特別な仕様を作るのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

<sup>64</sup> 【放課後子ども総合プラン】すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている。

	<p>【放課後子供教室<sup>65</sup>の整備計画】（平成 27 年度から平成 31 年度まで）</p> <p>すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数 207 か所を維持していく。</p> <p>【放課後児童クラブの開所時間】</p> <p>児童クラブについては、学校授業日は放課後から 19 時まで、土曜日・長期休業日は 8 時から 19 時まで開所する。</p>	
【新規】 新型児童会館整備事業	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館 <sup>66</sup> を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進める。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部 市) 地域振興部
【新規】 放課後児童クラブの過密化の解消【再掲】	ミニ児童会館や新型児童会館において、放課後児童クラブが過密化している場合は、小学校の余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等（以下、「余裕教室等」という。）の積極的な活用により、過密化の解消を図る。教育委員会及び子ども未来局が設置する連携会議において、ミニ児童会館及び新型児童会館の運営やその整備の推進、並びに余裕教室等の積極的な活用等について協議を行う。	子) 子ども育成部 教) 生涯学習部
民間児童育成会への支援	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付等を行う。	子) 子ども育成部
児童会館における中・高校生の利用促進	中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。	子) 子ども育成部
【新規】 児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定など、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開する。	子) 子ども育成部

## ■多様な体験機会の提供

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】「子どもの体験活動の場」事業	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の 1 階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。	子) 子ども育成部
小・中・高校生等の育児体験支援	小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。	子) 子育て支援部

※ 上記事業のほかにも、様々な施策において子ども体験活動事業を実施します。

<sup>65</sup> 【放課後子供教室】すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

<sup>66</sup> 【放課後子ども館】余裕教室がなく、当面ミニ児童会館が整備できない小学校において、放課後等に一時的に使われていない教室等を活用し、放課後の居場所とする事業。

## ■子どもをとりまく有害環境対策の推進

事業・取組名	事業内容	担当部
心豊かな青少年を育む札幌市民運動	これまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、全市的な取組としての「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を設置し、各地域での啓発活動を展開する。	子) 子ども育成部
青少年育成委員会事業	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。	子) 子ども育成部

## 基本施策 4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実

### <施策の方向性>

ひきこもりやニート<sup>67</sup>などの困難を抱える若者が真に社会の一員として自立するためには、単に親から独立して、就職したり家庭を築くだけでは不十分であり、若者同士での仲間づくりや、地域社会への自主的な参加など、社会性を身に付けることが重要です。

また、若者の自立を進めていくうえでは、地域における教育機関や企業・団体など、関係機関と連携・協力して支援していく必要があるとともに、小中学校での不登校が長期のひきこもりにつながっていくことがあることから、少年期からの連続した支援が必要となります。

札幌市では、これまで、若者の社会参加と自立の支援施策の指針となる「札幌市若者支援基本構想」（平成 21 年 4 月策定、計画期間：平成 22 年度～平成 31 年度）に基づき、「さっぽろ若者支援ネットワーク」の中核施設として「若者支援総合センター」が、困難を抱える若者の社会的セーフティネット<sup>68</sup>の役割を果たすとともに、関係機関との連携・協力による若者同士の交流促進や就労支援の実施など、社会的自立を促してきました。

今後も、若者支援総合センターを中核施設として、教育機関などと連携した自立支援プログラムの充実を図るとともに、身近な地域における相談・支援や少年期からの連続した相談・支援を推進していきます。

さらに自立が必要な若者の社会参加を促進するため、地域の企業や団体とのネットワーク充実のもと、伴走型支援<sup>69</sup>者の育成などによる就労支援の充実を図っていきます。

<sup>67</sup>【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

<sup>68</sup>【セーフティネット】「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

<sup>69</sup>【伴走型支援】支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
中学校卒業生等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態となることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や児童会館等を活用した学び直し支援を実施する。	子) 子ども育成部
市立札幌大通高等学校の支援	市立札幌大通高等学校に在籍する不登校経験や発達上の課題を抱える生徒等に対し、学び直しの機会などを提供するなど、外部支援者の協力を得ながら組織的・継続的に支援を行うとともに、生徒が地域社会の中で貢献できるような活動も行いながら、個々の生徒の社会的自立を図る。	教) 学校教育部
困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	若者支援施設の中核である札幌市若者支援総合センターにおいて、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へつなげられるように取り組む。	子) 子ども育成部
社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等とのマッチングを実施する。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整をはじめとする伴走型支援に取り組む。	子) 子ども育成部

## 基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

### ＜現状と課題＞

権利条例では、「すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくこと」を、大人の責務として明記しています。

また、子ども・子育て支援法の基本理念では、「子ども・子育て支援給付その他子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と明記されていますが、すべての子どもの健やかな成長のためには、地域や関係機関との十分な連携のもと、個々の子どもが置かれた状況や有している課題に配慮したきめ細やかな支援を進める必要があります。

基本目標4では、虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、配慮を要する子どもたちが、適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

札幌市では、「社会的養護」のもとで生活する子ども（家庭を離れて里親や児童養護施設等で生活する子ども）の数は、過去5年間の推移をみても650人を超える水準で推移していますが（24ページ・図20参照）、その多くが、虐待等により心に深い傷を負っています。

こうした子どもたちの支援においては、大人との安定した関係のもとで「大切にされる経験」を重ね、安心感や自己肯定感を育むことが重要であり、そのため、社会的養護においては、大規模な施設環境ではなく、少人数による「家庭的な環境」が望ましいとされています。

国の指針においては、最も家庭的な環境である里親やファミリーホーム<sup>70</sup>を推進するとともに、児童養護施設の小規模化（定員減及び小規模ケア化<sup>71</sup>）、地域分散化<sup>72</sup>（グループホームの設置）を進めることとしており、札幌市においても、より家庭的な環境を提供できる環境整備を進める必要があります。

また、自立の際にも保護者からの支援を受けにくい子どもたちであることを踏まえ、退所後の社会的自立に向けた支援についても、引き続き進めていく必要があります。

札幌市における18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は、1,600人台で推移していますが、療育手帳の所持者数は、平成20年度の3,482人から平成25年度は4,696人と、6年間で約35%も増加しており、支援を必要とする障がいのある子どもは増加しています（15ページ・図8参照）。

さらに、障がいや確定できない発達が気になる子どもや親が障がいに気付けない子どもなど、潜在的に支援を必要とする子どもの数も多いものと考えられます。

札幌市では、このよう状況の中で、乳幼児健康診査の充実など、様々な方法で障がいの早期発見・早期療育に取り組むとともに、通所型の福祉サービスの充実や学校教育における特別支援学級の増設などに取り組んできました。

今後、誰もが互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けては、より一層社会全体が、障がいのある子どもたちへの理解を深めるとともに、不安を抱える保護者の心情に寄り添いながら、合理的な配慮のもとで支え合う環境を整えていくことが求められています。

<sup>70</sup>【ファミリーホーム】1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

<sup>71</sup>【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

<sup>72</sup>【地域分散化】施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていくこと。

ひとり親家庭の世帯数の状況については、母子家庭、父子家庭ともに世帯数が増加傾向にありますが(27ページ・図26参照)、多くの家庭において、不安定な収入による生活への不安など多岐にわたる問題を抱えています。

札幌市では、これまで、母子家庭等自立促進計画(第1次(平成17年度～平成19年度)、第2次(平成20年度～平成24年度))に基づき、子育て・生活支援や就業支援の充実など、計画に掲げた施策を着実に実施してきました。

しかしながら、平成24年10月に実施したひとり親家庭等に対するアンケート調査では、多くのひとり親家庭において、子どもの学習面で不安を抱えていること、就業・収入が不安定であることなどが明らかになるとともに、ひとり親家庭を対象とした行政施策の認知度が低いという状況が判明しており、今後は、これらの課題に対応するため、施策のより一層の推進が求められています。

## 基本施策 1 社会的養護の取組の充実

### ＜施策の方向性＞

保護者から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちに対しては、安全・安心な環境を保障し、特定の大人との安定した関係の中で「信頼感」や「自信」を得て健やかに成長できる「家庭的な環境」を提供する必要があります。

札幌市では、これまでも、里親やファミリーホーム<sup>73</sup>の拡充、児童養護施設の小規模ケア化<sup>74</sup>や地域分散化<sup>75</sup>等、家庭的な養育環境を整備してきました。

今後も、より多くの子どもたちに適切な環境を提供できるよう、引き続き社会的養護体制の整備を推進していきます。

併せて、施設職員の専門性向上に取り組むとともに、将来の自立を援助する方策として、学習支援や就労支援等を引き続き進めていきます。

### ＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
家庭的な養育環境の整備	里親の委託を進めるとともに、5～6人の子どもを養育者の住居で育てる「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」を実施する。さらに、老朽化した児童養護施設については、国の指針に基づき、ケア単位の小規模化及びグループホームの設置を進める。	子) 児童福祉総合センター
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる。	子) 児童福祉総合センター
児童養護施設等基幹的職員研修会の実施	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修を実施し、専門性の向上を図る。	子) 児童福祉総合センター
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施する。	子) 児童福祉総合センター
施設に入所している子への学習・就労支援	施設等に入所中の子どもに対し、大学生などの有償ボランティアによる学習支援を行うとともに、「就労支援コーディネーター」を派遣し、きめ細やかな就労支援を行う。	子) 児童福祉総合センター
【新規】情緒障害児短期治療施設の開設	休止中の児童心療センターの入院病棟を活用し、被虐待などで心の問題を抱え、家庭や学校などで適応が難しい子ども達に対して心理治療、支援を行う児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設）を平成27年4月に開設する。	保) 児童心療センター

<sup>73</sup> 【ファミリーホーム】 1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

<sup>74</sup> 【小規模ケア化】 児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

<sup>75</sup> 【地域分散化】 施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていくこと。

## 基本施策2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実

### ＜施策の方向性＞

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」の実現に向けて、障がいのある子どもが個々の力を十分に発揮して成長できるよう、障がいや発達の状況に応じた配慮のもと、障がいのない子どもと共に成長していける環境づくりを社会全体で進めていくことが重要です。

また、平成25年度に実施した障がいのある子どもの保護者を対象としたアンケート調査において、今後の教育や療育について、どのような点に力をいれるべきか聞いたところ、「義務教育終了後の進路の確保（49.0%）」「障がいに応じた教育内容の充実（45.9%）」「通常の学級、保育所、幼稚園への受入れの充実（33.1%）」との回答が上位を占める結果となりました（17ページ・図10参照）。

これらのことから、今後は可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に成長できるよう保育所や幼稚園、学校などの受入れ体制の充実を図るとともに、身近な地域における障がい児支援等の専門的な支援の場・相談の場の確保に努めるなど、関係機関や地域住民と密接に連携し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な福祉サービスの提供体制を整えていきます。

### ＜主な事業・取組＞

#### ■乳幼児期における早期発見・早期対応

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児健康診査 【再掲】	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図る。	保）保健所
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介を行う。	保）保健所
療育支援事業（さっぽ・こども広場）	発達に心配のある子どもを対象に、市内21会場で療育支援を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の悩みや相談に応じ、適切な情報提供を行う。	子）児童福祉総合センター
障がい児医療訓練事業	発達の遅れや身体の障がい疑われる乳幼児を早期に診断し、療養生活における不安の解消を図るため、療育に関する相談、指導を行う。	子）児童福祉総合センター
幼児教育センターと研究実践園の教育相談の充実	就学前（主に2歳から6歳まで）の発達に心配のある幼児をもつ保護者を対象として、幼児教育センターと研究実践園において、支援の在り方や就学に向けた教育相談を実施する。	教）学校教育部
【新規】（仮称）子ども発達支援総合センターの開設	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを目指す複合施設として、平成27年4月に（仮称）子ども発達支援総合センターを開設する。	保）障がい保健福祉部 保）児童心療センター

	<p>【複合施設構成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども心身医療センター（診療所・新設）</li> <li>・自閉症児支援センター（福祉型障害児入所施設・新設）</li> <li>・児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設・新設）</li> <li>・かしわ学園（福祉型児童発達支援センター<sup>76</sup>・既設）</li> <li>・ひまわり整肢園（医療型児童発達支援センター<sup>77</sup>・既設）</li> </ul>	
--	---	--

## ■サービス提供体制の充実

事業・取組名	事業内容	担当部
児童発達支援・放課後等デイサービス	<p>&lt;児童発達支援&gt;</p> <p>未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。</p> <p>&lt;放課後等デイサービス&gt;</p> <p>就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p>	保) 障がい保健福祉部
医療型児童発達支援事業	就学していない肢体不自由児を対象に、保育、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、精神発達相談、保健相談、摂食支援及び栄養相談並びに小児科及び整形外科の診察などの総合的な療育を行う。また、地域との結びつきを大切にし、関係機関と連携を取り、子どもの支援に生かしていく。	保) 障がい保健福祉部
保育所等訪問支援	専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う。	保) 障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行う。	保) 障がい保健福祉部
自閉症・発達障害支援センター事業	発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児・者や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。	保) 障がい保健福祉部
障がいのある子どもへの移動支援	障がいのある子どもの通学時の安全確保や保護者の就労を促進するため、保護者の就労や障がい等により通学に付き添うことができない世帯を対象として、一人での通学が困難な子どもへの移動支援を行う。	保) 障がい保健福祉部
地域ぬくもりサポート事業	障がいのある人に対する理解促進を図り、自立生活を地域全体で支えていくため、地域住民による有償ボランティア活動を支援する仕組みを整備する。	保) 障がい保健福祉部
<p>【新規】(仮称) 子ども発達支援総合センターの開設</p> <p>【再掲】</p>	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを目指す複合施設として、平成 27 年 4 月に(仮称)子ども発達支援総合センターを開設する。	<p>保) 障がい保健福祉部</p> <p>保) 児童心療センター</p>

<sup>76</sup> 【福祉型児童発達支援センター】児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を支援する施設への援助や助言を行う施設。

<sup>77</sup> 【医療型児童発達支援センター】医療型児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を支援する施設への援助や助言を行う施設。

	<p>【複合施設構成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども心身医療センター（診療所・新設）</li> <li>・自閉症児支援センター（福祉型障害児入所施設・新設）</li> <li>・児童心理治療センター（情緒障害児短期治療施設・新設）</li> <li>・かしわ学園（福祉型児童発達支援センター・既設）</li> <li>・ひまわり整肢園（医療型児童発達支援センター・既設）</li> </ul>	
--	---	--

## ■学校教育・保育等における支援体制

事業・取組名	事業内容	担当部
障がい児保育事業 （障がい児保育巡回指導含む）	認可保育所に入所している障がい児に対して、一人一人の障がいに配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士（必要に応じて保護者）に対して、専門職による支援を行う。	子) 子育て支援部
幼稚園訪問支援等を通した私立幼稚園における特別支援教育の推進	私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、市立幼稚園の幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談を行うとともに、特別支援担当者向け研修会を実施するなど、私立幼稚園の支援体制の構築と特別支援教育の質的向上を図る。	教) 学校教育部
支援をつなぐ幼保小連携の推進	特別な教育的支援を必要とする子どもについて、幼稚園・認定子ども園・保育所等から小学校へ情報をつなぐための区幼保小連携推進協議会や医療・福祉等の関係諸機関を交えて移行期の適切な支援を検討するケース検討会議の推進などを通して、幼児期から児童期への円滑な接続を行う。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部
校内における子どもの支援体制の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに対して学校生活上必要な支援を行う学びのサポーターの効果的な活用をはじめ、支援を要する子どもへの校内支援体制の充実を図る。	教) 学校教育部
個別の教育支援計画作成による支援の推進	各学校に対して、子どもの成長の様子や必要な支援などが記録されているサポートファイルの活用を促すなどして、特別な教育的支援を必要とする子どもの「個別の教育支援計画」の作成を推進するとともに、就学、進学時等の引継や関係機関との連携など、計画を活用した支援の充実を図る。	教) 学校教育部
特別支援学級の整備・拡充	できるだけ身近な地域で学べる環境づくりを目指し、子どもの状態等に十分配慮しながら、特別支援学級の整備・拡充を図る。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校で学ぶ子どもが居住する地域の小・中学校で学ぶことを支援する地域学習の充実を図るなど、障がいのある子どもとない子どもとのふれあいや共に学ぶ取組を推進する。	教) 学校教育部
【新規】市南部への高等支援学校の整備	市内の高等支援学校（高等養護学校）が、市北部に偏在していることによる、障がいのある生徒の遠距離通学の解消を図る。	教) 学校教育部
教育相談の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。	教) 学校教育部

児童会館等における障がい児の受入	児童会館やミニ児童会館 <sup>78</sup> 等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、より利用しやすい環境づくりを進める。	子) 子ども育成部
------------------	--	-----------

### 基本施策3 ひとり親家庭への支援の充実

#### <施策の方向性>

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えている家庭が多いことから、個々の家庭の状況に応じた就業支援や経済的支援など、きめ細やかで総合的な支援が必要です。

さらに、ひとり親家庭の子どもについても、親との死別、離別といった経験や生活環境の変化により、学習や進学に対する不安や生活上の悩みを抱えがちであることから、子どもの成長過程における不安等への十分な配慮が必要となります。

札幌市では、これまでの母子家庭等自立促進計画に、ひとり親家庭の子どもへの学習支援や各種就業支援の父子家庭への対象拡大などの支援策を加える形で、新たに「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を平成26年1月に策定したところであり、就業機会を創出するための支援や、子どもへの学習支援や生活相談の充実など、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」を基本理念に、母子福祉団体などの関係団体とも連携しながら、きめ細やかで総合的な支援を推進していきます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
母子家庭等日常生活支援事業	就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事の援助を行う。	子) 子育て支援部
母子生活支援施設	生活、住宅、就職等の問題を抱える母子に生活の場を提供するとともに、自立のための支援・指導を行う。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子ども(小学校3年生～中学校3年生)に対し、学習支援により学習習慣を身に付けさせ、基礎学力の向上を図るとともに、進路等の相談を通じひとり親家庭の自立を促進する。	子) 子育て支援部
母子家庭等就業支援センター事業	就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等就業機会創出事業	ひとり親家庭の就業機会を創出するため、ひとり親家庭に理解ある企業を開拓し、ひとり親家庭を対象として合同就職説明会を実施する。	子) 子育て支援部
母子家庭等自立支援給付金事業	資格取得や職業能力開発を目的とした講座を受講したり、資格取得に係る養成校に通った場合に、給付金を支給し、就職活動に有利な技能取得を支援する。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成する。	保) 保険医療部
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲の助長を図るために必要とする資金の貸付を行い、ひとり親家庭等の自立を促進する。	子) 子育て支援部

<sup>78</sup> 【ミニ児童会館】 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を定め、計画期間中の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めることが義務付けられています。

そこで、本章では、これらに必要となる記載事項を「需給計画」として整理をしています。

- 1 需給計画策定に関する基本方針等
- 2 需給計画

# 1 需給計画策定に関する基本方針等

## 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、札幌市においては原則として「行政区単位の設定」とし、一部の事業についてのみ「札幌市全域」とします。

## 量の見込みに当たっての考え方

「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方に基づき見込むこととします。

事業名等	量の見込みに当たっての考え方
<p>「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望</li> <li>・ 2号（学校教育利用希望）⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望</li> <li>・ 2号（学校教育利用希望以外）⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない</li> <li>・ 3号⇒3歳未満で保育の必要あり</li> </ul>	国手引きどおり。
<p>「地域子ども・子育て支援事業」とは、地域の子育て支援に関する以下の11の事業に「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」を加えた13の事業のことをいいます。</p>	
<p>利用者支援に関する事業 （個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築等を行う事業）</p>	事業の実施主体を行政のみと想定した上で各行政区において2か所ずつ事業を実施することが必要なものとして量を見込む。
<p>時間外保育事業 （通常の保育時間の前後に延長して保育を実施する事業）</p>	国手引きどおり。
<p>放課後児童健全育成事業 （放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与える事業）</p>	各年度における小学1年生の量の見込みについては国手引きどおりに算出した上で、小学2年生以上の量の見込みについては過去の実績に基づく学年進行による利用者のてい減を考慮して見込む。

<p>子育て短期支援事業（ショートステイ） （保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に児童養護施設等で預かる事業）</p>	<p>国手引きどおり。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 （子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロン）</p>	<p>国手引きどおりに算出した量の見込みから、子ども・子育て支援新制度において3号認定を受ける児童（保育所等を利用するため地域子育て支援拠点事業を利用しないものと考えられる児童）に係る量の見込みを差し引いたものを見込む。</p>
<p>一時預かり事業 （断続的・短時間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可保育所等において一時的に保育を実施する事業）</p>	<p>国手引きどおり。</p>
<p>子育て援助活動支援事業 （子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み）</p>	<p>国手引きどおり。</p>
<p>病児保育事業 （病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる事業）</p>	<p>国手引きどおり。</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業 （妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う事業）</p>	<p>各年度における0歳児の推計人口数をそのまま量の見込みとする。</p>
<p>養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 （育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う事業等）</p>	<p>本市が実施する以下の事業の過去の実績及び伸び率と0歳児の推計児童数に基づき量を見込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業による訪問件数</li> <li>②産後のメンタルヘルス支援事業で継続支援となる件数</li> <li>③妊婦支援相談事業で継続支援となる件数</li> </ul>
<p>妊婦に対する健康診査</p>	<p>過去の妊婦数と出生児童数の実績値と各年度の0歳児の推計児童数から各年度の妊婦の数を推計し健診回数に乗じた量を見込む。</p>

※ この表にいう「国手引きどおり」とは、量の見込みを算出するために国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき量の見込みを算出したことを指します。

なお、国の手引きにおいては各年度における就学前児童数の推計数にアンケート調査（平成 25 年 11 月に市内の就学前児童 15,000 人を無作為抽出して札幌市が実施した「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」のことをいう。）により把握した利用意向率を乗じることにより算出した数値を「量の見込み」とすることとされています。

$$\boxed{\text{就学前児童の推計数}} \times \boxed{\text{潜在ニーズを含む  
利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

※ 「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」及び「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）により「量の見込み」を記載することとはされていませんが、国の動向を踏まえながら、事業の実施に向けて検討していきます。

### 提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方

「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者によりいつ・どれだけ提供されるかに関する見込み量のことをいいますが、その確保に当たっては以下の内容を基本的な考え方とします。

#### 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の供給量の確保に共通する考え方

##### 新規整備の抑制

主たる保育サービスの利用者である就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保できない場合に限り、新たに施設・事業を整備して供給量を確保していきます。

##### ① 既存施設の活用

可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保する。

##### ② 区間調整

供給量 > ニーズ量となっている行政区の供給量（余った供給量）を、ニーズ量 > 供給量となっている行政区に充当する。

#### 「教育・保育」の供給量の確保に関する考え方

1号～3号の供給量が不足する場合にあっては、原則として以下の順序により供給量の確保方策とする。ただし、3号に対する供給量のみが不足する場合にあっては⑤以下を供給量の確保方策とする（この場合には、①～④は原則として供給量の確保方策としない。）。

① 既存幼稚園・保育所からの認定こども園への移行

※ 経営の安定性や保育の質の確保（保護者の就労状況にかかわらず児童が利用でき、一貫した教育・保育の提供が保障されているなど）という観点から幼保連携型認定こども園を最優先とする。

※ 既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行するために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じるため、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定める。

② 既存保育所の増築等による定員増

③ 既存認可外保育施設等（既存の認可外保育施設、事業所内保育所、平成 26 年度までに市委託事業として事業開始した保育ママ、小規模保育事業等をいう。以下同じ。）からの認可保育所への移行

④ 幼保連携型認定こども園または保育所の新規整備

⑤ 既存認可外保育施設等からの地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）への移行

⑥ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の新規整備

※⑤及び⑥については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点から原則として以下の順序により優先して確保方策とする。

ア 小規模保育事業A型

イ 小規模保育事業B型

ウ 小規模保育事業C型・家庭的保育事業

エ 事業所内保育事業

※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び保育所（児童福祉施設）との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととする。

なお、本計画策定時点においては1号の供給量は不足しない見込みであることから上記①の認定こども園特例枠によるものを除き、1号の供給量を確保するための幼稚園等の新たな施設整備は行わない。

また、居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から少なくとも今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）。

## 2 需給計画

### 札幌市全域

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	23,163	3,999	13,870	12,682	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	7,070(567)		13,911	2,706	8,476
	確認を受けない幼稚園	20,272				
	特定地域型保育事業				227	634
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			100	18	80
②-①	過不足	180	141	531	-1,072	
認定こども園特例枠		27	0	41	13	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	23,127	3,991	13,828	12,612	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	12,741(1,025)		14,094	2,773	8,658
	確認を受けない幼稚園	14,951				
	特定地域型保育事業				245	830
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
②-①	過不足	574	266	648	-754	
認定こども園特例枠		79	0	30	20	59
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	23,049	3,972	13,750	12,289	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	14,270(1,239)		14,164	2,325	9,964
	確認を受けない幼稚園	13,631			2,818	8,802
	特定地域型保育事業				247	999
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
②-①	過不足	880	414	740	-163	
認定こども園特例枠		40	0	0	24	25
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	22,961	3,947	13,681	12,138	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	15,597(1,311)		14,164	2,823	8,836
	確認を受けない幼稚園	12,346				
	特定地域型保育事業				253	1,140
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
②-①	過不足	1,035	483	792	122	
認定こども園特例枠		20	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	22,773	3,905	13,552	11,915	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	15,645(1,326)		14,155	2,826	8,832
	確認を受けない幼稚園	12,345				
	特定地域型保育事業				253	1,140
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
②-①	過不足	1,312	603	833	303	
認定こども園特例枠		33	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	20	20	20	20	20
②確保の内容		19	19	19	19	20
②-①	過不足	-1	-1	-1	-1	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		16,737	16,653	16,465	16,278	16,064
②確保の内容		25,563	26,596	27,270	27,503	27,493
②-①	過不足	8,826	9,943	10,805	11,225	11,429

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	14,285	14,538	14,745	14,757	14,709
	低学年	11,424	11,567	11,608	11,534	11,477
	高学年	2,861	2,971	3,137	3,223	3,232
②確保の内容		16,753	16,878	17,383	17,383	17,383
②-①	過不足	2,468	2,340	2,638	2,626	2,674

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ	485	483	477	472	465
②確保の内容		6,597	6,597	6,597	6,597	6,597
②-①	過不足	6,112	6,114	6,120	6,125	6,132

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	32,868	32,588	31,969	31,329	30,737
②確保の内容		63,234	63,234	63,234	63,234	63,234
②-①	過不足	30,366	30,646	31,265	31,905	32,497

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	237,597	237,636	237,073	236,340	234,560
	2号認定による定期的な利用	1,031,956	1,029,726	1,024,883	1,018,264	1,007,508
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	836,494	937,889	1,039,283	1,140,676	1,242,068
②-①	過不足	-433,058	-329,474	-222,673	-113,928	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		525,050	521,770	514,273	507,094	499,569
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	254,896	264,598	271,654	275,770	276,064
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	266,971	284,181	301,384	320,157	339,972
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
②-①	過不足	-3,183	27,009	58,765	88,833	116,467

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		141,748	141,069	139,520	138,008	136,233
②確保の内容	病児保育事業	6,468	6,468	6,468	6,468	6,468
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	97,030	109,237	122,383	138,033	155,248
②-①	過不足	-38,250	-25,364	-10,669	6,493	25,483

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		64,029	63,882	64,372	64,792	65,110
	低学年(6-8歳)	31,222	31,377	31,646	31,217	31,353
	高学年(9-11歳)	32,807	32,505	32,726	33,575	33,757
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	57,095	59,965	64,658	68,046	72,217
②-①	過不足	-6,934	-3,917	286	3,254	7,107

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	13,992	13,701	13,433	13,196	12,963
②確保の内容		13,992	13,701	13,433	13,196	12,963
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	3,994	4,164	4,360	4,587	4,839
②確保の内容		3,994	4,164	4,360	4,587	4,839
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	203,728	199,486	195,580	192,136	188,776
②確保の内容		203,728	199,486	195,580	192,136	188,776
②-①	過不足	0	0	0	0	0

中央区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,620	481	1,271	1,711	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	451(33)		1,258	262	752
	確認を受けない幼稚園	1,621				
	特定地域型保育事業				48	134
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			56	12	46
	区間調整	960		0	40	8
②-①	過不足	-69		43	10	-419
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,722	500	1,317	1,744	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	721(33)		1,294	350	1,394
	確認を受けない幼稚園	1,388			273	775
	特定地域型保育事業				61	237
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	1,113		23	38	25
②-①	過不足	0		0	22	-357
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,795	514	1,350	1,651	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	856(63)		1,307	347	1,304
	確認を受けない幼稚園	1,298			277	788
	特定地域型保育事業				65	333
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	1,155		43	27	96
②-①	過不足	0		0	22	-87
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,895	532	1,395	1,728	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,041(93)		1,307	345	1,383
	確認を受けない幼稚園	1,128			282	803
	特定地域型保育事業				71	422
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	1,258		88	20	161
②-①	過不足	0		0	28	3
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,944	541	1,417	1,718	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,041(93)		1,307	343	1,375
	確認を受けない幼稚園	1,128			282	803
	特定地域型保育事業				71	422
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	1,316		110	18	218
②-①	過不足	0		0	28	68
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		2,105	2,156	2,179	2,207	2,218
②確保の内容		2,418	2,602	2,762	2,877	2,877
②-①	過不足	313	446	583	670	659

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	1,236	1,199	1,206	1,190	1,218
	低学年	963	940	932	923	961
	高学年	273	259	274	267	257
②確保の内容		1525	1525	1,670	1,670	1,670
②-①	過不足	289	326	464	480	452

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	3,623	3,688	3,688	3,676	3,665
②確保の内容		11,741	11,741	11,741	11,741	11,741
②-①	過不足	8,118	8,053	8,053	8,065	8,076

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	37,723	39,294	40,427	41,974	42,748
	2号認定による定期的な利用	115,879	120,705	124,184	128,936	131,313
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	53,475	83,622	113,768	143,915	174,061
③区間調整		0	0	0	0	0
②-①	過不足	-100,127	-76,377	-50,843	-26,995	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		75,568	77,301	77,776	78,232	78,375
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	20,286	21,462	23,226	23,520	23,520
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	42,236	44,843	47,450	51,100	54,229
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	11,480	10,996	7,100	3,612	626
②-①	過不足	-1,566	0	0	0	0

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		18,475	19,014	19,276	19,603	19,753
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	9,077	10,016	11,581	12,833	14,398
	区間調整	4,570	6,340	7,695	6,770	5,355
②-①	過不足	-4,828	-2,658	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		2,357	2,368	2,443	2,474	2,584
	低学年(6-8歳)	2,357	2,368	2,443	2,474	2,584
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	8,864	9,646	10,429	10,950	11,471
	区間調整	-6,507	-7,278	-7,986	-8,476	-7,443
②-①	過不足	0	0	0	0	1,444

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	1,643	1,609	1,577	1,549	1,522
②確保の内容		1,643	1,609	1,577	1,549	1,522
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	450	469	491	517	545
②確保の内容		450	469	491	517	545
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

北区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,149	502	2,419	1,967	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,602(149)		2,153	436	1,352
	確認を受けない幼稚園	2,710				
	特定地域型保育事業			49	128	
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-661		266	0	0
②-①	過不足	0	0	129	-131	
認定こども園特例枠		27	0	0	1	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,141	501	2,414	1,954	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,603(224)		2,159	436	1,605
	確認を受けない幼稚園	1,802				
	特定地域型保育事業			50	130	
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-763		255	0	0
②-①	過不足	0	0	137	-114	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,084	492	2,372	1,927	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,213(339)		2,168	341	1,586
	確認を受けない幼稚園	1,291				
	特定地域型保育事業			48	127	
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-928		204	0	3
②-①	過不足	0	0	159	-30	
認定こども園特例枠		0	0	0	16	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,094	494	2,380	1,891	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,314(345)		2,168	335	1,556
	確認を受けない幼稚園	1,210				
	特定地域型保育事業			48	127	
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-936		212	0	6
②-①	過不足	0	0	165	3	
認定こども園特例枠		20	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,065	490	2,359	1,855	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,314(345)		2,168	329	1,526
	確認を受けない幼稚園	1,210				
	特定地域型保育事業			48	127	
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-969		191	0	5
②-①	過不足	0	0	176	37	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		2,517	2,505	2,468	2,449	2,416
②確保の内容		4,237	4,150	4,380	4,386	4,396
②-①	過不足	1,720	1,645	1,912	1,937	1,980

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	2,333	2,472	2,585	2,598	2,599
	低学年	1,902	2,012	2,102	2,040	2,029
	高学年	431	460	483	558	570
②確保の内容		2,382	2,507	2,627	2,627	2,627
②-①	過不足	49	35	42	29	28

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,539	4,497	4,439	4,350	4,263
②確保の内容		8,437	8,437	8,437	8,437	8,437
②-①	過不足	3,898	3,940	3,998	4,087	4,174

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	27,524	27,446	26,928	27,015	26,759
	2号認定による定期的な利用	123,812	123,458	121,131	121,522	120,368
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	147,032	147,056	147,080	147,103	147,127
③区間調整		0	0	0	0	0
②+③-①	過不足	-4,304	-3,848	-979	-1,434	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		86,044	85,452	84,162	83,198	81,872
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	37,730	38,612	38,612	38,612	38,612
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	37,543	40,150	42,757	45,364	47,971
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	10,771	6,690	2,793	0	0
②-①	過不足	0	0	0	778	4,711

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		21,868	21,739	21,391	21,222	20,917
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	15,337	17,215	19,093	21,597	24,101
	区間調整	543	2,226	2,298	-375	-3,144
②-①	過不足	-5,988	-2,298	0	0	40

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		29,931	29,900	30,094	30,158	30,061
	低学年(6-8歳)	15,815	15,758	15,885	15,377	15,331
	高学年(9-11歳)	14,116	14,142	14,209	14,781	14,730
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	8,082	8,343	8,864	9,125	9,907
	区間調整	16,064	17,384	18,858	20,119	20,154
②-①	過不足	-5,785	-4,173	-2,372	-914	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	2,039	1,996	1,957	1,923	1,889
②確保の内容		2,039	1,996	1,957	1,923	1,889
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	621	647	678	713	752
②確保の内容		621	647	678	713	752
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

東区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,206	686	2,014	1,828	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,289(64)		2,328	446	1,397
	確認を受けない幼稚園	2,295				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	128		-266	0	0
②-①	過不足	-180	85	131	-38	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,191	683	2,005	1,817	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,009(109)		2,349	323	1,494
	確認を受けない幼稚園	1,665				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	113		-255	0	1
②-①	過不足	-87	89	146	-34	
認定こども園特例枠		15	0	0	0	
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,171	678	1,992	1,784	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,034(109)		2,374	317	1,467
	確認を受けない幼稚園	1,665				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	122		-204	0	-12
②-①	過不足	-28	178	157	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,146	672	1,975	1,750	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,259(109)		2,374	312	1,438
	確認を受けない幼稚園	1,465				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	98		-212	0	-41
②-①	過不足	4	187	162	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,117	666	1,956	1,724	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,274(109)		2,370	309	1,415
	確認を受けない幼稚園	1,465				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	94		-301	0	-60
②-①	過不足	50	113	163	0	
認定こども園特例枠		15	0	0	0	

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		2,542	2,523	2,493	2,460	2,430
②確保の内容		4,271	4,371	4,421	4,421	4,411
②-①	過不足	1,729	1,848	1,928	1,961	1,981

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	2,013	2,137	2,233	2,283	2,293
	低学年	1,644	1,754	1,803	1,808	1,796
	高学年	369	383	430	475	497
②確保の内容		2,274	2,274	2,334	2,334	2,334
②-①	過不足	261	137	101	51	41

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	5,880	5,823	5,720	5,616	5,535
②確保の内容		8,216	8,216	8,216	8,216	8,216
②-①	過不足	2,336	2,393	2,496	2,600	2,681

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	28,949	28,808	28,625	28,384	28,115
	2号認定による定期的な利用	182,805	181,913	180,761	179,235	177,536
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	97,105	124,242	151,378	178,515	205,651
③区間調整		0	0	0	0	0
②+③-①	過不足	-114,649	-86,479	-58,008	-29,104	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		82,023	81,363	80,224	79,029	78,021
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	39,396	41,160	42,630	42,630	42,630
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	29,721	31,807	33,371	34,414	37,543
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	4,822	8,324	4,223	1,985	0
②-①	過不足	-8,084	-72	0	0	2,152

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		17,934	17,805	17,591	17,359	17,153
②確保の内容	病児保育事業	1176	1176	1176	1176	1176
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	8,138	9,077	10,016	11,581	12,833
	区間調整	0	0	0	375	3,144
②-①	過不足	-8,620	-7,552	-6,399	-4,227	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	6,257	6,518	7,300	7,561	8,082
	区間調整	-6,257	-6,518	-7,300	-7,561	-7,633
②-①	過不足	0	0	0	0	449

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	2,022	1,980	1,941	1,907	1,873
②確保の内容		2,022	1,980	1,941	1,907	1,873
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	543	566	593	624	658
②確保の内容		543	566	593	624	658
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

白石区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,208	598	1,739	1,532	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	585(105)		1,868	262	1,270
	確認を受けない幼稚園	2,099			396	1,191
	特定地域型保育事業				13	42
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	122		-129	-80	7
②-①	過不足	0	0	0	67	-30
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,218	601	1,745	1,498	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,180(315)		1,885	256	1,242
	確認を受けない幼稚園	515			405	1,205
	特定地域型保育事業				13	42
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	124		-121	-68	-5
②-①	過不足	0	0	19	94	0
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,205	597	1,733	1,466	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,180(315)		1,897	252	1,214
	確認を受けない幼稚園	515			412	1,216
	特定地域型保育事業				13	42
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	107		-104	-54	-44
②-①	過不足	0	0	60	119	0
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,152	582	1,693	1,437	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,180(315)		1,897	247	1,190
	確認を受けない幼稚園	515			412	1,216
	特定地域型保育事業				13	42
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	39		-104	-43	-68
②-①	過不足	0	0	100	135	0
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,105	569	1,656	1,411	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,180(315)		1,897	243	1,168
	確認を受けない幼稚園	515			412	1,216
	特定地域型保育事業				13	42
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-21		-102	-39	-90
②-①	過不足	0	0	139	143	0
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		2,215	2,195	2,163	2,118	2,076
②確保の内容		3,471	3,721	3,751	3,751	3,751
②-①	過不足	1,256	1,526	1,588	1,633	1,675

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	1,637	1,697	1,735	1,764	1,774
	低学年	1,312	1,362	1,379	1,387	1,392
	高学年	325	335	356	377	382
②確保の内容		1,828	1,828	1,828	1,828	1,828
②-①	過不足	191	131	93	64	54

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	3,529	3,448	3,369	3,304	3,241
②確保の内容		4,927	4,927	4,927	4,927	4,927
②-①	過不足	1,398	1,479	1,558	1,623	1,686

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	25,671	25,801	25,630	25,006	24,434
	2号認定による定期的な利用	167,312	168,159	167,041	162,974	159,246
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	98,040	116,496	134,952	153,408	171,864
③区間調整		7,332	9,780	11,528	11,424	11,816
②+③-①	過不足	-87,611	-67,684	-46,191	-23,148	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		41,756	40,995	40,171	39,361	38,592
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	30,414	31,590	33,060	36,000	36,294
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	16,164	17,729	18,771	19,814	20,857
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	-4,822	-8,324	-4,223	-1,985	0
②-①	過不足	0	0	7,437	14,468	18,559

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		18,513	18,339	18,066	17,672	17,304
②確保の内容	病児保育事業	1764	1764	1764	1764	1764
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	6,886	7,825	8,764	9,703	11,268
	区間調整	0	432	2,018	6,196	4,272
②-①	過不足	-9,863	-8,318	-5,520	-9	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		29,566	29,466	29,671	29,985	30,315
	低学年(6-8歳)	13,050	13,251	13,318	13,366	13,438
	高学年(9-11歳)	16,516	16,215	16,353	16,619	16,877
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	3,389	3,650	3,911	4,432	4,693
	区間調整	20,857	21,640	23,464	24,507	25,622
②-①	過不足	-5,320	-4,176	-2,296	-1,046	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	1,801	1,763	1,729	1,698	1,668
②確保の内容		1,801	1,763	1,729	1,698	1,668
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	502	523	548	576	608
②確保の内容		502	523	548	576	608
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

# 厚別区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,224	318	918	589	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,252(65)		759	137	452
	確認を受けない幼稚園	605			152	474
	特定地域型保育事業				1	4
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-55		110	0	-26
②-①	過不足	260	-49	16	0	0
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,170	306	880	585	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,905(193)		759	132	453
	確認を受けない幼稚園	0			171	533
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-124		121	0	-76
②-①	過不足	305	0	39	4	4
認定こども園特例枠		15	0	0	19	59
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,131	297	853	568	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,905(223)		749	128	440
	確認を受けない幼稚園	0			174	548
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-107		104	0	-59
②-①	過不足	370	0	46	49	49
認定こども園特例枠		0	0	0	3	15
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,133	295	853	551	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,905(223)		749	125	426
	確認を受けない幼稚園	0			174	548
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	-39		104	0	-28
②-①	過不足	438	0	49	94	94
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,125	291	846	534	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,920(238)		744	121	413
	確認を受けない幼稚園	0			174	543
	特定地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	0		102	0	-12
②-①	過不足	504	0	53	118	118
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		1	1	1	1	2
②-①	過不足	-1	-1	-1	-1	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		1,108	1,079	1,045	1,030	1,011
②確保の内容		1,450	1,656	1,694	1,694	1,684
②-①	過不足	342	577	649	664	673

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	955	957	960	926	895
	低学年	739	751	753	718	685
	高学年	216	206	207	208	210
②確保の内容	白石区、清田区への配分	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
②-①	過不足	396	394	391	425	456

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	1,871	1,857	1,800	1,745	1,693
②確保の内容		3,588	3,588	3,588	3,588	3,588
②-①	過不足	1,717	1,731	1,788	1,843	1,895

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	11,422	10,917	10,556	10,578	10,497
	2号認定による定期的な利用	68,584	65,553	63,388	63,516	63,032
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	90,596	90,596	90,596	90,596	90,596
③区間調整		-10,590	-14,126	-16,652	-16,502	-17,067
②+③-①	過不足	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		39,024	38,163	36,956	36,292	35,529
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	14,252	14,252	14,252	14,252	14,252
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	19,814	21,379	22,943	24,507	26,071
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	1,418	2,532	0	0	0
②-①	過不足	-3,540	0	239	2,467	4,794

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		10,738	10,447	10,113	9,976	9,797
②確保の内容	病児保育事業	1176	1176	1176	1176	1176
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	8,451	9,703	10,955	12,207	13,772
	区間調整	0	-432	-2,018	-3,407	-4,272
②-①	過不足	-1,111	0	0	0	879

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	4,171	4,432	4,954	5,214	5,475
	区間調整	-4,171	-4,432	-4,954	-5,214	-5,475
②-①	過不足	0	0	0	0	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	747	732	718	705	693
②確保の内容		747	732	718	705	693
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	264	275	288	303	320
②確保の内容		264	275	288	303	320
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

豊平区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,007	298	1,235	1,382	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	318(33)		1,607	278	943
	確認を受けない幼稚園	3,382				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整					
②-①	過不足	0	0	0	10	-49
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,009	298	1,235	1,386	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	656(33)		1,637	284	961
	確認を受けない幼稚園	3,060				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整					
②-①	過不足	0	0	3	10	-31
認定こども園特例枠		18	0	30	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	3,012	298	1,236	1,378	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,195(57)		1,637	324	1,054
	確認を受けない幼稚園	2,535				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整					
②-①	過不足	0	0	43	10	-12
認定こども園特例枠		5	0	0	0	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,986	296	1,223	1,362	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,480(57)		1,637	320	1,042
	確認を受けない幼稚園	2,230				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整					
②-①	過不足	0	0	85	10	0
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,988	296	1,224	1,350	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,480(57)		1,637	318	1,032
	確認を受けない幼稚園	2,230				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整					
②-①	過不足	0	0	226	10	10
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		1,641	1,640	1,634	1,616	1,607
②確保の内容		2,707	2,891	2,921	2,921	2,921
②-①	過不足	1,066	1,251	1,287	1,305	1,314

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	1,583	1,530	1,477	1,461	1,438
	低学年	1,274	1,177	1,102	1,120	1,119
	高学年	309	353	375	341	319
②確保の内容		1,697	1,697	1,697	1,697	1,697
②-①	過不足	114	167	220	236	259

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	3,262	3,268	3,251	3,219	3,192
②確保の内容		5,733	5,733	5,733	5,733	5,733
②-①	過不足	2,471	2,465	2,482	2,514	2,541

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	26,924	26,930	26,973	26,728	26,777
	2号認定による定期的な利用	74,530	74,545	74,666	73,986	74,122
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	93,988	95,716	97,444	99,171	100,899
③区間調整		0	0	0	0	0
②+③-①	過不足	-7,466	-5,759	-4,195	-1,543	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		57,453	57,532	57,336	56,779	56,452
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	25,770	27,828	27,828	27,828	27,828
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	29,721	31,286	33,371	35,457	37,543
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	-1,962	1,582	3,863	6,506	8,919

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		16,225	16,242	16,212	16,058	16,005
②確保の内容	病児保育事業	1176	1176	1176	1176	1176
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	11,268	12,520	14,085	15,963	17,841
	区間調整	0	0	474	-1,081	0
②-①	過不足	-3,781	-2,546	-477	0	3,012

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	6,518	6,779	7,039	7,561	8,082
	区間調整	-6,518	-6,779	-7,039	-7,561	-8,082
②-①	過不足	0	0	0	0	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	1,733	1,697	1,664	1,635	1,606
②確保の内容		1,733	1,697	1,664	1,635	1,606
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	445	464	486	511	539
②確保の内容		445	464	486	511	539
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

清田区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,623	319	777	612	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	420(35)		542	112	500
	確認を受けない幼稚園	1,644				
	特定地域型保育事業				8	21
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	0		226	0	19
②-①	過不足	122	-9	6	-87	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,598	314	765	583	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	680(35)		547	108	475
	確認を受けない幼稚園	1,420				
	特定地域型保育事業				7	22
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	0		218	0	76
②-①	過不足	188	0	10	0	
認定こども園特例枠		10	0	0	1	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,560	306	747	562	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	680(35)		547	104	458
	確認を受けない幼稚園	1,430				
	特定地域型保育事業				7	22
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	0		200	0	59
②-①	過不足	244	0	14	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,469	287	703	542	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,211(71)		547	101	441
	確認を受けない幼稚園	900				
	特定地域型保育事業				7	17
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	0		156	0	28
②-①	過不足	355	0	17	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,402	273	671	522	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,229(71)		547	97	425
	確認を受けない幼稚園	900				
	特定地域型保育事業				7	17
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	0		124	0	12
②-①	過不足	454	0	21	0	
認定こども園特例枠		18	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		807	783	759	722	692
②確保の内容		1,000	1,070	1,070	1,125	1,125
②-①	過不足	193	287	311	403	433

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	1,070	1,033	989	969	945
	低学年	829	804	742	739	727
	高学年	241	229	247	230	218
②確保の内容		1,084	1,084	1,144	1,144	1,144
②-①	過不足	14	51	155	175	199

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	1,187	1,128	1,087	1,048	1,011
②確保の内容		3,978	3,978	3,978	3,978	3,978
②-①	過不足	2,791	2,850	2,891	2,930	2,967

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	15,057	14,810	14,441	13,542	12,890
	2号認定による定期的な利用	87,491	86,059	83,912	78,691	74,903
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	59,302	65,112	70,922	76,732	82,542
③区間調整		3,258	4,346	5,124	5,078	5,251
②+③-①	過不足	-39,988	-31,411	-22,307	-10,423	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		26,601	25,565	24,725	23,628	22,694
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	10,290	11,172	11,172	11,172	11,172
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	17,729	18,250	19,293	20,336	21,379
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	-1,418	-2,532	0	0	0
②-①	過不足	0	1,325	5,740	7,880	9,857

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		6,154	5,965	5,786	5,491	5,257
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	5,008	5,634	6,260	7,199	8,138
	区間調整	0	0	-474	-1,708	0
②-①	過不足	-1,146	-331	0	0	2,881

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	3,911	3,911	4,171	4,171	4,432
	区間調整	-3,911	-3,911	-4,171	-4,171	-4,432
②-①	過不足	0	0	0	0	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	766	750	735	722	709
②確保の内容		766	750	735	722	709
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	243	254	265	279	295
②確保の内容		243	254	265	279	295
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

南区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,457	189	937	606	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	401(50)		750	146	469
	確認を受けない幼稚園	1,448				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	-203		165	0	-9
②-①	過不足	0	-22	27	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,424	184	914	589	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	445(50)		756	123	466
	確認を受けない幼稚園	1,378				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	-157		158	0	-25
②-①	過不足	58	0	32	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,391	179	892	569	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	630(65)		777	119	450
	確認を受けない幼稚園	1,168				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	-45		115	0	-55
②-①	過不足	183	0	46	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	5	10
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,346	173	862	551	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	630(65)		777	116	435
	確認を受けない幼稚園	1,168				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	-119		85	0	-70
②-①	過不足	160	0	49	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,313	168	840	532	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	630(65)		777	112	420
	確認を受けない幼稚園	1,168				
	特定地域型保育事業					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)					
	区間調整	-122		63	0	-85
②-①	過不足	195	0	53	0	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		812	792	769	744	722
②確保の内容		1,317	1,327	1,387	1,387	1,387
②-①	過不足	505	535	618	643	665

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	936	986	1,026	1,050	1,040
	低学年	748	794	830	837	813
	高学年	188	192	196	213	227
②確保の内容		1,483	1,483	1,543	1,543	1,543
②-①	過不足	547	497	517	493	503

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,044	1,987	1,918	1,854	1,790
②確保の内容		5,005	5,005	5,005	5,005	5,005
②-①	過不足	2,961	3,018	3,087	3,151	3,215

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	21,691	21,128	20,572	19,831	19,283
	2号認定による定期的な利用	48,403	47,146	45,906	44,252	43,029
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	53,711	55,861	58,012	60,162	62,312
③区間調整		0	0	0	0	0
②+③-①	過不足	-16,383	-12,413	-8,466	-3,921	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		27,896	27,131	26,225	25,342	24,495
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	12,348	12,642	13,230	14,112	14,112
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	20,336	21,379	21,900	23,986	25,550
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	-4,788	-6,890	0	0	0
②-①	過不足	0	0	8,905	12,756	15,167

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		7,637	7,432	7,207	6,957	6,742
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	12,207	13,772	15,337	17,215	19,406
	区間調整	-4,570	-6,340	-7,695	-6,770	-5,355
②-①	過不足	0	0	435	3,488	7,309

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	4,171	4,432	4,954	5,214	5,214
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	4,171	4,432	4,954	5,214	5,214

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	757	741	726	713	701
②確保の内容		757	741	726	713	701
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	217	227	237	250	263
②確保の内容		217	227	237	250	263
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

西区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,538	262	1,681	1,526	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	462(33)		1,746	279	1,247
	確認を受けない幼稚園	2,087				
	特定地域型保育事業				47	143
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			7	3	10
	区間調整	251		0	0	0
②-①	過不足	0	72	95	-73	
認定こども園特例枠		0	0	41	12	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,545	263	1,684	1,532	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	812(33)		1,808	272	1,260
	確認を受けない幼稚園	1,787				
	特定地域型保育事業				53	156
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	209		0	0	0
②-①	過不足	0	124	114	-54	
認定こども園特例枠		21	0	0	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,568	265	1,696	1,488	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	847(33)		1,808	266	1,222
	確認を受けない幼稚園	1,792				
	特定地域型保育事業				53	156
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	194		0	0	0
②-①	過不足	0	112	120	-16	
認定こども園特例枠		35	0	0	0	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,595	268	1,713	1,456	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	847(33)		1,808	260	1,196
	確認を受けない幼稚園	1,792				
	特定地域型保育事業				53	156
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	224		0	0	0
②-①	過不足	0	95	126	10	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,592	267	1,709	1,423	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	847(33)		1,808	255	1,168
	確認を受けない幼稚園	1,792				
	特定地域型保育事業				53	156
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整	220		0	0	0
②-①	過不足	0	99	131	38	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		1,991	1,992	1,975	1,962	1,940
②確保の内容		3,084	3,124	3,124	3,124	3,124
②-①	過不足	1,093	1,132	1,149	1,162	1,184

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	1,410	1,456	1,508	1,518	1,522
	低学年	1,139	1,171	1,203	1,193	1,192
	高学年	271	285	305	325	330
②確保の内容		1,770	1,770	1,830	1,830	1,830
②-①	過不足	360	314	322	312	308

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	3,745	3,739	3,637	3,547	3,464
②確保の内容		6,097	6,097	6,097	6,097	6,097
②-①	過不足	2,352	2,358	2,460	2,550	2,633

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	27,499	27,544	27,784	28,053	28,007
	2号認定による定期的な利用	72,603	72,723	73,357	74,066	73,945
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	70,570	78,416	86,261	94,107	101,952
③区間調整		0	0	0	0	0
②+③-①	過不足	-29,531	-21,852	-14,880	-8,012	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		55,866	55,820	54,781	53,892	52,935
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	35,304	37,068	37,068	37,068	37,068
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	33,371	35,979	38,064	40,150	42,236
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	-6,692	-4,106	-7,100	-3,612	-626
②-①	過不足	6,117	13,121	13,251	19,714	25,743

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		13,868	13,868	13,736	13,632	13,465
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	10,955	12,207	13,772	15,650	17,528
	区間調整	0	0	0	0	0
②-①	過不足	-2,913	-1,661	36	2,018	4,063

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		2,175	2,148	2,164	2,175	2,150
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	2,175	2,148	2,164	2,175	2,150
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	7,300	7,561	8,082	8,604	9,125
	区間調整	-5,125	-5,413	-5,918	-6,429	-6,975
②-①	過不足	0	0	0	0	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	1,535	1,503	1,474	1,448	1,422
②確保の内容		1,535	1,503	1,474	1,448	1,422
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	445	464	486	511	539
②確保の内容		445	464	486	511	539
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

手稲区

平成27年度から平成31年度までにおける教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

		27年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,131	346	879	929	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	290(0)		900	134	795
	確認を受けない幼稚園	2,381				
	特定地域型保育事業				18	46
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整			0	0	0
②-①	過不足	-147		21	40	-245
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		28年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,109	341	869	924	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	730(0)		900	130	794
	確認を受けない幼稚園	1,936				
	特定地域型保育事業				18	122
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整			0	0	0
②-①	過不足	-106		31	44	-168
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		29年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,132	346	879	896	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	730(0)		900	127	769
	確認を受けない幼稚園	1,937				
	特定地域型保育事業				18	198
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整			0	0	0
②-①	過不足	-78		21	47	-67
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		30年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,145	348	884	870	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	730(0)		900	123	747
	確認を受けない幼稚園	1,938				
	特定地域型保育事業				18	255
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整			0	0	0
②-①	過不足	-97		16	51	12
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		31年度				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		0歳 保育の必要性あり (3号)	1-2歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,122	344	874	846	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	730(0)		900	119	727
	確認を受けない幼稚園	1,937				
	特定地域型保育事業				18	255
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			0	0	0
	区間調整			0	0	0
②-①	過不足	-92		26	55	32
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設の1号及び2号(学校教育利用希望強い)の量の見込みに対する確保の内容の欄に記載の数値は、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園の1号の利用定員並びに既存幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の1号・2号の利用定員の合計(括弧内に内数としてこれらの認定こども園の1号・2号の利用定員の合計数を記載)

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

※ 「認可外保育施設等(市財政支援あり)」とは、札幌市が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等をいう。

※ 「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

※ 「認定こども園特例枠」とは、基本指針第三の四の2の(二)の(2)のウに基づき幼保連携型認定こども園について子ども・子育て支援事業計画で定める数をいう。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(箇所)	(ニーズ量調査によらない)	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)		999	988	980	970	952
②確保の内容		1608	1684	1760	1817	1817
②-①	過不足	609	696	780	847	865

3 放課後児童健全育成事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	全体	1,112	1,071	1,026	998	985
	低学年	874	802	762	769	763
	高学年	238	269	264	229	222
②確保の内容		1,359	1,359	1,359	1,359	1,359
②-①	過不足	247	288	333	361	374

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	3,188	3,153	3,060	2,970	2,883
②確保の内容		5,512	5,512	5,512	5,512	5,512
②-①	過不足	2,324	2,359	2,452	2,542	2,629

6 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	15,137	14,958	15,137	15,229	15,050
	2号認定による定期的な利用	90,537	89,465	90,537	91,086	90,014
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	72,675	80,772	88,870	96,967	105,064
③区間調整		0	0	0	0	0
②+③-①	過不足	-32,999	-23,651	-16,804	-9,348	0

7 一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		32,819	32,448	31,917	31,341	30,604
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型を除く。)	29,106	28,812	30,576	30,576	30,576
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	20,336	21,379	23,464	25,029	26,593
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	-10,771	-6,690	-2,793	0	0
②-①	過不足	5,852	11,053	19,330	24,264	26,565

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)		10,336	10,218	10,142	10,038	9,840
②確保の内容	病児保育事業	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	9,703	11,268	12,520	14,085	15,963
	区間調整	-543	-2,226	-2,298	0	0
②-①	過不足	0	0	1,256	5,223	7,299

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	4,432	4,693	4,954	5,214	5,736
	区間調整	-4,432	-4,693	-4,954	-5,214	-5,736
②-①	過不足	0	0	0	0	0

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、7～9の表に記載の数値を足し合わせたもの。

※ 6～9の表にいう「区間調整」とは特定の行政区の確保の内容をそれに隣接する行政区の確保の内容とみなし(区間調整の欄に記載の数値が負の値の場合)、又は当該隣接する行政区の確保の内容を特定の行政区の確保の内容とみなす(区間調整の欄に記載の数値が正の値の場合)調整をいう。

10 乳児家庭全戸訪問事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	949	930	912	896	880
②確保の内容		949	930	912	896	880
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業その他		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)	264	275	288	303	320
②確保の内容		264	275	288	303	320
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

## 満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値について

満3歳未満の保育利用率とは、教育・保育提供区域ごとの満3歳未満の子どもの推計数全体に占める満3歳未満の子どもの教育・保育施設等の利用定員数の割合をいいます。

国の基本指針においては、待機児童が多い満3歳未満の子どもの保育利用率の目標値を設定することとされています。

		27	28	29	30	31
全市	就学前児童数(3歳未満)(A)	42,896	42,527	41,741	40,925	40,169
	3号利用定員数(見込)(B)	12,043	12,506	12,866	13,052	13,051
	保育利用率(B)÷(A)	28.1%	29.4%	30.8%	31.9%	32.5%
中央区	就学前児童数(3歳未満)(A)	5,281	5,376	5,376	5,359	5,343
	3号利用定員数(見込)(B)	1,196	1,346	1,463	1,578	1,578
	保育利用率(B)÷(A)	22.6%	25.0%	27.2%	29.4%	29.5%
北区	就学前児童数(3歳未満)(A)	6,044	5,988	5,911	5,792	5,677
	3号利用定員数(見込)(B)	1,965	1,977	2,053	2,053	2,063
	保育利用率(B)÷(A)	32.5%	33.0%	34.7%	35.4%	36.3%
東区	就学前児童数(3歳未満)(A)	6,248	6,188	6,078	5,968	5,882
	3号利用定員数(見込)(B)	1,894	1,928	1,953	1,953	1,947
	保育利用率(B)÷(A)	30.3%	31.2%	32.1%	32.7%	33.1%
白石区	就学前児童数(3歳未満)(A)	5,221	5,101	4,984	4,888	4,796
	3号利用定員数(見込)(B)	1,642	1,665	1,683	1,683	1,683
	保育利用率(B)÷(A)	31.4%	32.6%	33.8%	34.4%	35.1%
厚別区	就学前児童数(3歳未満)(A)	2,329	2,312	2,241	2,172	2,107
	3号利用定員数(見込)(B)	631	704	722	722	717
	保育利用率(B)÷(A)	27.1%	30.4%	32.2%	33.2%	34.0%
豊平区	就学前児童数(3歳未満)(A)	5,057	5,066	5,040	4,990	4,948
	3号利用定員数(見込)(B)	1,302	1,331	1,337	1,337	1,337
	保育利用率(B)÷(A)	25.7%	26.3%	26.5%	26.8%	27.0%
清田区	就学前児童数(3歳未満)(A)	2,266	2,154	2,075	2,001	1,930
	3号利用定員数(見込)(B)	512	517	517	531	531
	保育利用率(B)÷(A)	22.6%	24.0%	24.9%	26.5%	27.5%
南区	就学前児童数(3歳未満)(A)	2,380	2,314	2,233	2,159	2,084
	3号利用定員数(見込)(B)	642	646	670	670	670
	保育利用率(B)÷(A)	27.0%	27.9%	30.0%	31.0%	32.1%
西区	就学前児童数(3歳未満)(A)	4,994	4,986	4,850	4,730	4,620
	3号利用定員数(見込)(B)	1,535	1,592	1,592	1,592	1,592
	保育利用率(B)÷(A)	30.7%	31.9%	32.8%	33.7%	34.5%
手稲区	就学前児童数(3歳未満)(A)	3,076	3,042	2,953	2,866	2,782
	3号利用定員数(見込)(B)	724	800	876	933	933
	保育利用率(B)÷(A)	23.5%	26.3%	29.7%	32.6%	33.5%

参考 「教育・保育」に関する需給状況一覧

以下の表に記載の数字は、需給計画のうち、「教育・保育」に係る①量の見込みと②確保の内容の差（過不足）をまとめたもの（確保の内容が不足している場合、数字がマイナスとなる。）

区域	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全市	0歳	531	648	740	792	833
	1～2歳	<b>-1,072</b>	<b>-754</b>	<b>-163</b>	122	303
	3～5歳(保育)	141	266	414	483	603
	3～5歳(教育)	180	574	880	1,035	1,312
中央区	0歳	10	22	22	28	28
	1～2歳	<b>-419</b>	<b>-357</b>	<b>-87</b>	3	68
	3～5歳(保育)	43	0	0	0	0
	3～5歳(教育)	<b>-69</b>	0	0	0	0
北区	0歳	129	137	159	165	176
	1～2歳	<b>-131</b>	<b>-114</b>	<b>-30</b>	3	37
	3～5歳(保育)	0	0	0	0	0
	3～5歳(教育)	0	0	0	0	0
東区	0歳	131	146	157	162	163
	1～2歳	<b>-38</b>	<b>-34</b>	0	0	0
	3～5歳(保育)	85	89	178	187	113
	3～5歳(教育)	<b>-180</b>	<b>-87</b>	<b>-28</b>	4	50
白石区	0歳	67	94	119	135	143
	1～2歳	<b>-30</b>	0	0	0	0
	3～5歳(保育)	0	19	60	100	139
	3～5歳(教育)	0	0	0	0	0
厚別区	0歳	16	39	46	49	53
	1～2歳	0	4	49	94	118
	3～5歳(保育)	<b>-49</b>	0	0	0	0
	3～5歳(教育)	260	305	370	438	504
豊平区	0歳	10	10	10	10	10
	1～2歳	<b>-49</b>	<b>-31</b>	<b>-12</b>	0	10
	3～5歳(保育)	0	3	43	85	226
	3～5歳(教育)	0	0	0	0	0
清田区	0歳	6	10	14	17	21
	1～2歳	<b>-87</b>	0	0	0	0
	3～5歳(保育)	<b>-9</b>	0	0	0	0
	3～5歳(教育)	122	188	244	355	454
南区	0歳	27	32	46	49	53
	1～2歳	0	0	0	0	0
	3～5歳(保育)	<b>-22</b>	0	0	0	0
	3～5歳(教育)	0	58	183	160	195
西区	0歳	95	114	120	126	131
	1～2歳	<b>-73</b>	<b>-54</b>	<b>-16</b>	10	38
	3～5歳(保育)	72	124	112	95	99
	3～5歳(教育)	0	0	0	0	0
千歳区	0歳	40	44	47	51	55
	1～2歳	<b>-245</b>	<b>-168</b>	<b>-67</b>	12	32
	3～5歳(保育)	21	31	21	16	26
	3～5歳(教育)	47	110	111	78	109

## 第6章 計画の推進体制

本章では、計画を実行性のあるものにするための推進体制と、評価の方法について掲載しています。

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価と見直し
- 3 成果指標の設定について

## 1 計画の推進体制

### ○ 市民・地域・関係団体との連携

本計画の推進に当たっては、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識して、子どもの権利保障や子ども・子育て支援を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体など各関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

### ○ 庁内の連携

本計画では、保健福祉関係部局、教育関係部局など、札幌市の様々な部局の施策を対象としています。市民によりよいサービスを提供するため、これら関係各局との情報共有や密な連携により、施策の効果的な推進を図っていきます。

## 2 計画の評価と見直し

本計画の実施状況については、本市の附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び「札幌市子ども・子育て会議」のほか、庁内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、点検・評価を行い、次年度以降の施策の改善につなげていきます。

点検・評価に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定して点検・評価を行います。

なお、第5章については、計画期間の中間年を目安として必要な場合は見直しを行います。

計画の点検・評価や見直し状況については、その内容をホームページに掲載し、市民に分かりやすいように周知いたします。

### 3 成果指標の設定について

本計画では、市民の視点に立った成果を把握するため、計画全体及び基本目標ごとに成果指標を設定しています。

#### 【計画全体の成果指標】

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思ふ子どもの割合	65.4% (平成 25 年度)	75.0% (平成 31 年度)
子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	60.7% (平成 25 年度)	75.0% (平成 31 年度)

#### 【基本目標ごとの成果指標】

基本目標	指標項目	現状値	目標値
1 子どもの権利を大切にす 環境の充実	子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思ふ人の割合	大 人：54.9% 子ども：59.3% (平成 25 年度)	大 人：65.0% 子ども：65.0% (平成 31 年度)
	子どもの権利が守られていると思ふ人の割合	大 人：49.1% 子ども：57.0% (平成 25 年度)	大 人：65.0% 子ども：65.0% (平成 31 年度)
	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学校：92.1% 中学校：82.2% 高校：80.7% (平成 24 年度)	小学校：95.0% 中学校：88.0% 高校：86.0% (平成 30 年度)
2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	仕事と生活の調和がとれていると思ふ人の割合	48.6% (平成 25 年度)	65.0% (平成 31 年度)
	希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合	63.9% (平成 25 年度)	80.0% (平成 31 年度)
	妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安が軽減されている人の割合	—	60.0% (平成 31 年度)
3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思ふ人の割合（再掲）	大 人：54.9% 子ども：59.3% (平成 25 年度)	大 人：65.0% 子ども：65.0% (平成 31 年度)
	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合	小 6：71.2% 中 3：65.7% 高 2：61.0% (平成 25 年度)	小 6：76.0% 中 3：72.0% 高 2：67.0% (平成 30 年度)
	困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合	46.5% (平成 25 年度)	60.0% (平成 31 年度)
4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	34.8% (平成 25 年度)	45.0% (平成 31 年度)
	障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思ふ保護者の割合	—	60.0% (平成 31 年度)
	今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある母子・父子家庭の割合	母子：94.0% 父子：91.2% (平成 24 年度)	母子：80.0% 父子：80.0% (平成 29 年度)

## 参考資料

- 1 計画の策定体制
- 2 計画の策定経過
- 3 附属機関について
- 4 札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査結果
- 5 札幌市子どもに関する実態・意識調査結果
- 6 市民ワークショップの結果
- 7 子どもワークショップの結果

# 1 計画の策定体制

## 札幌市 ～ 庁内の策定体制 ～

### 子どもの権利総合推進本部

課長会議

部長会議

本部会議  
(局長会議)

市長副市長  
会議

## 市民・関係者等からの意見聴取

計  
画  
案  
策  
定  
段  
階  
で  
の  
意  
見

### ■ 附属機関からの意見

#### 【子ども・子育て会議】

新・さっぽろ子ども未来プラン全般に  
ついての意見を聴取  
(平成 25 年 10 月～  
平成 27 年 3 月に開催)

#### 【子どもの権利委員会】

新・さっぽろ子ども未来プランの推進  
計画部分の意見を聴取  
(平成 25 年 9 月～  
平成 26 年 10 月に開催)

### ■ アンケート調査

#### 【子ども・子育て支援ニーズ調査】

就学前児童の保護者へのアンケート  
(平成 25 年 11 月～12 月に実施)

#### 【子どもに関する実態・意識調査】

子どもや大人へのアンケート  
(平成 25 年 12 月～  
平成 26 年 1 月実施)

### ■ ワークショップ

#### 【市民ワークショップ】

子育て家庭や子育て支援従事者等に  
よるワークショップ  
(平成 25 年 12 月～  
平成 26 年 1 月に実施)

#### 【子どもワークショップ】

小学校 5 年生～高校 2 年生までのこ  
どもによるワークショップ  
(平成 26 年 7 月に実施)

計  
画  
案  
へ  
の  
意  
見

### ■ パブリックコメント・キッズコメントの実施

#### 【パブリックコメント】

計画案を市民に公表し、広く意見を募  
集  
(平成 27 年 1 月～2 月に実施)

#### 【キッズコメント】

計画案の子ども向けパンフレットを  
全小中学校に配布し、意見を募集  
(平成 27 年 1 月～2 月に実施)

## 2 計画の策定経過

実施時期	札幌市の主な動き	市民・関係者等からの意見聴取
平成 25 年 9 月 12 日		第 2 期子どもの権利委員会（第 9 回）
10 月 10 日		第 1 回子ども・子育て会議
10 月 29 日		第 2 期子どもの権利委員会（第 10 回）
11 月 20 日 ～12 月 6 日		子ども・子育て支援ニーズ調査
12 月 13 日		第 2 回子ども・子育て会議
12 月 20 日 ～1 月 15 日		子どもに関する実態・意識調査
12 月 22 日		市民ワークショップ（1 回目）
平成 26 年 ～1 月 12 日		市民ワークショップ（2 回目）
1 月 26 日		市民ワークショップ（3 回目）
2 月 6 日		第 3 期子どもの権利委員会（第 1 回）
2 月 26 日		第 3 回子ども・子育て会議
3 月 13 日		第 4 回子ども・子育て会議
4 月 22 日		第 3 期子どもの権利委員会（第 2 回）
5 月 15 日		第 5 回子ども・子育て会議 第 3 期子どもの権利委員会（第 3 回）
6 月 9 日		第 6 回子ども・子育て会議
6 月 27 日		第 3 期子どもの権利委員会（第 4 回）
7 月 29 日		子どもワークショップ
8 月 22 日	子どもの権利総合推進本部（課長会議）	
9 月 4 日	子どもの権利総合推進本部（部長会議）	
9 月 8 日		第 3 期子どもの権利委員会（第 5 回）
9 月 25 日		第 7 回子ども・子育て会議
10 月 6 日		第 3 期子どもの権利委員会（第 6 回）
10 月 24 日		第 8 回子ども・子育て会議
10 月 31 日		第 3 期子どもの権利委員会（第 7 回）
11 月 13 日	子どもの権利総合推進本部（課長会議）	
11 月 27 日		第 9 回子ども・子育て会議
12 月	子どもの権利総合推進本部兼企画調整 会議幹事会（部長会議）	
12 月	子どもの権利総合推進本部兼企画調整 会議（局長会議）	
12 月	市長副市長会議	
平成 27 年 1 月		札幌市議会文教委員会へ報告
<b>計画案の決定</b>		
1 月～2 月		パブリックコメント・キッズコメント
3 月		第 10 回子ども・子育て会議 第 3 期子どもの権利委員会（第 8 回）
3 月	市長副市長報告	
<b>計画の策定・公表</b>		

### 3 附属機関について

#### 札幌市子ども・子育て会議

本会議は、札幌市の子ども・子育て支援に関する協議のために、「札幌市子ども・子育て会議条例」に基づき設置された附属機関です。子育て当事者や子ども・子育て支援に携わる関係者、学識経験者などから構成されています。会議では、計画案について幅広く意見交換をしていただきました。

また、本会議には、特定の分野を専門的かつ効率的に審議するため、「認可・確認部会」及び「放課後児童健全育成事業部会」を設置しています。

#### 【委員名簿】（五十音順、敬称略、平成27年〇月〇日現在）

	氏名	所属等	所属部会 ◎は部会長
会長	金子 勇	神戸学院大学現代社会学部教授	
副会長	佐藤 淳	北海学園大学経営学部教授	
委員	石田 あやこ	公募委員	放課後
	大久保 薫	さっぽろ地域づくりネットワークワン・オールセンター長	
	岡田 光子	北海道子育て支援ワーカーズ代表理事	
	小野 志美	札幌市私立保育園連盟副会長	
	加藤 欽也	札幌商工会議所政策委員長	
	齋藤 寛子	公募委員	認可・確認
	品川 ひろみ	札幌国際大学短期大学部教授	認可・確認◎
	芝木 捷子	札幌市私立幼稚園連合会理事	
	柴田 田鶴子	川沿あすなろ児童育成会副代表	放課後
	下村 勝子	札幌市民生委員児童委員協議会 札幌市主任児童委員連絡会代表幹事	
	末岡 裕文	札幌市医師会理事（地域社会部長）	
	須藤 桃代	北海道科学大学保健医療学部教授	放課後◎
	坪谷 哲雄	札幌市私立保育園連盟会長	認可・確認
	中井 由紀子	札幌市PTA協議会理事	放課後
	ニコルス 哲子	公募委員	認可・確認
	秦 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長	
	林 進一	札幌市清田区青少年育成委員会連絡協議会議長	放課後
	平野 直己	北海道教育大学札幌校准教授	
	平野 博宣	連合北海道札幌地区連合会事務局長	
	前田 元照	札幌市私立幼稚園連合会会長	認可・確認
三井 有希子	全国認定こども園協会北海道地区会副代表	認可・確認	
山田 暁子	札幌弁護士会弁護士	認可・確認	
渡辺 元	札幌市小学校長会事務局次長	放課後	

**【子ども・子育て会議の開催状況】**

	開催日	主な協議内容
第1回	平成25年10月10日	○子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について
第2回	平成25年12月13日	○部会の設置について ○新計画の策定方針について
第3回	平成26年2月26日	○各部会で検討した子ども・子育て支援新制度下における各種基準案について
第4回	平成26年3月13日	○札幌市の子どもの施策の課題について ○新計画の施策体系案について（第3章関係）
第5回	平成26年5月15日	<第5回のみ> ○保育の必要性の認定に係る就労下限時間の設定について
第6回	平成26年6月9日	<第5回、第6回、第7回> ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保について（第5章関係）
第7回	平成26年9月25日	○教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用定員の設定の基本的な考え方について
第8回	平成26年10月24日	○計画案の確認について
第9回	平成26年11月27日	
第10回	平成27年3月	○市民意見の報告と計画の承認について

**【認可・確認部会の開催状況】**

	開催日	主な協議内容
第1回	平成26年1月30日	○子ども・子育て支援新制度下における各種基準案の検討について（放課後児童健全育成事業に係る基準案を除く）
第2回	平成26年2月18日	
第3回	平成26年9月25日	○既存教育・保育施設に係る利用定員の設定案について
第4回	平成26年10月24日	<第4回のみ>
第5回	平成26年12月	○幼保連携型認定こども園の認可について
第6回	平成27年1月	<第4回、第5回、第6回> ○教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用定員の設定について

**【放課後児童健全育成事業部会の開催状況】**

	開催日	主な協議内容
第1回	平成26年1月31日	○子ども・子育て支援新制度下における放課後児童健全育成事業に係る基準案の検討について
第2回	平成26年2月18日	

## 札幌市子どもの権利委員会

本会議は、札幌市における子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき設置された附属機関です。子どもの権利の保障に携わる学識経験者や関係者、高校生を含む公募委員などから構成されています。会議では、新・さっぽろ子ども未来プランにおける推進計画部分（第4章—基本目標1）について幅広く意見交換をしていただきました。

### 【委員名簿】（五十音順、敬称略、平成27年〇月〇日現在）

氏名		所属等
委員長	千葉 卓	北海学園大学名誉教授
副委員長	土佐林 仁	札幌市中学校長会事務局次長
委員	大川 哲也	札幌弁護士会子どもの権利委員会委員
	梶井 祥子	札幌大谷大学教授
	北本 義和	札幌市小学校長会事務局長
	木村 あおい	公募委員
	清水 一江	札幌市PTA協議会副会長
	鈴木 利勝	札幌市民生委員児童委員協議会理事
	巽 佳子	公募委員
	豊田 直美	公募委員
	西井 健治	公募委員
	秦 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長
	深堀 麻菜香	公募委員
三河 侑矢	公募委員	

### 【子どもの権利委員会の開催状況】

	開催日	主な協議内容
第2期 第9回	平成25年9月12日	○子どもに関する実態・調査の実施について
第10回	平成25年10月29日	
第3期 第1回	平成26年2月6日	○審議事項の確認及び今後のスケジュールについて
第2回	平成26年4月22日	<第2回～第7回> ○次期子どもの権利に関する推進計画について <第3回のみ> ○子どもの権利条例に基づく平成25年度の取組状況報告について
第3回	平成26年5月15日	
第4回	平成26年6月27日	
第5回	平成26年9月8日	
第6回	平成26年10月6日	
第7回	平成26年10月31日	
第8回	平成27年3月	

## 4 札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査結果

### 調査概要

#### 1 調査目的

「新・さっぽろ子ども未来プラン」の策定に向けて、事業量の目標設定に必要な幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状・希望を把握するとともに、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために実施。

#### 2 調査対象

住民基本台帳（平成 25 年 10 月 1 日現在）から無作為に抽出した、就学前児童（5 歳以下）の保護者 15,000 人

#### 3 調査期間

平成 25 年 11 月 19 日～12 月 6 日

#### 4 有効回答数

6,208 件（有効回答率 41.4%）

#### 5 調査方法

調査票を郵送し、返信用封筒で回収

#### 【参考】子育ての環境や支援に関する意見内訳（自由記述）

特に意見の多かった上記 10 項目は次のとおりです。

順位	意見の分類	件数
1	待機児童の解消（保育所や認定こども園の整備等）	253
2	子育てサロン	131
3	屋内型の遊び場の整備	129
4	保育所・幼稚園の保育料	123
5	一時保育（病児・病後児保育以外）	120
6	相談対応	112
7	子育て支援等に関する情報提供	96
8	バリアフリー化（公共空間・交通機関、ベビーカー貸出等）	94
9	ワーク・ライフ・バランス（産休・育休・短時間勤務等）	90
10	同世代・異世代・地域内等の交流	73

※本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ（[〇〇](#)）に掲載しています。

本計画においては、第 2 章の「札幌市の子ども・子育て現状」に掲載している各種データのうち、資料「札幌市子ども・子育て支援ニーズ」と掲載されたデータが、本調査に基づく結果の一部になります。

## 5 札幌市子どもに関する実態・意識調査結果

### 調査概要

#### 1 調査目的

札幌市における子どもの実態や、子どもを含む市民の意識を把握し、子どもの権利の推進に関する計画策定の基礎資料とすることを目的として実施。

#### 2 調査対象

住民基本台帳（平成 25 年 11 月 1 日現在）から無作為に抽出した、【大人用】（19 歳以上）：5,000 人、【13 歳から 18 歳用】：3,397 人、【10 歳から 12 歳用】：1,603 人の計 10,000 人

#### 3 調査期間

平成 25 年 12 月 20 日～平成 26 年 1 月 15 日

#### 4 有効回答数

【大人用】（19 歳以上）	1,687 件（有効回答率 33.7%）
【13 歳から 18 歳用】	1,098 件（有効回答率 32.3%）
【10 歳から 12 歳用】	770 件（有効回答率 48.0%）

#### 5 調査方法

調査票を郵送し、返信用封筒で回収

※本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ（[〇〇](#)）に掲載しています。

本計画においては、第 2 章の「札幌市の子ども・子育て現状」に掲載している各種データのうち、資料「札幌市子どもに関する実態・意識調査」と掲載されたデータが、本調査に基づく結果の一部になります。

## 6 市民ワークショップの結果

### 札幌の子育てを考える連続ワークショップの概要

新・さっぽろ子ども未来プランの策定にあたり、子育て中の札幌市民や、子育て・子育て支援を行っている方々の子育て・子育て支援に関する本音を引き出すとともに、市民目線から課題解決の方策を探るため、ワークショップを開催しました。

#### 1 参加者

子育て当事者や子ども・子育て支援に携わる関係者、学生などの計 30 名。

#### 2 各回の実施日・内容

##### 第1回「子育ての不安や課題を話し合いました！」

■日時：平成 25 年 12 月 22 日（日）14 時～17 時

■目的：子育てをする中で感じている不安や課題の抽出

■実施概要：

5 グループに分かれ「子育てをする中で感じている不安や課題」について抽出

##### 第2回「課題の解決策を考えました！」

■日時：平成 26 年 1 月 12 日（日）14 時～17 時

■目的：子育てに関する課題を解決する取り組みのアイデアの抽出

■実施概要：

- ・前回出された 5 つの「子育てに関する課題」をそれぞれ 5 つのグループに割り当て、これらの課題を解決するために考えられる取り組みのアイデアを抽出。
- ・グループワークは、前回同様のグループメンバーで割り当てられた課題について検討する Round 1、自分の興味のあるテーマのテーブルに移動して検討する Round 2 の 2 ラウンド実施した。

##### 第3回「子育てしやすいまちづくりのために、何が重要か考えました！」

■日時：平成 26 年 1 月 26 日（日）14 時～17 時

■目的：特に重要だと考える取組（重要プロジェクト）を抽出すること

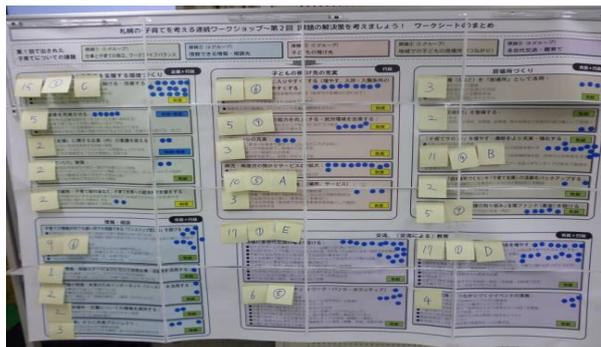
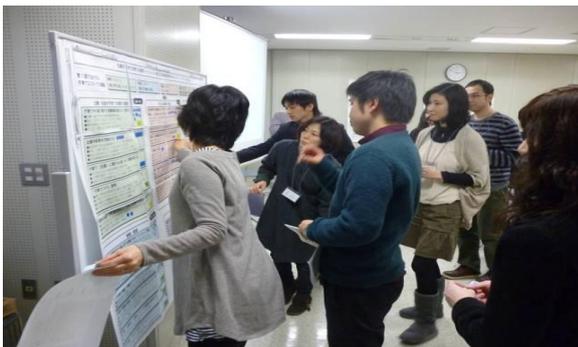
「重要プロジェクト」を具体化する方策について検討すること

■実施概要：

- ・前回出された「取り組みのアイデア」の中から「重要プロジェクト」を決めるため、参加者がシールで投票。
- ・「重要プロジェクト」（投票結果が 5 位以内のもの）について 5 つのテーブルに割り当て、参加者は自身の興味のあるテーブルに移動。「重要プロジェクト」を具体化するための方策について検討した。

### 3 ワークショップの最終意見概要

重要プロジェクト名	主な意見
病児・病後児の 預かりサービス プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども緊急サポートネットワーク認知度を上げて拡大していくことが必要。</li> <li>・必要な時にすぐに預けられることが大切（お金をとるサービスであればいつでも預けられるようにしてほしい）。</li> </ul>
みんなが参加できる （協力したい人も集まる） 子育てサロンをつくろう！！ プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催場所や開催回数が多いほうがよい。</li> <li>・保育スタッフが子どもと遊ぶなど、母親がリラックスできる時間を設けるべき。</li> <li>・ボランティア等で多様な人に参加してもらい仕組みをつくるのが大切。</li> <li>・サロンの情報をもっと積極的に発信していくべき。</li> </ul>
子育て中の親に関する 労働規制を設ける プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス認証制度のPRの強化などを積極的に行うべき。</li> <li>・企業の就労制度の見直しや休暇の義務化について、行政の働きかけが必要。</li> <li>・育休復帰後のキャリアアップのためのプログラムを設ける。</li> </ul>
君も明日から親になる！！ ～仲良しパパママクラブ～ プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親育てのための教室・教育機会を増やすべき。</li> <li>・お年寄りなど、子育て経験が豊富な人の話を聞きたい。</li> <li>・親となる全員が参加できるように取組の広報強化が必要。</li> </ul>
地域に共生の場を設ける プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の中に「障がい」「子ども」「高齢者」の枠を超えた「共生型ひろば」を設け、互いに支えあう環境づくりが重要。</li> <li>・多様な人を集めるためには、地域コーディネーターが必要。</li> <li>・町内会など、まちの情報を持つ人たちと行政がもっとつながり、互いにスキルアップしていく必要がある。</li> </ul>



※ワークショップの詳細結果は、札幌市のホームページ（〇〇）に掲載しています。

## 7 子どもワークショップの結果

### 子ども企画委員会「ぼくらの未来を考えよう！」委員会の概要

新・さっぽろ子ども未来プランの策定にあたり、子どもの意見を聞くため、子ども企画委員会「ぼくらの未来を考えよう！」委員会を設置し、小学5年生から高校生を対象に公募で集まった子どもたちと意見交換を行いました。

意見交換では、子どもたちを3グループに分け、それぞれテーマを「子どもの権利」「子育てしやすいまち」「放課後や休日の居場所、体験活動」としました。各グループでは、最初に職員から現状を説明し、テーマに対する問題点や課題について話し合いを行いました。

次に、こうなしてほしい札幌の未来について話し合いを行い、そのために子どもたち自身ができること・すべきことや、大人や市にしてほしいことについて話し合いの結果をまとめました。

#### 1 参加者

小学5年生から高校2年生までの14名。

参加者の募集は、チラシを作成し、各学校や区役所などの公共施設へ配布。

#### 2 実施日

平成26年7月29日（火）10時～15時

#### 3 結果概要

##### (1) 現状

##### ○ 子どもの権利

- ・ 子どもの権利について
- ・ アンケート「子どもの権利が守られているか？」の結果について
- ・ 権利条例の認知度について

##### ○ 子育てしやすいまち

- ・ 札幌市の子育て施策について
- ・ アンケート「子育てに楽しさと大変さのどちらを感じるか？」の結果について
- ・ ワーク・ライフ・バランスについて

##### ○ 放課後や休日の居場所、体験活動

- ・ 体験活動の内容について
- ・ アンケート「札幌は体験しやすい環境か？」の結果について
- ・ アンケート「放課後や休日の過ごし方」の結果について



## (2) 子どもからの意見の概要

### ○ 子どもの権利

#### 「主な意見」

- ・ 権利条例は知らないが、パンフレットは見たことがあるし、アシストセンターは知っている。
- ・ 自分がというわけではないが、いじめはあると思う。いじめられている人を見てもなかなか声をかけるのは難しい。自分がいじめられてしまうと感じるので、そこは大人になんとかしてほしい。安心して生きる権利は、守られていないことが多いと思う。
- ・ 自分らしく生きる権利が守られて、個性が尊重されるといじめる人もいなくなると思う。
- ・ グループ内には塾に行っている子どもが一人もいなかったが、まわりには毎日習い事に行ったり、塾に行っている人も結構いる。豊かに育つ権利については、守られていると思う。
- ・ 生徒会や学級会など、学校で意見を言える機会はあるが、もう少しふえるといいと思う。
- ・ 今日のように、違う学校や学年の人と話したりする機会が増えるといいと思う。

#### 「まとめた内容」

「ぼくらの未来を考えよう！」委員会 ワークシート

〈テーマ〉 「子どもの権利」

1. 現状 「今の問題点や課題は何？」 「自分たちはこう思う！」

・人のことを考えられていない。→いじめを見て見ぬフリ。

・大勢対1人

・障がい者の人とちゃんと向き合っていない。

・普通の人と違うと決めつけて悪いところしか見ない。

・人の秘密や個人情報を悪用する。

・チャレンジしようとしても、無理だと決めつけられる。

・少し意見を言える場が少ない。

問題点

2. 未来 「さっぼろのまちがこうなってほしい！」

・いじめがないまち!!

・いまの子どもが子どもの権利の条例を守るようになるとその子が大きくなって生まれた子どもも、その子どもの権利の条例を守るようになる!!

・どんな家庭、どんな卒で生まれたとしても、みんな公平で仲良しのまち!

・チャレンジしようとしている人を応援するまち。

・みんなが意見をもち、それをはっきり言えるまち。

理想

そのために...

・自分たち(子ども)ができること!

・大人や市役所にしてもらいたいこと!

大人や市役所にしてほしいこと。	自分たち(子ども)ができること
・先生と子どもの1対1で相談できる場所や相談できる場所を増やしてほしい。	・人の悪い所ばかりを見ないで良い所を見つける。
・いじめアンケートをもとにみんなに出して、いじめや差別が起きているかも、としてほしい。また、家でやるようにする。	・相手を思いやる!
・子どもに自信をあたせる接し方を。	・子どもの権利を知っている人が知らない人に教えてあげる。
	・自分の個性や意見に自信をもち、相手の個性もほめる。

## ○ 子育てしやすいまち

### 「主な意見」

- ・ 子育て中の人重いものを持っているなど、困っているときに助けてあげるとよい。
- ・ 小さい子どもと積極的に関わるようにする。
- ・ 公園などで親と小さい子が遊んでいるときに、その子どもと遊んであげると親の負担を減らすことができると思う。そうして近所の人との関わりを深める。
- ・ 子育てを経験した人がアドバイスできるようにする。
- ・ 1か月に1回は、親が子どもとたくさんふれ合える日をつくるようにする。
- ・ 子どもを安心して預けることができる環境をつくる。
- ・ 雑誌や地下鉄の広告などで子育てのサービスや施設について情報発信をする。

### 「まとめた内容」

「ほくらの未来を考えよう！」委員会 ワークシート

テーマ **子育てをしやすい街札帳**

1. 現状 「今の問題点や課題は何？」「自分たちはこう思う！」

- ・ 子育てについての情報不足
- ・ 安心して遊べる所不足
- ・ 子育てへの関心×
- ・ 近所でのつながり
- ・ ワークライフバランスを保つ

2. 未来 「さっほろのまちがこうなってほしい！」

- ・ 子育てをしている人だけでなく地域の人にも関心を持ってもらえる
- ・ 親のストレス軽減
- ・ のびのびと育て学校でも楽しめる
- ・ ワークライフバランスによって親も好きなことができる

そのために...

- ・ 自分たち（子ども）ができること
- ・ 大人や市役所にしてもらいたいこと

**大人**

- ・ 情報の提示（もっとみんなにわかってもらう）
- ・ 安心・安全の確保（遊具と見守ってくれる人）
- ・ 地域内の協力（その人に合った協力）

**子供**

- ・ 小さい子供と積極的なコミュニケーションをとる

○ 放課後や休日の居場所、体験活動

「主な意見」

- ・ 放課後や休日に学校の図書館を開放してほしい。
- ・ 学校のグラウンドや体育館でイベントをひらいてほしい。
- ・ 公園でバーベキューができるなど、自由に使えるようにしてほしい。
- ・ 地域の人と関わることが増え、仲良くなると、犯罪が少なくなり、安心してすごせる。あいさつが大事。
- ・ 外でもゲームをしている子どもが多いので、公園で体を動かして遊ぶようにすればいい。
- ・ 違う年代の人とふれ合う機会が少ないので、そうした機会を増やしてほしい。
- ・ 札幌は四季がハッキリしているので、それを生かして地域のイベントなどをするとよい。

「まとめた内容」

「ほくらの未来を考えよう！」委員会 ワークシート

\* 地域の人たちと触れ合ったり交流するためには、  
~~子どもが外で過ごすには、~~

**1. 現状 「今の問題点や課題は何？」 「自分たちはこう思う！」**

- ・ 外であそぶ人が少ない → 自然活動などで外に出る機会を増やす。
- ・ 人のふれあいが少ない → 地域の人たちと交流の機会を作る。
- ・ 公園の遊具の使い方・時期・年代が制限されている → 季節に合わせて使い方を考え、新しい使い方を考える。
- ・ 同じことばかりしている、おぎしている → イベントに参加したり、いつもと違うことをしてみる。

**2. 未来 「さっぽろのまちがこうなってほしい！」**

- ・ ゴミのないキレイな町
- ・ 町の空気をできるだけきれいにする
- ・ 自然と触れ合う機会が多いまち
- ・ 地域の人たちが仲のいい町
- ・ 四季を生かした遊具が楽しめる町

そのために...

- ・ 自分たち（子ども）ができること
- ・ 大人や市役所にしてもらいたいこと

・ 地域の人たちにあいさつをする。

・ 町のいろいろな所にごみ箱をおいてほしい

・ 自然とふれあえるイベントを増やす

・ 地域の人たちと遊べるイベントを増やす

・ 公園に雪をまける時、角にしりとりができる、安全な山をつくらせたい

・ 公園で安全なボール遊びができるようにルールをきめてほしい

